

学修便覧

看護学部 看護学科

2025



姫路大学

Himeji University

目 次

姫路大学の理念	1
看護学部教育方針（3つのポリシー）	2
I 看護学部の学修	
1 学年暦	7
2 授業科目の構成	7
3 単位制	7
4 科目の履修および履修登録	7
5 授業	8
6 実習	11
7 試験	11
8 成績評価	13
9 成績開示と異議申立て	14
10 問題および答案の閲覧	14
11 国家試験対策講座	14
12 GPA制度	14
13 成績通知	15
14 学修上の注意事項	15
II 先修要件、卒業資格の要件等	
1 先修要件	17
2 進級制度	17
3 卒業資格の要件	18
4 保健師課程の履修と公衆衛生看護学実習の先修条件	18
5 養護教諭二種免許の取得	19
6 助産師課程の履修	20
7 取得できる受験資格	20
8 国家試験受験対策	20
III 授業科目等	
1 授業科目および単位数・開講期	21
IV 学籍関係	
1 学生証、学籍番号	25
2 身上異動	25
3 学費等	26
4 学籍の異動	26
V 学生生活	
1 学生への連絡	28
2 ロッカー	28
3 拾得物・遺失物	28
4 通学	29
5 学割証	29
6 アルバイト	30
7 一人暮らし	31
8 学生相談	32
9 健康管理	34
10 喫煙	38
11 薬物乱用防止に関する警告	38
12 ハラスメント	39
13 SNSの利用	41

目 次

14	ストーカー対策	41
15	防災	43
16	保険制度	43
17	奨学金	43
18	自治活動	45
19	ボランティア活動	46
20	海外渡航に関する諸注意	48
21	各種証明書の発行	49
22	その他	49
VI キャリア支援		
1	キャリア支援	51
2	キャリアとは…	51
3	就職活動とは…	51
4	就職活動における注意点	53
VII 附属図書館		
1	開館時間と休館日	54
2	利用資格	54
3	利用にあたって	54
4	所蔵資料の探し方	54
5	MyOPAC（アカウントサービス）	55
6	閲覧と貸出	55
7	館内複写サービス	56
8	学生購入希望図書	57
9	レファレンスサービス	57
10	図書館間相互利用	57
11	姫路大学・豊岡短期大学図書館間相互貸借制度	57
12	図書館の行事・活動	58
13	その他	58
VIII 学則・規程		
1	姫路大学学則	61
2	姫路大学看護学部履修規程	75
3	姫路大学看護学部試験規程	79
4	姫路大学転籍に関する規程	83
IX 規程・内規		
1	姫路大学学生規程	85
2	姫路大学学生の懲戒等に関する規程	91
3	姫路大学褒賞規程	95
4	姫路大学車両通学許可内規	97
5	姫路大学学費等納入要項	100
6	姫路大学障害学生支援規程	107
7	姫路大学奨学生規程	109
X 校舎配置図		
1	1号棟	117
2	2号棟	119
3	旧2号棟	121
XI 校歌		
		124

姫路大学の理念

本学の建学の精神は、「人に愛され、信頼され、尊敬される人を育成する」です。この精神を具現化するためには、人格そのものに根源的な力が備わっていなければなりません。すなわち、他人の心を思いやり、社会に対する深い洞察力を身につけるとともに、自然を大切にし、環境と人々の暮らしとの関係を理解し、加えて正しい歴史観を持ち、世界に視野を広げることによってはじめて、人に愛され、信頼され、尊敬される人格を養い得るのです。

本学の教育理念は、建学の精神に則り、人間は人間だけで生きているのではなく、自然の中で他の生命とともに生かされているという「共生の心」を備えた人材を育てることです。共生の心を備えた人材こそ、あらゆる生命に対して畏敬の念を抱き、豊かな人間性と広い世界観を育み、社会に貢献できる専門職の姿であると考えます。

このような専門職を育成するために、基礎的知識や技術の修得、個々の学生の創造性、科学的問題解決能力、倫理的判断力を養うこと、また、国際社会の中で活躍できるグローバルな視野を持つことを重視した教育を行うことを目指します。

教育目的

看護学部教育の目的は、建学の精神に則り、生命を尊重し、人間の尊厳と権利に関する深い洞察力を持ちながら、人々の健康と福祉の向上に貢献する看護の専門家を育成することとしています。すなわち、柔軟な視野を持ち、看護の専門的知識と確かな技術を備えた実践家であり、慈愛に満ちた優しい心と信念を持って、人々に寄り添い、また人々と共に行動する専門職業人として育つ環境を整えることが本学部の使命です。

教育目標

看護学部教育の目標は、看護学士としての学士力と看護実践能力の育成を目指して、次の5つを設定しています。

- ・ 確かな倫理観に基づいた健全な援助的人間関係を形成できるヒューマンケアリングの基礎的能力を養います。
- ・ 「自立と自律」に価値を置き、人々の健康増進、疾病の予防、健康の回復のために、科学的根拠に基づく看護判断と看護実践ができる基礎的能力を養います。
- ・ 保健・医療・福祉の統合的・継続的なサービス提供に必要なリーダーシップとマネジメントの基礎的能力を養います。
- ・ 人々の生命や健康レベルに応じて、グローバルな視点から問題解決に向けた看護を考え、行動できる基礎的能力を養います。
- ・ 生涯にわたって看護専門職として自己研鑽し、看護をイノベーションしていく基礎的能力を養います。

学びの体系

健康・福祉の課題に、社会のニーズに呼応した質の高い看護を提供する人材の育成をめざし、高度化・複雑化・多様化する看護の現場で要求される豊かな人間性と創造性、柔軟性、専門的な知識・技術を、年次を追って確実に修得するプログラムを展開します。

加えて、豊富な実習科目の設置により看護実践能力を高め、人々の生活の質の向上に寄与する、質の高い看護の専門職を養成します。

学年の到達目標

【1年次】人間の身体の仕組みと働き、生活体としての人間、自然環境を理解したうえで、全人的に対象をとらえることができる。

【2年次】人間の健康を総合的にとらえ、人権の尊重、自己理解と援助的関係の形成ができ、ヒューマンケアの基本が理解できる。

【3年次】根拠に基づき、看護を計画的に実践でき、特定の健康課題に対応することができる。

【4年次】チーム医療における看護の役割と個人・集団・組織との連携による地域ケアが理解できる。看護専門職として、自己の課題に取り組む重要性について説明できる。

看護学部教育方針（3つのポリシー）

アドミッション・ポリシー（入学者受け入れの方針）

本学部は、本学の建学の精神を理解し、ディプロマ・ポリシーに掲げた能力をカリキュラム・ポリシーに定める教育を受けることで身につけられると期待できる人材を求めます。そのため、次に示す「知識」、「思考力・判断力・表現力」、「態度」を兼ね備えた学生を入学者として受け入れます。

「知識」

- ・高等学校での教育課程を修得している人
- ・国語、英語、数学、生物の学習歴がある人
- ・自然科学や様々な文化、社会に関する基礎的な知識を身につけている人

「思考力・判断力・表現力」

- ・知識や経験をもとに、自己の考えを表現できる人

「態度」

- ・社会規範を重んじ、他者と協力して行動できる人
- ・人々の生命や健康に対して広く関心を持ち、看護の専門職者を目指す意欲がある人
- ・努力を惜しまず、課題に自ら主体的に取り組む意欲がある人

カリキュラム・ポリシー（教育課程編成の方針）

本学部は、ディプロマ・ポリシーに掲げた力を養うための教育課程を編成します。教育課程は【共通教育科目】、【専門支持科目】、【専門教育科目】の3区分とします。【共通教育科目】には「教養」、「外国語」、「情報の理解」を配置し、汎用的技能を身につけて看護学分野への視野の広がりを図ります。【専門支持科目】には「からだの働き」、「疾病の成り立ち」、「社会と健康」を配置し、看護学の基盤となる知識の体系的な理解を図ります。【専門教育科目】には「基礎看護学」、「成人看護学」、「老年看護学」、「小児看護学」、「母性看護学」、「精神看護学」、「地域・在宅看護論」、「グローバルヘルス」、「看護の統合と実践」、「公衆衛生看護学」、「助産学」を配置し、専門職者としての高い志向をもち、自立して看護を実践できる総合的な能力の修得を図ります。

科目は教育課程で養う力に応じて、次の通りに配置します。

- ①幅広い視野が持てるように「教養」、「情報の理解」の科目を配置し、多言語を理解するために「外国語」の科目を配置します。
- ②看護の根拠となる知識を身につけるために「からだの働き」、「疾病の成り立ち」の科目を配置します。
- ③確かな倫理観を身につけるために『生命倫理』、『看護倫理』を配置し、ヒューマンケアリングの基礎的能力を身につけるために『看護学概論』、『看護理論』、『看護技術Ⅰ』、『看護技術Ⅱ』、『看護技術Ⅲ』、『フィジカルアセスメント』、『基礎看護学実習Ⅰ』、『基礎看護学実習Ⅱ』の科目を配置します。
- ④看護の専門分野における基礎的知識を身につけるために「成人看護学」・「老年看護学」・「小児看護学」・「母性看護学」・「精神看護学」・「地域・在宅看護論」の各『概論』、各『援助論』、『緩和ケア論』、『助産学概論』、『ウィメンズヘルスケア論』、『母子のフィジカルアセスメント』、『ハイリスクケア論』、『助産診断学』を配置し、看護の専門分野における基礎的技術を身につけるために「成人看護学」・「老年看護学」・「小児看護学」・「母性看護学」・「精神看護学」・「地域・在宅看護論」の各『援助演習』、『助産診断・技術論Ⅰ』、『助産診断・技術論Ⅱ』、『助産診断・技術演習』を配置します。
- ⑤保健・医療・福祉に関して多角的にアセスメントするために『保健医療福祉制度論』、『公衆衛生学』、『疫学保健統計学Ⅰ』、『疫学保健統計学Ⅱ』を配置し、携わる多職種と連携、協働する力を身につけるために『看護コミュニケーション論』、『リハビリテーション論』、『看護管理論』、『家族看護論』、『公衆衛生看護管理論』、『保健行政論』、『学校保健論』、『産業保健論』、『助産管理』を配置します。
- ⑥国や地域の文化の相違を理解するために『異文化看護論』を配置し、看護者として地域社会及びグローバルな社会で活動できる力を身につけるために『公衆衛生看護学概論』、『公衆衛生看護活動論Ⅰ』、『公衆衛生看護活動論Ⅱ』、『公衆衛生看護活動論Ⅲ』、『国際看護活動論』、『災害看護学概論』、『グローバルヘルス演習』、『グローバルヘルス実習』、『地域母子保健』を配置します。
- ⑦専門職として看護の総合的知識を身につけるために『総合看護Ⅰ』、『総合看護Ⅱ』を配置し、専門職として看護の実践力を身につけるために「成人看護学」・「老年看護学」・「小児看護学」・「母性看護学」・「精神看護学」・「地域・在宅看護論」・「公衆衛生看護学」・「助産学」

の各『実習』、『看護統合実習』を配置し、自己研鑽を積みながら社会に貢献できる力を身につけるために『キャリア設計』、『看護教育論』、『看護研究方法論』、『看護研究Ⅰ』、『看護研究Ⅱ』を配置します。

授業は講義、演習、実習を組み合わせた方法で展開します。講義では、テキストと共に視聴覚教材を用いつつ知識を理解させます。また、講義に先立つ事前学習や課題としての事後学習を提示し、授業外での自己学習の促進を図ります。演習では、単独あるいはグループワークで思考訓練を行い、主体的な課題解決へと導きます。併せて、シミュレーションやペーパーペーションによって看護技術や看護過程の展開を経験させ、実習に繋げます。実習では、これまでに獲得した知識・技術・思考力を総合的に活用し、臨地での体験と共に記述による思考の整理と討論を交えながら看護を体得させます。加えて、自己・他者評価や個人面談によって内省的考察へと導きます。学習成果は、各科目の到達目標に対する到達度で評価します。評価方法は定期試験、小テスト、レポート、プレゼンテーションおよび観察とし、評価基準を基に評価します。

ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）

本学部は、本学の建学の精神に則り、「共生の心」を備え、豊かな人間性と広い世界観をもって、社会に貢献できる看護専門職を育成することを目指しています。そのため、以下の能力を身につけ、所定の単位を修めた者に「学士（看護学）」の学位を授与します。

- ①幅広い視野と多言語を理解する力
- ②看護の根拠となる知識
- ③確かな倫理観に基づいたヒューマンケアリングの基礎的能力
- ④看護の専門分野における基礎的知識と技術
- ⑤保健・医療・福祉に関して多角的にアセスメントをしながら、携わる多職種と連携、協働できる力
- ⑥国や地域の文化の相違を踏まえて、看護者として地域社会及びグローバルな社会で活動できる力
- ⑦専門職として看護の総合的知識と実践力をもち、自己研鑽を積みながら社会に貢献できる力

履修の手引き

I 看護学部 of 学修

1 学年暦

「学年暦」は、年間の行事予定を示したのですが、特別の事情により変更することがあります。授業回数確保のため、祝祭日に「授業」を実施する場合があります。

2 授業科目の構成

授業科目は、共通教育科目・専門支持科目・専門教育科目に大別されます。

3 単位制

看護学部では単位制と学年制を併用しています。

授業科目の単位数の計算は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により行います。

- 1) 講義および演習については、15時間から30時間の授業をもって1単位とする。
- 2) 実験、実習および実技については、30時間から45時間の授業をもって1単位とする。

4 科目の履修および履修登録

1) 科目の履修

- (1) 履修は、当該年次に配当された科目を履修する「通常履修」と、過年度において修得できなかった科目を翌年度以後に再度履修する「再履修」とに分けられます。
- (2) 未修得科目を残したまま進級すると、当該年次配当科目の「通常履修」と修得が必要な下級年次配当科目の「再履修」が時間割上重複し、「通常履修」ができなくなります。

2) 履修登録

- (1) 各学期の初めに履修すべき科目を自分で決め、指定された期間内に所定の手続きにより本人が履修登録をしなければなりません。履修登録に関する事項は、全て自己責任のもとに扱われます。期間内に登録手続のない科目についてはその年度に履修することができません。履修登録漏れがないか十分に確認してください。
- (2) 履修登録後、指定期間内であれば履修科目の追加・変更・取消が可能です（指定期間外の追加・変更・取消は一切認められません）。
- (3) 履修登録期間および詳細については、別途通知します。
- (4) 履修登録をしなかった科目については、たとえ受講や受験をしたとしても単位の認定を受けることはできません。
- (5) 履修科目を決める場合の注意事項

① 重複登録（履修）の禁止

同一曜日で同一時限に2科目以上を重複して登録（履修）することはできません。

② 修得済科目の履修登録の禁止

前年度までに履修し、単位を修得した科目を、再度登録（履修）することはできません。

I 看護学部 of 学修

③ 必修科目 of 履修登録

必修科目は、指定された年次において必ず履修登録を行い、単位を修得しなければなりません。修得できなかった場合は、原則として翌年度以降に再履修しなければなりません。

④ 選択科目 of 開講

選択科目 of 開講については履修希望者が5名以下 of 場合は、開講されない場合があります。

(6) 正当な理由なく履修を放棄（長期欠席・受験放棄等）すること of ないように努めなければなりません。

(7) 履修については、前期オリエンテーション及び後期オリエンテーションで説明します。オリエンテーションには、この学修便覧を持参し、必ず出席してください。

3) 入学前 of 既修得単位 of 認定

入学する前 of 大学または短期大学において修得した単位について、審査を受け、承認された場合、本学 of 科目を履修したものと単位が認定されます。（ただし合計60単位を超えることはできません。）

(1) 対象科目

科目は、共通教育科目にかぎります。なお、既修得科目 of 単位数・時間数が、本学看護学部 of 授業科目 of 単位数・時間数と同等以上である必要があります。

(2) 申請方法

教務・学生・厚生課に申し出て、必要書類（入学する前 of 大学または短期大学 of シラバス、成績証明書等）を提出してください。

(3) 認定科目

認定された科目については、授業 of 受講や定期試験 of 受験 of 必要はありません。ただし、必ず履修登録を行い、承認されるまでは、講義に出席してください。

(4) 成績表示

成績は、該当科目が開講されている年度・期 of 該当科目欄に「認」と印字され、評定記入はありません。

5 授業

1) 授業を受ける心構え

大学 of 学修は、学生個人がそれぞれの個性と志向に応じて勉学 of 目標を定め、各自 of 学修方針に基づいて履修登録をした科目を受講します。その際単位制 of 本質から、単に授業に出席するだけでなく、毎時間 of 授業について自主的な学修が必要です。

授業中は私語をせず、携帯電話等 of 情報通信機器 of 電源を切っておく等、十分注意して、各自責任をもって受講することが必要です。なお、無断で授業を録音・撮影することは禁止です。また、やむを得ず途中退室する際は科目担当者へ伝えてください。

I 看護学部 of 学修

2) 授業時間（1 時限：90分）

第 1 時限	第 2 時限	第 3 時限	第 4 時限	第 5 時限	第 6 時限
9:00 ～ 10:30	10:40 ～ 12:10	13:10 ～ 14:40	14:50 ～ 16:20	16:30 ～ 18:00	18:10 ～ 19:40

3) 補講・集中講義

(1) 補講

休講となった講義および所定時間数に達しない科目については、土曜日または同一期内の可能な時限に補講を行います。

(2) 集中講義

科目によっては、ある一定期間に集中して講義を行います。

4) 授業の遅刻・早退と欠席

授業開始から30分までを遅刻とし、それ以降は欠席とします。

遅刻 3 回で 1 回の欠席と見なします。

授業終了の30分前までを早退とし、それ以降は欠席とします。

早退 3 回で 1 回の欠席と見なします。

5) 公認欠席

授業や試験の欠席が、(1) の①～④に該当する正当な理由によるものと認められた場合、「公認欠席」とし、欠席日数には含まれません。

(1) 公認欠席の適用範囲、証明書類および日数

欠席事由	要件・適用範囲等	許可日数※	必要添付書類等
①災害または交通機関の障害	大学に登録の住所 および通学経路	当該日のみ	被災（罹災）証明書 事故証明書 遅延証明書
②忌引き	① 1 親等（申請者の父母・ 子）または配偶者の場合 ② 2 親等（申請者の兄弟・ 姉妹・祖父母）の場合 ③ 申請者の保証人が前記以 外の場合	① 7 日以内 ② 5 日以内 ③ 3 日以内	会葬御礼のはがき 保証人による証明
③感染症 （学校保健安全法施行規則第19条に よる）	P 10. 別表参照	医師の診断書により出席停 止を必要とされた期間に限 る	医師の診断書
④その他特別な場合		5 日以内 教授会が必要と認めた場合 のみ	特別な事情を示す文書等

※許可日数には休日を含む。

(2) 申請要領

原則として、欠席期間が解消されたのち 5 日以内に教務・学生・厚生課に「公欠届」と「公欠願」を必要添付書類等とともに提出してください。

(3) 公認欠席における補講

科目の時間数、教育内容等を鑑み、科目担当者の裁量によって、欠席中の学習を補うため、補習やレポート等を課す場合があります。

I 看護学部 of 学修

＜別表＞ 感染症とその出席停止期間等 ※学校保健安全法施行規則第18条・第19条に定める期間を基準とする

病 名		出席停止期間	出席停止期間についての補足事項
第1種	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘そう 南米出血熱 ベスト マールブルグ病 ラッサ熱 急性灰白髄炎 ジフテリア 重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。） 中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。）及び特定鳥インフルエンザ（ <u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第三項第六号に規定する特定鳥インフルエンザをいう。次号及び第十九条第二号イにおいて同じ。</u> ）	治愈するまで	・ 感染症患者のある家に居住する者またはこれらの感染症にかかっている疑いがある者については、予防処置の施行の状況その他の事情により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで ・ 感染症が発生した地域から通学する者については、その発生状況により必要と認めたとき、学校医の意見を聞いて適当と認める期間 ・ 感染症の流行地を旅行した者については、その状況により必要と認めたとき、学校医の意見を聞いて適当と認める期間
第2種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）	発症後5日を経過し、かつ解熱後2日間	・ 感染症患者のある家に居住する者またはこれらの感染症にかかっている疑いがある者については、予防処置の施行の状況その他の事情により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで ・ 感染症が発生した地域から通学する者については、その発生状況により必要と認めたとき、学校医の意見を聞いて適当と認める期間 ・ 感染症の流行地を旅行した者については、その状況により必要と認めたとき、学校医の意見を聞いて適当と認める期間
	新型コロナウイルス感染症	発症後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで	
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで	
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで	
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで	
	風しん（三日ばしか）	発疹が消失するまで	
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで	
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで	
	髄膜炎菌性髄膜炎		
第3種	結核		症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	コレラ		
	細菌性赤痢		
	腸管出血性大腸菌感染症		
	腸チフス		
	パラチフス		
	流行性角結膜炎		
	急性出血性結膜炎		
	その他の感染症		

その他感染症（例）※条件によっては出席停止の措置が考えられることもある

溶連菌感染症	ウィルス性肝炎	手足口病
感染性紅斑（りんご病）	ヘルパンギーナ	マイコプラズマ感染症
流行性嘔吐下痢症	アタマジラミ	水いぼ（感染性軟疣腫）
感染性膿痂疹（とびひ）		

以上の感染症と診断された場合は、至急、健康管理室または教務・学生・厚生課へ相談・連絡してください。

I 看護学部 of 学修

6 実習

1) 実習の心構え

学生一人一人が大学の代表であることを自覚して、実習施設、対象者や家族の心情を配慮し、さまざまな世代の人々が不愉快に感じることがないように看護学を学ぶ学生として責任をもった行動をとりましょう。実習期間中のアルバイトは禁止します。

2) 実習場所

領域によってさまざまな施設での実習が行われます。実習にかかる交通費は、自己負担となります。

3) 実習時間

各実習科目、実習施設によって実習時間は異なります。実習時間については、各実習科目のオリエンテーションで説明します。

4) 実習の欠席

各実習科目における欠席、遅刻の扱いは、通常の授業とは異なります。実習日数の5分の4以上の出席がなければ、単位は認められません。公認欠席で5分の4以上の出席がない場合は補講の対象となります。ただし、公認欠席による補充実習は、10日が限度になります。

7 試験

試験には、定期試験・追試験・再試験があります。いずれの試験も授業に3分の2以上出席し、受講した者に受験資格が認められます。

<受験資格の有無>

8コマ……2欠席まで受験資格あり	2欠席1遅刻以上受験資格なし
15コマ……5欠席まで受験資格あり	5欠席1遅刻以上受験資格なし
30コマ……10欠席まで受験資格あり	10欠席1遅刻以上受験資格なし

※遅刻3回で1回、早退3回で1回の欠席と見なす

1) 定期試験

- (1) 定期試験とは、科目授業終了後の学期内に行う試験をいいます。
- (2) 定期試験の時間割は、試験開始の一週間前までに通知します。通知後も変更の可能性があるので、試験日、時間、教室など試験前に再度確認するよう心掛けてください。
- (3) 定期試験時間（1時限：60分）

第1時限	第2時限	第3時限	第4時限	第5時限
9:30～10:30	11:00～12:00	13:30～14:30	15:00～16:00	16:30～17:30

2) 追試験

- (1) 追試験とは、定期試験および定期試験に準ずる試験を「正当な理由により受験できなかった」と認められた場合に限り後日実施する試験をいいます。
- (2) 適用範囲および証明書類
 - ① 災害または交通機関の障害（被災証明書、事故証明書、遅延証明書等）

I 看護学部 of 学修

- ② 忌引き（会葬御礼のはがき、保証人による証明等）
- ③ 感染症（学校保健安全法施行規則第19条による）（医療機関発行の診断書又は領収書、診療報酬明細書等（日付・氏名・医療機関名が確認できるもの））
- ④ 前項以外の疾病、負傷（医療機関発行の診断書又は領収書、診療報酬明細書等（日付・氏名・医療機関名が確認できるもの））
- ⑤ その他特別な事由による場合

(3) 追試験の申請要領

- ① 申請者は、教務・学生・厚生課にて学生証を提示し所定の「定期試験欠席届」を受け取ってください。
- ② 申請者は必要事項を記入し、原則として、当該最終欠席日を含めて、5日以内に教務・学生・厚生課へ必要証明書類とともに提出してください。
- ③ 申請者は教務・学生・厚生課にて実施方法等の指示を受け、所定の期間内に「追・再試験受験願」を受け取ってください。
- ④ 申請者は、「追・再試験受験願」に必要事項を記入し、受験料（1科目2,000円）を添えて、教務・学生・厚生課、経理・財務課で手続きを完了し、「追・再試験受験許可書」を受け取ってください。ただし、前述の(2)適用範囲の①、③の場合、受験料は不要です。
- ⑤ 申請者は追試験日程にて受験してください。
受験の際は、「追・再試験受験許可書」の提示が必要です。

3) 再試験

- (1) 再試験とは、定期試験の評価が60点未満の科目について、試験の機会を再度与えて行う試験をいいます。

実習科目は再試験を行いません。

再試験は一度きりです。

(2) 再試験の申請要領

- ① 申請者は、所定の期間内に教務・学生・厚生課にて「追・再試験受験願」を受け取ってください。
- ② 申請者は、「追・再試験受験願」に必要事項を記入し、受験料（1科目2,000円）を添えて、教務・学生・厚生課、経理・財務課で手続きを完了し、「追・再試験受験許可書」を受け取ってください。
- ③ 申請者は再試験日程にて受験してください。
受験の際は、「追・再試験受験許可書」の提示が必要です。

4) 定期試験の注意事項

受験に当たっては、下記の注意事項を熟読のうえ、周到的準備と厳正な態度で試験に臨むことが肝要です。

(1) 一般事項

- ① 指定された座席で受験してください。
- ② 試験終了まで退室できません。

I 看護学部 of 学修

- ③ 試験開始後20分以上遅刻した者は試験場に入ることができません。
- ④ 学籍番号、氏名等の記入のない答案用紙は無効となります。
- ⑤ 科目担当者が許可した科目のみ、配布された問題用紙を持ち帰ることができます。
- ⑥ 机の上には、学生証（追・再試験受験願を含む）、筆記用具、消しゴム、時計（時計機能だけのもの）メガネ、科目担当者が特別に許可したもののみを置くことができ、それ以外の持ち物は、全て椅子の下に置いてください。
- ⑦ 携帯電話の使用は一切認めません。
- ⑧ 学生証は必ず携帯し、試験の際、試験監督者の見やすい通路側の机の上に提示しなければなりません。
- ⑨ 「学生証」を紛失または忘れた場合は、経理・財務課で手数料（500円）を支払い、教務・学生・厚生課で「仮学生証」の交付を受けてください。「仮学生証」は、当日の試験終了後、必ずその日に教務・学生・厚生課に返却してください。
- ⑩ やむを得ず受験できない場合は、ただちに教務・学生・厚生課に連絡してください。

(2) 不正行為

- ① 不正行為または疑わしい行為は、厳重に処罰されます。
例えば下記のような行為をいいます。

a) 替玉受験	f) 答案への偽名記入
b) カンニングペーパー等の所持	g) 問題・答案用紙の持ち帰りや破棄
c) 答案用紙の交換	h) 話し合い・のぞき見・わき見
d) 答案の見せ合い	i) 物品の貸借
e) 机上等への書き込み	j) 携帯電話の使用

その他、厳正な試験実施を妨げる行為も不正行為として扱います。

- ② 不正行為は看護学部試験規程および学則に基づき、その学期の全ての履修科目が無効となり、懲戒処分をうけます。

8 成績評価

- 1) 授業の出席が3分の2に満たない場合は、成績評価できません。
- 2) 成績は100点満点で評価され、60点以上が合格となります。
- 3) 成績は、秀（100点～90点）、優（89点～80点）、良（79点～70点）、可（69点～60点）、不可（59点以下）で表示されます。なお、科目によっては、合または否によって表示される場合があります。
- 4) 追試験の評点は80点を最高とし、再試験の評点は60点を最高とします。
- 5) 一度修得した科目は、再び履修できません。
- 6) 成績は「Active Portal」で公開します。

I 看護学部 of 学修

9 成績開示と異議申立て

Active Portalで公開した成績について疑義がある場合、成績の開示請求を行うことができます。成績開示はActive Portalで成績公開後、5日以内（17時まで）に教務・学生・厚生課に「成績開示請求書」を提出しなければなりません。また、開示された成績に異義がある場合、異議申立てを行うことができます。異議申立ては、成績公開後3日以内（17時まで）、成績開示を請求した場合は成績開示後3日以内（17時まで）に「成績評価に関する異議申立書」を教務・学生・厚生課に提出しなければなりません。

10 問題および答案の閲覧

復習等のため、自身の答案と問題の確認を希望する場合は、原則として教職員立会いの下、1科目につき15分まで閲覧することができます。ただし非常勤教員が担当の科目については、その限りではありません。

希望する学生は再試験手続きの初日までに科目担当者に申し出て、閲覧までに教務・学生・厚生課へ「試験問題及び解答用紙閲覧申請書」を提出してください。

11 国家試験対策講座

授業以外にも国家試験に向けた講義等を行います。必ず出席してください。

12 GPA制度

1) GPAとは

GPAとは、Grade Point Averageの略で、米国をはじめ諸外国の大学で採用されている国際的な成績評価システムです。GPA制度は成績評価にあたって客観性および厳格性を確保するための有効な方法とされており、日本においても多くの大学で採用されています。

GPAは、授業科目の評価を4～0の点数（Grade Point）に置き換え、以下の計算式によって算出した1単位当たりの平均値です。

評価	評価点	GP
秀	100～90点	4
優	89～80点	3
良	79～70点	2
可	69～60点	1
不可	59点以下	0

2) 導入目的

学修の状況および成果を示す指標としてのGPAを算出することにより、学生の学習意欲の向上および適切な修学指導を行うことを目的としています。

3) GPAの表示

GPAは、Active Portalにて確認できます。

I 看護学部の学修

4) GPA 計算方法

$$\text{GPA} = \frac{(\text{履修登録した科目の単位数} \times \text{その科目のGP}) \text{の合計}}{\text{履修登録した科目の単位数合計 (不可を含む)}}$$

例)

科目名	単位数	評価	GP
憲法	2	秀	4
韓国語	1	良	2
心理学	2	可	1
生命倫理	2	不可	0

$$\text{GPA} = \frac{\text{憲法 (2} \times 4) + \text{韓国語 (1} \times 2) + \text{心理学 (2} \times 1) + \text{生命倫理 (2} \times 0)}{\text{憲法 (2) + 韓国語 (1) + 心理学 (2) + 生命倫理 (2)}}$$

$$= \frac{8+2+2+0}{2+1+2+2} = \frac{12}{7} = 1.71 \text{ (小数点第 3 位以下切捨て)}$$

※履修登録を取消せずに「不受」になると、GPは0点となりGPAを下げることになります。履修登録を変更する場合はかならず変更期間中に手続きをしてください。

13 成績通知

成績は、試験終了後本人および学費納入者に通知します。

14 学修上の注意事項

1) 出席の重要性

看護学部では、特に出席を重視します。講義・実習の出席のみならず、諸行事にも必ず出席してください。

2) 提出期限の厳守

レポートその他学修に関する届等の提出期限は、厳守しなければ無効となります。

3) 通知・案内の伝達方法

学生への通知は、「Active Portal」の「掲示板」「メッセージ」で行います。掲示を確認しないことにより生じる不都合・不利益は、すべて自己責任となりますので、十分に注意してください。

4) クラス編成

科目によっては、その年次の学生をいくつかのクラスに分けることがあります。この場合は、授業時間割表等により指示されます。

5) 定期健康診断

年度初めに行われる定期健康診断は、必ず受けなければなりません。疾病その他やむを得ない事由により、定期健康診断を受けることができなかった場合には、速やか

I 看護学部 of 学修

に教務・学生・厚生課に届け出て、指示を受けてください。

6) 気象警報および交通機関の運休等の対応

(1) 特別警報の場合

姫路市または加古川市または明石市に「特別警報」が発表された場合、休講またはオンライン授業となります。

(2) 気象警報の場合

下記の①または②に定められた警報が発表された場合、休講またはオンライン授業となります。

① 次のアからウのいずれかの地域に「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」が発表されたとき。

ア 姫路市

イ 加古川市

ウ 明石市

② 姫路市に「洪水警報」が発表されたとき

(3) 気象警報による交通機関の運休等の場合

次のいずれかに該当する場合、休講またはオンライン授業となります。

① 阪神電車または山陽電車が運行停止となったとき。

② JR西日本「神戸線」および阪急電車が同時に運行停止になったとき。

(4) 気象警報等および交通機関の運休等による休講は、気象警報の解除または運休等が解除された時刻により次のとおりとします。ただし、オンライン授業となった場合は、科目担当者の指示に従ってください。

気象発表の解除時刻／ 交通機関の運行停止	授業／試験の取扱い	備 考
7時までに解除	平常通り 授業実施	※気象庁の発表に注意してください。 ※この休講措置について大学 への電話による照会には一 切応じません。
11時までに解除	午後（第3時限以降）授業実施	
11時を過ぎても発表中	全日休講	

(5) 実習中に関しては、地域・領域により異なる為、指導教員の指示に従ってください。
(実習要綱参照)

(6) 学生の通学・帰宅時の安全に配慮を行う必要が生じた場合は、学長の判断により、適時試験を中止することがあります。

(7) 上記以外に、特別な状況に応じて、授業を短縮または休講、オンライン授業にすることがあります。

Ⅱ 先修条件、卒業資格の要件等

1 先修条件

先修条件とは、該当科目の履修前に指定された科目の単位を修得していることを条件とするものです。先修科目の単位が修得できていない場合、履修できません。

1) 実習科目について、下記の先修条件を定めています。

科目	先 修 科 目	
基礎看護学実習Ⅱ（看護実践）	看護学概論、看護理論、看護コミュニケーション論、看護技術Ⅰ（日常生活援助）、看護技術Ⅱ（診療の補助）、看護技術Ⅲ（看護過程）、フィジカルアセスメント、基礎看護学実習Ⅰ（初期体験）	
成人看護学実習	成人看護学概論、成人看護学援助論Ⅰ（慢性期）、成人看護学援助論Ⅱ（急性期）、成人看護学援助演習	2年次開講の 専門教育科目 のうち必修科目
老年看護学実習	老年看護学概論、老年看護学援助論、 老年看護学援助演習	
小児看護学実習	小児看護学概論、小児看護学援助論、 小児看護学援助演習	
母性看護学実習	母性看護学概論、母性看護学援助論、 母性看護学援助演習	
精神看護学実習	精神看護学概論、精神看護学援助論、 精神看護学援助演習	
地域・在宅看護実習	地域・在宅看護概論、地域・在宅看護援助論、 地域・在宅看護援助演習	
グローバルヘルス実習	異文化看護論、災害看護学概論、国際看護活動論、 グローバルヘルス演習	
総合看護Ⅰ（対象別）	3年次開講の全ての必修科目	
総合看護Ⅱ（広汎的状况）	総合看護Ⅰ（対象別）	
看護統合実習	3年次開講の全ての実習科目	
看護研究Ⅰ （研究テーマと計画）	看護研究方法論	
看護研究Ⅱ （論文作成とプレゼンテーション）	看護研究Ⅰ（研究テーマと計画）	

2 進級制度

2年次から3年次に進級するためには、2年次終了時点において、次の基準を満たさなければなりません。

<進級基準>

1年次または2年次に開講される専門支持科目と専門教育科目のすべての必修科目の総単位数である59単位を修得していること。

- ・専門支持科目28単位（1年次10単位、2年次18単位）
- ・専門教育科目31単位（1年次10単位、2年次21単位）

合計 59単位

Ⅱ 先修条件、卒業資格の要件等

3 卒業資格の要件

以下の単位が必要です。

科目区分	科 目 名		卒業要件	卒業必要単位数
			修得単位数	
共通教育科目	教養	必修	5	必修11単位 選択 9 単位以上
		選択	8	
	外国語	必修	3	
		選択	1	
	情報の理解	必修	3	
専門支持科目	からだの働き	必修	8	必修28単位
	疾病の成り立ち	必修	12	
	社会と健康	必修	8	
専門教育科目	基礎看護学	必修	14	必修75単位 選択 3 単位以上
	成人看護学	必修	11	
	老年看護学	必修	6	
	小児看護学	必修	6	
	母性看護学	必修	6	
	精神看護学	必修	6	
	地域・在宅看護論	必修	6	
	グローバルヘルス	必修	6	
	看護の統合と実践	必修	12	
		選択	3	
	公衆衛生看護学	必修	2	
		選択	3	
	合計			

4 保健師課程の履修と公衆衛生看護学実習の先修条件

保健師を希望する学生のうち、3 年次前期までの成績・出席状況等を総合的に判断し、
選抜のうえ、履修を許可します。※定員12名程度（編入学含む最大定員20名）

（保健師国家試験受験資格を取得する場合の最低必要単位数）

科目区分	科目名		修得単位数	最低必要単位数
専門支持科目	保健医療福祉制度論	必修	2	必修 6 単位
	公衆衛生学	必修	2	
	疫学保健統計学Ⅰ（基礎）	必修	2	
専門教育科目	成人看護学援助論Ⅰ（慢性期）	必修	2	必修25単位 選択 3 単位 自由12単位
	成人看護学援助論Ⅱ（急性期）	必修	2	
	成人看護学援助演習	必修	1	
	老年看護学援助論	必修	2	
	老年看護学援助演習	必修	1	
	小児看護学援助論	必修	2	
	小児看護学援助演習	必修	1	
	母性看護学援助論	必修	2	
	母性看護学援助演習	必修	1	
	精神看護学援助論	必修	2	
	精神看護学援助演習	必修	1	
	地域・在宅看護援助論	必修	2	
	地域・在宅看護援助演習	必修	1	
	異文化看護論	必修	1	
	災害看護学概論	必修	1	
	国際看護活動論	必修	1	
	公衆衛生看護学概論	必修	2	

Ⅱ 先修条件、卒業資格の要件等

科目区分	科 目 名	修得単位数	最低必要単位数
専門教育科目	公衆衛生看護活動論Ⅰ（保健行動支援）	選択 1	必修25単位 選択 3 単位 自由12単位
	公衆衛生看護活動論Ⅱ（対象別）	自由 1	
	公衆衛生看護活動論Ⅲ（技術別）	自由 2	
	公衆衛生看護管理論	自由 1	
	疫学保健統計学Ⅱ（応用）	自由 2	
	保健行政論	自由 1	
	学校保健論	選択 1	
	産業保健論	選択 1	
	公衆衛生看護学実習※注	自由 5	
合計			必修31単位 選択 3 単位※ 自由12単位※

※本学の卒業要件単位数合計126単位以上（必修25単位、公衆衛生看護活動論Ⅰ（保健行動支援）1単位、学校保健論1単位、産業保健論1単位を含む）に対し、自由科目12単位を加えた138単位以上が必要となります。

※注 公衆衛生看護学実習の履修には以下の科目の先修条件があります。

	先修科目
公衆衛生看護学実習	・3年次開講のすべての実習科目 ・専門支持科目：保健医療福祉制度論、公衆衛生学、疫学保健統計学Ⅰ（基礎） ・専門教育科目：「公衆衛生看護学」分野の公衆衛生看護学実習以外の科目

5 養護教諭二種免許の取得

下記の教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目を各2単位合計8単位修得すれば、保健師免許を基礎資格として都道府県教育委員会に申請することにより、養護教諭二種免許を取得することができます。

教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目

教育職員免許法施行規則に規定する科目		対応する本学開講科目	
名 称	単位数	名 称	単位数
日本国憲法	2	憲法	2
体育	2	健康科学	1
		スポーツ（実技）	1
外国語コミュニケーション	2	英語Ⅰ（Basic）	※1
		英語Ⅱ（Pre-Intermediate）	※1
		英語Ⅲ（Intermediate）	※1
数理・データ活用及び人工知能に関する科目、又は情報機器の操作	2	情報処理技術Ⅰ（基礎）	※1
		情報処理技術Ⅱ（応用）	※1

・単位数の前に「※」マークのある科目は、必修科目を示す。

※本学通信教育課程との併修で、養護教諭一種免許の取得が可能です。詳しくは、通信教育事務課までお問い合わせください。

Ⅱ 先修条件、卒業資格の要件等

6 助産師課程の履修

助産師を希望する学生のうち、3年次前期までの成績・出席状況等を総合的に判断し、選抜のうえ、履修を許可します。※最大定員5名

(助産師国家試験受験資格を取得する場合の最低必要単位数)

科目区分	科目名	修得単位数	最低必要単位数
専門支持科目	診断治療学Ⅴ(周産期・生殖器)	必修 1	必修 3 単位
	生命倫理	必修 2	
専門教育科目	母性看護学概論	必修 1	必修10単位 自由24単位
	母性看護学援助論	必修 2	
	災害看護学概論	必修 1	
	国際看護活動論	必修 1	
	看護管理論	必修 1	
	看護統合実習	必修 4	
	助産学概論	自由 1	
	ウイメンズヘルスケア論	自由 1	
	助産診断学	自由 1	
	母子のフィジカルアセスメント	自由 1	
	助産診断・技術論Ⅰ(機能と生理)	自由 1	
	助産診断・技術論Ⅱ(診断と助産ケア)	自由 2	
	助産診断・技術演習	自由 2	
	ハイリスクケア論	自由 1	
	地域母子保健	自由 2	
	助産管理	自由 1	
	助産学実習Ⅰ(継続事例)	自由 1	
	助産学実習Ⅱ(分娩介助)	自由 8	
	助産学実習Ⅲ(地域母子保健・ハイリスク)	自由 2	
合計			必修13単位 自由24単位

※本学の卒業要件単位数合計126単位以上(必修13単位を含む)に対し、自由科目24単位を加えた150単位以上が必要となります。

7 取得できる受験資格

在学4年間に於いて、取得できる受験資格のパターンは下記1)から3)のうち、いずれかひとつとなります。

- 1) 看護師国家試験受験資格
- 2) 看護師国家試験受験資格および保健師国家試験受験資格
- 3) 看護師国家試験受験資格および助産師国家試験受験資格

本学における在学年数である4年間に於いて、保健師課程と助産師課程を同時履修し、修了することはできません。

8 国家試験受験対策

看護学部では、看護師・保健師・助産師国家試験受験へのサポートを計画的に行っています。国家試験対策講座を開講するとともに、「模擬試験」を実施していますので、知識の向上ならびに実力の把握に努めてください。

国家試験受験年度のアルバイトは禁止します。

Ⅲ 授業科目等

1 授業科目および単位数・開講期

…進級基準科目

科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			コマ数	卒業必要単位数
			必修	選択	自由		
共通教育科目	教養	哲学	1年前期	2		15	必修5単位 選択8単位以上
		心理学	1年前期	2		15	
		教育心理学	1年後期	2		15	
		憲法	1年後期	2		15	
		発達心理学	1年前期	2		15	
		統計学基礎	1年前期	2		15	
		生物学	1年前期	2		15	
		健康科学	1年前期	1		8	
		スポーツ（実技）	1年後期	1		15	
		基礎ゼミ	1年前期	1		15	
		環境問題	1年後期	1		8	
		社会学	1年後期	2		15	
		地域ボランティア	1年通年	1			
		地域課題解決プロジェクト	2年前期	1			
		インターンシップ	1年通年	1			
		小計（15科目）		5	18		
	外国語	英語Ⅰ（Basic）	1年前期	1		15	必修3単位 選択1単位以上
		英語Ⅱ（Pre-Intermediate）	1年前期	1		15	
		英語Ⅲ（Intermediate）	1年後期	1		15	
		海外研修	1～4年		1		
		韓国語	1年前期	1		15	
		スペイン語	1年前期	1		15	
		小計（6科目）		3	3		
	情報の理解	情報リテラシー	1年前期	1		8	必修3単位
		情報処理技術Ⅰ（基礎）	1年前期	1		15	
		情報処理技術Ⅱ（応用）	1年後期	1		15	
		小計（3科目）		3			
専門支持科目	からだの働き	人体の構造と機能Ⅰ（解剖）	1年前期	2		15	必修28単位
		人体の構造と機能Ⅱ（生理）	1年後期	2		15	
		病理病態学	1年後期	2		15	
		生化学	1年前期	2		15	
		小計（4科目）		8			
	疾病の成り立ち	感染免疫学	2年前期	2		15	
		臨床栄養学	2年前期	1		8	
		診断治療学Ⅰ（内科系）	2年前期	2		15	
		診断治療学Ⅱ（外科系）	2年前期	1		8	
		診断治療学Ⅲ（運動器・脳・感覚器）	2年後期	1		8	
		診断治療学Ⅳ（小児）	2年前期	1		8	
		診断治療学Ⅴ（周産期・生殖器）	2年後期	1		8	
		診断治療学Ⅵ（精神）	2年後期	1		8	
		臨床薬理学	2年後期	2		15	
		小計（9科目）		12			
	社会と健康	生命倫理	2年前期	2		15	
		保健医療福祉制度論	2年前期	2		15	
		公衆衛生学	1年後期	2		15	
		疫学保健統計学Ⅰ（基礎）	2年後期	2		15	
		小計（4科目）		8			
専門教育科目	基礎看護学	看護学概論	1年前期	2		15	必修75単位 選択3単位以上
		看護理論	1年後期	1		8	
		看護倫理	3年前期	1		8	
		看護コミュニケーション論	1年前期	1		8	
		看護技術Ⅰ（日常生活援助）	1年前期	2		30	
		看護技術Ⅱ（診療の補助）	2年後期	2		30	
		看護技術Ⅲ（看護過程）	2年前期	1		15	
		フィジカルアセスメント	1年後期	1		15	
		基礎看護学実習Ⅰ（初期体験）	1年前期	1			
		基礎看護学実習Ⅱ（看護実践）	2年後期	2			
		小計（10科目）		14			
	成人看護学	成人看護学概論	2年前期	1		8	
		リハビリテーション論	2年前期	1		8	
		成人看護学援助論Ⅰ（慢性期）	2年前期	2		15	
		成人看護学援助論Ⅱ（急性期）	2年前期	2		15	
		成人看護学援助演習	3年前期	1		15	
		成人看護学実習	3年後期	4			
		小計（6科目）		11			

Ⅲ 授業科目等

科 目 区 分		授業科目の名称	配当年次	単位数			コ マ 数	卒業必要単位数
				必修	選択	自由		
専門教育科目	老年看護学	老年看護学概論	2年前期	1			8	必修75単位 選択 3 単位以上
		老年看護学援助論	3年前期	2			15	
		老年看護学援助演習	3年前期	1			15	
		老年看護学実習	3年後期	2				
		小計（4 科目）		6				
	小児看護学	小児看護学概論	2年前期	1			8	
		小児看護学援助論	3年前期	2			15	
		小児看護学援助演習	3年前期	1			15	
		小児看護学実習	3年後期	2				
		小計（4 科目）		6				
	母性看護学	母性看護学概論	2年前期	1			8	
		母性看護学援助論	3年前期	2			15	
		母性看護学援助演習	3年前期	1			15	
		母性看護学実習	3年後期	2				
		小計（4 科目）		6				
	精神看護学	精神看護学概論	2年前期	1			8	
		精神看護学援助論	3年前期	2			15	
		精神看護学援助演習	3年前期	1			15	
		精神看護学実習	3年後期	2				
		小計（4 科目）		6				
	地域・在宅看護論	地域・在宅看護概論	2年前期	1			8	
		地域・在宅看護援助論	3年前期	2			15	
		地域・在宅看護援助演習	3年前期	1			15	
		地域・在宅看護実習	3年後期	2				
		小計（4 科目）		6				
	グローバルヘルス	異文化看護論	1年後期	1			8	
		災害看護学概論	2年後期	1			8	
		国際看護活動論	2年前期	1			8	
		グローバルヘルス演習	3年前期	1			15	
		グローバルヘルス実習	3年後期	2				
		小計（5 科目）		6				
	看護の統合と実践	キャリア設計	1年後期	1			15	
		看護管理論	3年前期	1			15	
		看護教育論	2年後期		1		8	
		家族看護論	2年後期	1			8	
		緩和ケア論	2年後期		1		8	
		看護研究方法論	3年前期	2			15	
		総合看護Ⅰ（対象別）	4年前期	1			8	
		総合看護Ⅱ（広汎的状況）	4年後期	1			8	
		看護統合実習	4年前期	4				
		看護研究Ⅰ（研究テーマと計画）	4年前期	1			15	
		看護研究Ⅱ（論文作成とプレゼンテーション）	4年後期		1		15	
		小計（11科目）		12	3			
	公衆衛生看護学	公衆衛生看護学概論	2年後期	2			15	
		公衆衛生看護活動論Ⅰ（保健行動支援）	2年後期		1		8	
		公衆衛生看護活動論Ⅱ（対象別）	3年前期			1	15	
		公衆衛生看護活動論Ⅲ（技術別）	4年前期			2	30	
公衆衛生看護管理論		4年後期			1	8		
疫学保健統計学Ⅱ（応用）		4年前期			2	15		
保健行政論		3年前期			1	8		
学校保健論		2年後期		1		8		
産業保健論		2年後期		1		8		
公衆衛生看護学実習		4年前期			5			
小計（10科目）			2	3	12			
助産学	助産学概論	3年後期			1	8		
	ウィメンズヘルスケア論	4年前期			1	8		
	助産診断学	4年前期			1	8		
	母子のフィジカルアセスメント	3年後期			1	8		
	助産診断・技術論Ⅰ（機能と生理）	3年後期			1	8		
	助産診断・技術論Ⅱ（診断と助産ケア）	4年前期			2	15		
	助産診断・技術演習	4年通年			2	30		
	ハイリスクケア論	4年通年			1	8		
	地域母子保健	4年後期			2	15		
	助産管理	4年通年			1	8		
	助産学実習Ⅰ（継続事例）	4年前期			1			
	助産学実習Ⅱ（分娩介助）	4年通年			8			
	助産学実習Ⅲ（地域母子保健・ハイリスク）	4年通年			2			
	小計（13科目）				24			
合 計（116科目）			—	114	27	36	必修114単位 選択12単位以上 合計126単位	

必修75単位
選択3単位以上

※保健師国家試験受験
資格希望者は「公衆
衛生看護学」科目17
単位必修

助産師国家試験受験資
格希望者は「助産学」
科目24単位必修

学生生活の手引き

Ⅳ 学籍関係

1 学生証、学籍番号

(1) 学生証

・学生証は、本学の学生であることを証明する身分証明書です。『Melly』の画面下部メニューにある「身分証」をタップすると、電子学生証が表示されます。提示が求められた際には、いつでも提示できるようにしてください。

- 『Melly』内で写真を登録し、承認されると電子学生証が使用可能となります。
使用可能となった学生には、カード型の学生証を配布します。再発行には手数料がかかります。
- 交通機関の係員から学生証の提示を求められた場合、電子学生証が在学証明書として認められない場合があります。その際は、カード型の学生証を提示してください。

<カード型学生証について>

- 卒業、退学、除籍、またはその他の理由で学籍を離れた場合は、直ちに教務・学生・厚生課に返却してください。
- 他人に貸与または譲渡してはいけません。
- 紛失した場合は、速やかに教務・学生・厚生課に届け出てください。
- 定期試験の際にカード型学生証が必要となる場合があります。



<カード型学生証>

(2) 学籍番号

・入学と同時に個人に9ケタの学籍番号が与えられます。この番号は、在学中はもとより卒業後も変わらない本人固有のものです。各種提出書類などに氏名とともに記入する大切な番号です。

2 身上異動

現住所や連絡先、保証人等の住所変更、あるいは保証人等の変更または氏名の変更が生じたときは、速やかに教務・学生・厚生課で手続きを行ってください。手続きを怠ると、思わぬ不利を招く原因になりますから十分に注意してください。

Ⅳ 学籍関係

3 学費等

(1) 学費等の納入

- ・学費は、所定の金額を前期分と後期分に分け、次の期日までに納入してください。

項 目	期 日
前 期 分	4月25日
後 期 分	10月25日

※金融機関の休業日にあたる場合は翌営業日とする。

(2) 学費等の延納

- ・所定の期日までに学費等の納入ができない場合は、毎学期の納入期限内に延納の許可を教務・学生・厚生課に願い出なければなりません。延納を許可された者は、次の期日までに納入しなければなりません。

項 目	期 日
前 期 分	6月25日
後 期 分	12月20日

※金融機関の休業日にあたる場合は翌営業日とする。

(3) 学費等の分納

- ・所定の期日までに学費等の納入ができない場合で、学費等の分納を希望するときは、毎学期のはじめに本学の指定する期間内に分納の許可を教務・学生・厚生課に願い出なければなりません。
- ・分納を許可された者は、次の期日までに納入しなければなりません。ただし、学生関係諸会費は、分納第1回目に全額を納入してください。

項 目	第1回	第2回	第3回
前 期 分	4月25日	5月25日	6月25日
後 期 分	10月25日	11月25日	12月20日

※金融機関の休業日にあたる場合は翌営業日とする。

(4) 学費等の未納

- ・学費等を所定の期日までに納入しない場合は、除籍となります。
- ・学費等の未納者は、各種証明書の発行および定期試験の受験資格等は認められません。

(5) その他・学費に係る詳細は、「姫路大学学費等納入要項」(100～106頁)を参照してください。

4 学籍の異動

(1) 休学

- ・病気その他やむを得ない理由により引き続き3ヶ月以上修学できないときは、その事実を証明する書類を添え、保証人等連署の上、「休学願」を提出し、その許可を得て休学することができます。
- ・休学期間は、休学を許可された日から当該学期末または当該年度末までです。また、特別の事情により引き続き休学を希望する者は、前項の手続きを経て、翌学年度末ま

Ⅳ 学籍関係

で休学することができます。ただし、連続して2年度以内、通算して4年度以内です。

- ・休学中は、休学中の学費（106頁 別表（9））および学生関係諸会費（学生会入会金・年会費）全額を納入しなければなりません。ただし、学期の途中で休学する場合は、その学期の学費等（103頁 別表（1））および学生関係諸会費（学生会入会金・年会費）を納入しなければなりません。

（2）復学

- ・休学している者が復学しようとするときは、休学期間中の9月1日から9月14日、または3月1日から3月14日までの間に所定の「復学願」に保証人等連署の上、教務・学生・厚生課に願い出なければなりません。
- ・病気による休学者が復学しようとするときは、医師による「診断書」を添えなければなりません。

（3）退学

- ・病気その他やむを得ない理由により退学しようとするときは、所定の「退学願」に保証人等連署の上、学生証を添えて教務・学生・厚生課へ願い出なければなりません。

（4）除籍

- ・次の各号のいずれかに該当する者は、除籍となります。
 - ①学則第44条第3項に定める休学期間を超えてなお復学または退学しない者
 - ②病気、学力等その他の理由により、成業の見込みがない者
 - ③学費の納入を怠り、督促を受けても納入しない者
 - ④正当な理由がなく、無届で3ヶ月以上連続して欠席した者
- ・学費未納により除籍された者の最終在籍日は、すでに学費を納入した学期の末日とし、学長の決裁の日付が除籍決定日となります。

（5）復籍

- ・学費未納等により、除籍となった者が復籍を希望するときは、所定の「復籍願」に保証人等連署の上、教務・学生・厚生課に願い出なければなりません。ただし、除籍された年度内に限るものとし、年度を超えた復籍は原則として認められません。
- ・復籍を許可された者は、所定の復籍料および滞納した学費を納入しなければなりません。
- ・上記の費用が所定の期日を過ぎても納入されない場合は復籍許可を取り消し、以後の復籍は認められません。

（6）再入学

- ・所定の手続を経て退学した者または除籍された者が、再入学を希望するときは、次に定めるところにより審査の上、再入学を認められることがあります。
 - ①所定の「再入学願」に保証人等連署の上、修学できることを証明する書類を添えて、教務・学生・厚生課に願い出なければなりません。
 - ②再入学手続書類の提出期限は、退学となった学年度、翌学年度および翌々学年度の3月1日から3月14日までです。
 - ③再入学を許可された者は、所定の学費ならびに再入学金を納入しなければなりません。
 - ④退学となった年度内の再入学は認められません。

V 学生生活

1 学生への連絡

大学から学生に対する連絡事項は、すべて Active Portal や Melly 等の掲示によって行いますので、必ず Active Portal 等を確認してください。Active Portal 等を見なかったために生じた不都合・不利益には、大学は責任を負いませんので、見逃すことのないよう注意してください。

また、公共交通機関のストライキ、地震、津波、台風・ゲリラ豪雨等に係る気象警報による休講措置（学年・学部閉鎖、休校を含む）につきましては、Active Portal 等にてお知らせします。

■ Active Portal <https://himeji.ap-cloud.com>

■ Melly <https://mellyclass.com/welcome>

2 ロッカー

学生ロッカーは、利用を希望し「学生ロッカー貸与誓約書」を提出した学生に貸与します。

- ・ 万一、ロッカーキーを紛失した場合は、必ず教務・学生・厚生課に届け出てください。紛失した場合は弁償していただきますので、各自ロッカーキーの取り扱いには注意してください。

※鍵に刻まれているシリアルナンバーが消えるので、民間の合鍵業者に依頼しないでください。

- ・ 整理整頓を心掛け、ロッカーの外に私物を放置しないでください。
- ・ 授業で作成した作品等を放置せず、適宜持ち帰ってください。
- ・ 持ち主が不明な残置物は定期的に撤去します。
- ・ ロッカーを破損した場合は弁償していただきます。
- ・ ロッカーキーは、卒業・転籍・退学等で学籍を離れるときに必ず学生証とともに返却してください。
- ・ 鍵を返却する際は私物を全て引き取り、原状回復してください。引き取りに応じない場合は、大学の処置に従っていただきます。
- ・ ロッカーのスペアキーは原則貸出しません。

※やむを得ず借用しなければいけない場合は、必ず学生証を提示してください。

○設置場所

男子 … 1号棟3階更衣室 女子 … 2号棟3階更衣室

※盗難防止のため、ロッカーを使用する際は、必ず鍵を掛けてください。また、貴重品はロッカー内には置かず、常に携帯してください。

3 拾得物・遺失物

学内において、落し物、忘れ物等を拾得した場合には、直ちに教務・学生・厚生課に届け出てください。教務・学生・厚生課では、本学の遺失物及び拾得物等の取扱い要領に基づき、処分あるいは警察に届けます。

また、持ち物を紛失したり、置き忘れたりした場合は、教務・学生・厚生課に申し出てください。

V 学生生活

4 通学

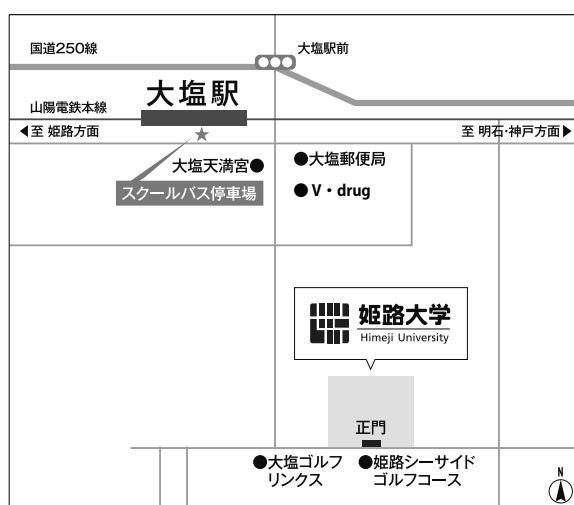
(1) 通学時の注意

学生の行動によって、大学そのものが地域の方から判断され、社会からも評価されます。通学時は、マナーを守り、他人に不快感を与えないよう、また、トラブルに巻き込まれないよう、普段から注意してください。

(2) 通学手段

公共交通機関を利用する場合、大学の最寄り駅（山陽電鉄大塩駅）から徒歩または運行しているスクールバスを利用してください。

なお、バスの停車位置は、下図を参考にしてください。また、バスを待つ際は、整列乗車を心がけてください。



・車両通学について

大学では、許可制のもと、車両（自動車、原動機付自転車および自動二輪車）での通学を許可しています。自動車での通学を許可された者は、入構の際に必ず警備員へ「駐車許可証」を提示してください。また、構内で駐車する際は車内の見える場所に許可証を置いてください。

・自転車通学について

自転車は、指定した場所に駐輪してください。指定の場所以外に駐輪した場合は、撤去しますので十分注意してください。

(3) 通学定期券の購入について

通学定期券を購入できる区間は、大学に届け出ている現住所の最寄りの駅等から大学の最寄りの駅（山陽電鉄大塩駅）までの最短区間です。通学証明書が必要な場合は、「通学証明書発行願」を教務・学生・厚生課に提出してください。申し込んだ日から2日後（土日祝を除く）に交付します。

なお、アルバイト先へ通うための通学定期券は購入することができません。

5 学割証

学割証（学校学生生徒旅客運賃割引証）とは、乗車区間が片道100kmを超えてJR線

V 学生生活

に乗車する場合、普通旅客運賃の2割引で利用できるものです。学割証の発行を希望する学生は、教務・学生・厚生課に「旅客運賃割引証交付願」を提出してください。

- ①学割証の使用にあたっては、学割証裏面の「使用上の注意」を厳守してください。
- ②学割証は、申し込んだ日から2日後（土日祝を除く）に交付します。
- ③有効期間は、発行日から3ヶ月間です。
- ④学割証を使用する場合は、必ずカード型の「学生証」を携帯してください。

6 アルバイト

学生時代は、勉学や課外活動に打ち込むことによって人格形成をしていく貴重な時期なので、アルバイトは最小限度にとどめてください。止むを得ずアルバイトをする場合には、以下の注意事項を守り、学業をおろそかにしたり、また健康を害したりすることのないようしっかりと自己管理をしてください。

<注意事項>

- ・往復に要する時間が極端にかからないこと
- ・終了時間が深夜にならないこと
- ・往復途中、暗がりや人通りが少ないところを避ける
- ・アルバイト先が風紀上好ましくないところは避ける
- ・無断で遅れたり、休んだりして相手先に迷惑をかけないこと

また、学生の心身の安全、学業への影響、責任問題等の観点から、次のようなアルバイトは避けた方が良いでしょう。アルバイト中や、その前後に問題が生じたときには、教務・学生・厚生課に相談してください。

- ・運転免許（バイク・自動車など）が必要な業務
- ・危険な業務
- ・住み込みもしくは、就労時間が深夜から早朝までの時間帯にかかる業務
- ・主に金銭を扱う業務
- ・選挙の応援に関する業務
- ・外交販売・勧誘など能力給に属する業務
- ・教育的に好ましくない業務（バー、キャバクラ、マージャン店、パチンコ店、風俗店、ギャンブル場など）
- ・住民票の転記など、個人のプライバシーに関与する業務
- ・アルバイト学生だけの職場になる業務
- ・仲介斡旋であることが明白な求人
- ・無許可の場所または内容に問題のあるチラシ配り・ポスター貼りなどの業務
- ・本学学生として品位をおとし、学業に支障をきたすと思われる業務

企業から本学に求人依頼があり、適切であると認められたものは学内にて一定期間掲示します。

V 学生生活

7 一人暮らし

(1) 生活上の注意

入学を機に一人暮らしを始める人も多いことと思います。一人暮らしでは、とかく生活が乱れやすいものです。家族の下を離れて誰からも注意されない気軽さの反面、孤独感におそわれて自分をコントロールできなくなることがあります。寂しさをまぎらわすために、夜更けまで友人たちと騒いだり、友人宅を泊まり歩いたりして生活が乱れ、その結果、学業がおろそかになって留年、退学ということにもなりかねません。十分気を付けてください。

また、入居時の契約は学生本人と家主（不動産業者）との間で取り交わすことになるので、後でトラブルが発生しないよう、入居前に室内外の状態を写真等で記録し、入居・解約時の特約条件等を十分確認した上で行ってください。

(2) 消費者トラブルから身を守る

大学生が悪質な業者による訪問販売・通信販売、マルチ商法など、消費者トラブルに巻き込まれるケースが多発しています。みなさんの周りにも甘い誘惑や落とし穴がたくさんあります。以下の事例等を参考にして、くれぐれも注意してください。

<<若年層が陥りやすい消費者トラブル例>>

◆マルチ商法

個人を商品の販売員として勧誘し、さらに次の販売員を勧誘すれば収入になると商品の購入をさせ、販売組織を連鎖的に拡大しつつ、商品・サービスの提供を行う商法です。

【事例】

- ・友人から、あるいはSNSで、「簡単にお金が稼げる」「必ず儲かる」と勧誘されたり、説明会に誘われる。
- ・友人からセミナーに誘われ参加したところ、高額なUSBメモリーを購入させられる。
- ・友人などを紹介すると手数料（マージン）が貰える。
- ・消費者金融などで借入させられる。

◆身に覚えのない架空請求、ワンクリック請求

利用した覚えのない架空の有料サイト利用料、債権などを請求する文書が、電子（携帯）メール、ハガキ、封書等で届けられる場合があります。

ワンクリック請求とは、無料動画サイトに、利用料金などを分かりやすく表示せず、利用者が動画再生などのボタンをクリックすると、「登録完了」と表示し、高額な利用料金が請求される手口です。

◆アポイントメントセールス、キャッチセールス

電話で「あなたが特別に選ばれましたので、〇〇を取りに来てください」などと言って販売目的を告げずに営業所などに誘い出し、商品やサービス等の購入の契約をさせるのが、アポイントメントセールスです。

また、キャッチセールスとは、駅前や路上で呼び止めて営業所などに連れていき、商品やサービス等を販売することです。

◆インターネット通信販売

V 学生生活

インターネット上で契約の申込み等を行うインターネット通信販売（ネット通販）が普及し、自宅で手軽に買い物ができるようになりましたが、「代金を支払ったが商品が送られてこない」「連絡をしても対応がない」「送られてきた商品が、オークションで落札した商品と違っていた」などのインターネット通販やインターネットオークションに関するトラブルも増加しています。

◆仮想通貨に関する様々なトラブル

（１）実態不明な投資話に関するトラブル

【事例】

仮想通貨に関連付けた投資など

※仮想通貨に関連付けた投資は、その実態を確認することが難しく、勧誘を受けた仮想通貨が将来的に適切に取引されるかどうか判断することや、高配当を生み出す仕組みについて調べることは非常に困難です。また、仮想通貨が、詐欺的な投資案件の勧誘に利用されているだけの可能性もあります。知人や友人からの誘いであっても、仮想通貨や仮想通貨に関連付けた投資には手を出さないようにしてください。

（２）仮想通貨交換業者に関するトラブル

【事例】

不正アクセスによる仮想通貨の消失、仮想通貨の誤送金、他人のウォレットへ誤入金、事業者の対応など

◆闇バイトに関する犯罪

インターネット上の掲示板等で「簡単高収入・短時間・即日即金」等のバイトに応募した学生が、身分証明書を送った後に脅されて、特殊詐欺の受け子や強盗の実行犯として利用され逮捕されています。このような事例が全国で多発しています。十分に気を付けてください。

万一、消費者トラブルにあった場合や不安を感じ場合には、すぐに担任・アドバイザー教員、教務・学生・厚生課、消費生活センターに相談してください。

■ 姫路市消費生活センター 079-221-2110

8 学生相談

学生生活を送っている間には、思いがけない問題や悩みが生じます。また、家族等と離れて初めて一人暮らしをしている人は、新しい環境に戸惑いを感じることもあります。問題や悩みは一人で抱え込むのではなく、人に相談することによって気持ちが楽になったり、良い考えが浮かんだりすることもあります。学生ごとに担任教員やアドバイザー教員が決まっています。学生生活を送っていく上での悩みや問題、および授業や実習など学業に関する相談については、担任教員やアドバイザー教員、各科目の担当教員、教務・学生・厚生課などに相談してください。

健康上の問題（身体的・心理的問題など）に関しては、健康管理室（「9 健康管理」を参照）もしくはカウンセラーに相談することも可能です。相談内容などの秘密は守ら

V 学生生活

れます。

(1) 健康管理室

場所：2号棟1階

日時：月～金 9:00～17:00 土 9:00～13:00

電話：079-247-7419

E-mail：health_care@koutoku.ac.jp

(2) カウンセリング室

場所：旧2号棟2階(214)215号室

日時：週2回(火) 10:00～16:00 (木) 10:00～17:00

申込方法：健康管理室で予約をしてください。メールでの予約も受付けていますので、健康管理室までメールを送ってください。(メリーからの予約可)

(3) その他相談機関

誰にも相談できず一人悩みを深め、精神的にも追い詰められるようなことがあるかもしれません。そのような場合、決してあなたは一人ではありません。あなたの周りにはあなたの助けになる人が必ずいます。ためらわないで、以下の相談機関を利用してください。

○こころの健康相談統一ダイヤル

【電話番号】0570-064-556

電話をかけた所在地の公的な相談機関に接続されます。

【受付時間】

都道府県・政令指定都市によって異なります。

○兵庫県のちと心のサポートダイヤル

【電話番号】078-382-3566

【受付時間】月～金 18:00～翌日8:30 / 土・日・祝 24時間

(兵庫県内に在住、在学、在勤の方)

○はりまいのちの電話

【電話番号】079-222-4343

【受付時間】10:00～翌日1:00

○神戸いのちの電話

【電話番号】078-371-4343

【受付時間】平日 8:30～20:30 / 日・祝 8:30～16:00

第2・3・4金、土 8:30～翌日8:30

V 学生生活

9 健康管理

充実した学生生活を送るためには、心身ともに健康な状態であることが大切です。本学では、学生の心身の健康づくりの支援をします。何らかの心身の変調や心配なことがあれば、健康管理室を訪ねてください。

(1) 定期健康診断

本学では、定期健康診断を毎年行い、学生の健康管理にあたっています。

自分の健康状態を知ることは、大学生活を送る上で基本になり、特に大学生は食生活や運動・嗜好品などいろいろな原因で影響を受けやすく、将来の健康にも関係します。積極的に健康診断を受け、自分の健康にもっと関心を持ってください。もし、結果に異常があった場合には、健康管理室から連絡しますので、責任を持って対応してください。

定期健康診断の検査項目（予定）

- ①計測（身長・体重）
- ②胸部エックス線間接撮影
- ③視力 ④聴力
- ⑤内科検診（1・4年生のみ）

※健康診断についてわからないこと、心配なことがありましたら、健康管理室に気軽に相談してください。

(2) 健康相談

健康管理室は、応急処置だけでなく、心身にわたる健康相談にも応じています。また、健康の自己管理ができるよう健康管理と保健指導を行っています。

体の不調やいろいろな悩みが生じたときには、気軽に健康管理室を利用してください。

(3) 大学の近隣病院について

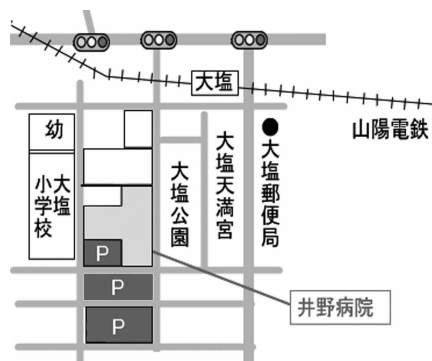
- ◎自費扱いとならないように、健康保険証、遠隔地被保険者証を忘れずに持参してください。
- ◎生命にかかわるような問題が発生した場合は、ただちに119番通報を行い、救急車の出動要請をしてください。

V 学生生活

井野病院 <http://www.inohos.com/>

本学の指定学校医で、大学より徒歩10分、山陽電鉄大塩駅近くにあります。

- 所在地 姫路市大塩町汐咲1-27
- 電話番号 079-254-5553
- 診療科 内科 循環器内科 呼吸器内科 小児科 糖尿病・甲状腺外来
下肢静脈瘤外来 神経内科 しびれ・痛み外来 ものわすれ外来
禁煙外来 整形外科 リウマチ科 眼科 耳鼻咽喉科 婦人科
皮膚科 リハビリテーション科
- 診療時間 診療科によって診察時間が違いますので、ホームページなどで確認してください。
- 休診日 日曜祝祭日、年末年始
- 休日・夜間 電話にて診療の可否について問い合わせてください。



播磨大塩病院 <http://oshio-hp.com/>

山陽電鉄大塩駅から徒歩20分の所にあります。

- 所在地 姫路市大塩町1096
- 電話番号 079-254-0321
- 診療科 精神科・神経科
- 診察時間 9:00~12:00
- 休診日 日曜・祝祭日・年末年始
- その他 山陽電鉄大塩駅から病院への送迎バスがあります。



V 学生生活

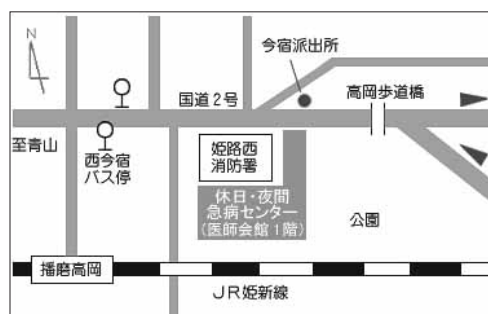
姫路市休日・夜間急病センター <http://www.himeji99iryo.or.jp/>

突発的な腹痛や発熱など、急病患者の応急処置を行う初期救急医療機関です。

JR 姫路駅から車で北西に約15分の位置にあります。

- 所在地 姫路市西今宿 3 丁目 7 番21号（姫路市医師会館 1 階）
- 電話番号 079-298-0119
- 診療科目・診療時間・マップ（下表・下図のとおり）
- その他 応急処置のみです。外科、整形外科、歯科の診察はできません。

	夜間の急病のとき	休日(昼間)の急病のとき
診療科目	内科・小児科	内科・小児科・眼科・耳鼻いんこう科
診療時間	21:00～翌日 6:00	9:00～18:00
診療日	年中無休	日曜日・国民の祝日 盆（8月15日） 年末年始（12月31日～1月3日）



姫路市内にある救急告示医療機関 <https://www.city.himeji.lg.jp/bousai/0000000627.html>

（救急医療に協力する旨の申し出により、兵庫県知事が認定した医療機関）

姫路市休日・夜間急病センターで診察できない外科などの急患について、下記の医療機関へお問い合わせ下さい。

医療機関名	郵便番号	住所	電話番号
石川病院	671-0221	姫路市別所町別所 2 丁目150	079-252-5235
井野病院	671-0102	姫路市大塩町汐咲 1 丁目27	079-254-5553
入江病院	672-8092	姫路市飾磨区英賀春日町 2 丁目25	079-239-3121
金田病院	671-2103	姫路市夢前町前之庄町2934-1	079-336-0016
國富胃腸病院	671-2222	姫路市青山 3 丁目33-1	079-266-2355
厚生病院	670-0074	姫路市御立西 4 丁目1-25	079-292-1109
酒井病院	671-2216	姫路市飾西412-1	079-266-8833
城陽江尻病院	670-0947	姫路市北条 1 丁目279	079-225-1231
城南多胡病院	670-0012	姫路市本町165	079-225-2211
神野病院	672-8044	姫路市飾磨区下野田 2 丁目533-3	079-235-5501
三栄会広畑病院	671-1122	姫路市広畑区夢前町 3 丁目1番地1	079-230-0008
長久病院	671-1152	姫路市広畑区小松町 2 丁目66-1	079-237-5252
ツカザキ病院	671-1227	姫路市網干区和久68-1	079-272-8555
八家病院	670-0061	姫路市西今宿 2 丁目9-50	079-298-1731
姫路医療センター	670-8520	姫路市本町68	079-225-3211
姫路愛和病院	670-0974	姫路市飯田 3 丁目219-1	079-234-2117
姫路聖マリア病院	670-0801	姫路市仁豊野650	079-265-5111

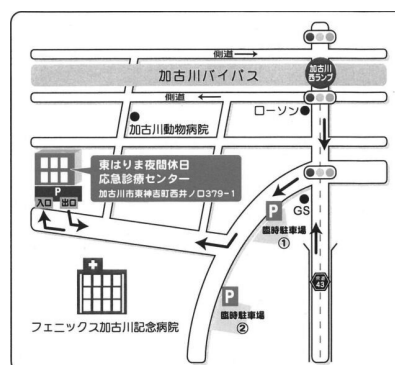
V 学生生活

医療機関名	郵便番号	住所	電話番号
兵庫県立はりま姫路総合医療センター	670-8560	姫路市神屋町 3 丁目264番地	079-289-5080
姫路赤十字病院	670-8540	姫路市下手野 1 丁目12-1	079-294-2251
姫路第一病院	671-0234	姫路市御国野町国分寺143	079-252-0581
姫路田中病院	671-2201	姫路市書写717	079-267-2020
姫路中央病院	672-8501	姫路市飾磨区三宅 2 丁目36	079-235-7331

東はりま夜間休日応急診療センター <https://e-harima-oukyu.com>

高砂市、加古川市における夜間の急病に対応する施設です。

- 所在地 〒675-0055
加古川市東神吉町西井ノ口379番地 1
(加古川バイパス側道下り線加古川橋西詰め下る)
- 電話番号 079-431-8051
- 診療科目 内科・小児科
- 診療時間 (下表のとおり)



	夜間の急病のとき		休日昼間の急病のとき (※日曜・祝日、年末年始の 12月29日～1月3日の期間時)	
診療科目	内科	小児科	内科	小児科
受付時間	午後 8 時40分 ～翌午前 5 時40分	午後 8 時40分 ～午後11時40分	午前 8 時40分 ～午後 5 時40分	午前 8 時40分 ～午後 5 時40分
診療時間	午後 9 時～翌午前 6 時	午後 9 時～午前 0 時	午後 9 時～翌午前 6 時	午後 9 時～翌午前 6 時

○その他

診療は、応急処置等の一次救急とし、重症患者は症状等により二次救急病院（後送病院）に移送して診療することにより夜間・休日等の医療の空白時間帯をなくすシステムになっています。

(4) 健康診断証明書の発行

毎年春期に行う定期健康診断の結果に基づき、就職用などの健康診断証明書を発行しますので、必ず健康診断を受けてください。受けていない場合は、発行できません。

(5) 感染症について

看護学部で行う実習は、疾病・障害を持つ人や幼児、児童など、感染にさらされると危険な状態に陥る可能性のある人々を対象とします。そのため、麻疹（はしか）・風疹（三日はしか）の予防接種は必須です。また、冬季に発症・流行をきたすインフルエンザの予防接種を受けることを推奨しています。普段から感染症にかからないよう、手洗いやうがいを励行し、マスクを着用するなどして、体調管理に努めてください。

※実習先により求められる予防接種の種類は異なります。

V 学生生活

10 喫煙

20歳未満の喫煙は法律で禁じられています。

本学は、学生規程第28条により、一部喫煙場所以外の大学敷地内での喫煙を禁じています。一部喫煙場所以外での喫煙が確認された場合、姫路大学学則第57条により、処罰される場合があります。

大学周辺におきましても禁煙に努めてください。電子タバコ、加熱式タバコ等も同様です。

また、喫煙は受動喫煙を含み身体に有害であるのみならず、本学の学部の特性上、患者や子どもにかかわる職業における喫煙は、職業倫理上において問題がある為、禁煙が必要です。

本学の校医である大塩駅前の井野病院では、禁煙外来を設けています。医師のサポートによる禁煙プログラム（保険適用になる場合がある）などにより禁煙に取り組んでください。

11 薬物乱用防止に関する警告

マスコミで報道されているように、大学生の薬物乱用にかかわる逮捕者が後を絶ちません。言うまでもなく、違法薬物を勧める際の「疲れが取れる」「頭がスッキリする」「楽にダイエットできる」「1回だけなら大丈夫」「肌がきれいになる」などといった言葉は全て誤った情報で、違法薬物を手にした時点で厳しい社会的制裁（刑事罰）を受けることになり、人生を棒に振ります。そして、生涯にわたり脳や心身への障害となって、幻覚や妄想などに苦しむことにもなります。

本学としては、姫路大学の学生の皆さんが、学生としての本分を自覚し、違法薬物などにかかわることのないよう強く望むとともに、このような違法行為に対しては、退学（除籍）を含む厳罰をもって対処します。

なお、違法薬物に関する悩みや情報があれば、速やかに教務・学生・厚生課、健康管理室、カウンセリング室のほかいずれの教職員でも対応しますので相談してください。

○乱用されている薬物の種類

覚せい剤、大麻、MDMA・MDA、コカイン、ヘロイン、あへん、向精神薬、LSD、マジックマッシュルーム、ケタミン、シンナーなどの有機溶剤、危険ドラッグなど

○密売の手口

携帯電話利用、インターネット経由、親しい友達からの譲り受けなど

○薬物から身を守るために

- ・薬物は好奇心や誘惑から始まるので、隙を見せない
- ・薬物を勧められても、「No!」と言って、その場からは逃れる
- ・危険な場所に近づかない（逃げる勇気も必要です）
- ・薬物を勧める友達や恋人は、あなたにとって大切な人ではありません
- ・薬物を所持しているだけで罰せられます
- ・「疲れが取れる」「楽にダイエットできる」とうたう薬物は、疑う必要があります

V 学生生活

出典：『薬物のない学生生活のために』 文部科学省・厚生労働省・警察庁・内閣府編
『NO! DRUGS』 (財) 全国防犯協会連合会編

○公的相談機関

兵庫県警察本部

「覚せい剤110番」 TEL 078-361-0110

厚生労働省近畿厚生局麻薬取締部 神戸分室

「『麻薬・覚せい剤』相談電話」 TEL 078-391-0487

12 ハラスメント

ハラスメントとは、いろいろな場面での社会的立場や力を利用した「嫌がらせ、いじめ」をいい、その種類には、セクシュアル・ハラスメント、アルコール・ハラスメント、アカデミック・ハラスメントなどがあります。

些細な行為や冗談だと思っていても、相手の人が恐怖や不快を感じていれば、それはハラスメントになります。「ハラスメントのつもりはなかった」といった行為者の認識は関係ありませんので、注意が必要です。

(1) セクシュアル・ハラスメント

立場や力の関係を利用して、性別にかかわる嫌がらせや、相手の意に反する性的な言動を行うことです。修学上あるいは生活の上でもさまざまな不利益を与え、修学環境を悪化させるため、被害者は精神や身体の健康を害することもあり、時には退学せざるを得ない状況に追い込まれることもあります。

セクシュアル・ハラスメントとされる行為には、次のようなものがあります。

(ア) 言葉によるセクシュアル・ハラスメント

- ・スリーサイズを聞くなど身体的特徴を話題にする
- ・聞くに耐えない卑猥な冗談を交わす
- ・性的な経験や性生活について質問する
- ・性的な風評を流したり、性的なからかいの対象とする
- ・「男のくせに…」、「女のくせに…」と発言する
- ・LGBTQなどの多様な性のあり方をからかったり馬鹿にしたりする

(イ) 行動によるセクシュアル・ハラスメント

- ・性的な関係を強要する
- ・身体に不必要に接触する
- ・食事やデートにしつこく誘う
- ・カラオケでのデュエットを強要する
- ・自宅までの送迎を強要する
- ・住居などまで付け回す（ストーカー行為にも該当します）
- ・雑誌等の卑猥な写真・記事などをわざと見せたり、読み上げたりする
- ・身体を執拗に眺める

V 学生生活

- ・性的な内容の電話をかける、または、手紙やEメールを送りつける

(2) アルコール・ハラスメント

飲酒にまつわる嫌がらせ、人権侵害のことです。大学生でも20歳未満の飲酒は法律で禁止されていますし、急性アルコール中毒で命を奪う危険もあります。以下の行為が該当します。

- ・飲酒の強要
- ・イッキ飲み
- ・意図的な酔いつぶし
- ・飲めない人への配慮を欠く言動
- ・酔った上での迷惑行為

(3) アカデミック・ハラスメント

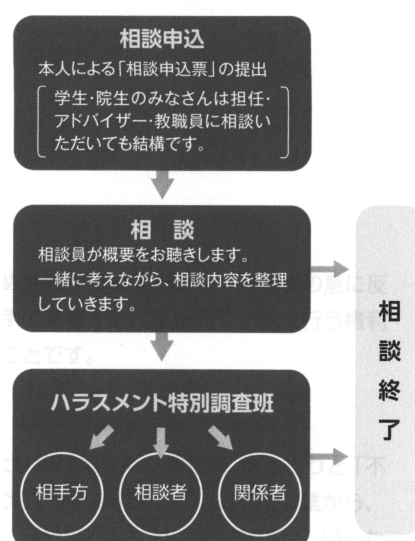
教育・研究における権力を利用していじめや嫌がらせを行ったり、相手の意に反してその労力を使用したり拘束したりして、相手の教育を受ける権利や研究を行う権利を侵害し、相手に精神的苦痛や不利益を与えることです。

○被害にあったら

ハラスメントを受けた場合には、それを無視したり受け流したりせずに、はっきりと「不快だ」「嫌だ」という拒否の気持ちを表すことが大切です。また、いつ、どこで、誰から、どんなことを言われたのか、あるいはされたのか、自分がどんな対応をしたのかといったことを記録しておいてください。悪質な電話を録音したり、手紙や電子メールなども保存しておきましょう。一人で我慢をしないで、まず身近な信頼できる人、自分が最も相談しやすい人に相談してください。

本学では、ハラスメントについての相談員を設けています。担任・アドバイザー、健康管理室、教務・学生・厚生課で受け付けています。直接、来課するか、電話、Eメール、郵送でも可能です。

相談の流れ



V 学生生活

○守秘義務について

相談員及び事務局は、相談者の秘密を守ります。

本人の同意や承諾が無い限り、相談内容や相談者の氏名、住所、電話番号等の個人情報を、正当な理由なく漏らすことはありません。

13 SNSの利用

ソーシャル・ネットワーキング・サービス（以下、SNS）はとても便利なものであり、生活を送る上で欠かせないものとなっていますが、利用法を間違えるとさまざまなトラブルに巻き込まれたり、自らがトラブルを生じさせることになるなど取り返しがつかなくなってしまう場合があります。以下の点に気をつけて、責任をもって利用しましょう。

①発言や書き込み内容については十分に留意し、他者のプライバシーにかかわる情報や他者を誹謗中傷すること、偽情報を発信して拡散するようなことはしないようにしましょう。

※実習先等で知り得た情報、画像等をSNS上にアップすることは決してしないようにしてください。実習先等に多大な迷惑をおかけすることになります。

②SNSで発信したことは想定していない人にも見られる可能性があります。利用する際は、そのことを意識して見られたくないプライバシーの情報が含まれていないか確認をして利用してください。

③うそのプロフィールをのせて、他の人たちをだまそうとする人もいます。そのような人たちからの被害に遭わないためにも、「一度、会いましょう」などの誘いには、絶対に乗らないようにしてください。

SNSに発信された情報はデータとしてインターネット上に残り続け、ずっと閲覧できる状態になります。また、発信者からすれば問題のない行動であっても、別の人にとっては予想外の誤解を招き、配慮に欠けた言動ととらえられる場合があります。軽率な情報発信で後々苦しむことがないように、投稿する前に一度手を止めて発信しても大丈夫な内容かどうかを必ず確認しましょう。

14 ストーカー対策

全国でストーカー事件が多発しています。

ストーカーによる危険性を感じたり、被害を受けている方がいましたら、至急、一人で悩まず教務・学生・厚生課や担任教員（教育学部）やアドバイザー教員（看護学部）に連絡し、最寄りの警察署まで相談を申し出るなどして、各自で身の安全を確保してください。

■自己防衛の手段例（兵庫県警ホームページを参考）

○外出する時は防犯ブザーを携帯し、夜道などで危険な場所を通る時はタクシーなどを利用する

○携帯電話は、いつでも110番または最寄りの警察署に電話できるように、短縮番号

V 学生生活

の登録をしておく

- 監視されている恐れがある場合には、すりガラスまたは厚めのカーテンを利用し、在宅中もカーテンをきっちり閉める
- ストーカーには、はっきりと拒否の姿勢を示し、「警察に訴えます」と相手方に意思を伝える
- ナンバーディスプレイ機能付き電話を設置しておく
- 送り主の不明な届け物などは受け取りを拒否し、開封せずに送り返す
- 住所、電話番号、メールアドレスなどの個人情報の管理は慎重に行う
- 被害を受けた日時、場所、相手の車両ナンバー・色・車種、相手の具体的な言葉、動作、年齢、人相、服装、所持品などを記録しておく

■相談連絡先など

- 最寄りの警察署生活安全課に相談する。
 - ・姫路警察署（その他姫路市区域）
T E L 079-222-0110
 - ・飾磨警察署（飾磨区、白浜町、的形町、大塩町など）
T E L 079-235-0110
 - ・網干警察署（網干区、大津区、勝原区、広畑区など）
T E L 079-274-0110
 - ・高砂警察署（高砂市）
T E L 079-442-0110
 - ・加古川警察署（加古川市、加古郡）
T E L 079-427-0110
 - ・明石警察署（明石市）
T E L 078-922-0110
- 兵庫県警察ストーカー・DV相談電話に連絡し相談する。
T E L 078-371-7830（24時間受付）
- 女性は、兵庫県警察性犯罪被害110番（レディースサポートライン）もあります。
T E L 078-351-0110（24時間受付）

■犯罪情報の入手・登録

- 最寄りの警察署で110番通報登録制度に登録する。
同制度は登録者が110番すると県警通信指令室のモニターに自宅地図、過去の相談種別などを表示する。2011年5月17日に発生した神戸学院大学でのストーカー事件においては、登録者だった女子学生の110番通報はすぐ通話が途切れたが、県警通信指令課は、通報の38秒後、神戸西署に緊急配備を指示することができた。

V 学生生活

○ひょうご防犯ネットに登録し、地域の防犯情報を得る。

登録はsupport@police.pref.hyogo.lg.jpに空メールを送信し、返信メールに従い登録する。

15 防災

近年、地震、津波、洪水、異常気象、竜巻などこれまで経験したことのない大規模災害が日本各地で発生しています。適宜、防災情報を入手し、各自で身の安全を確保して注意してください。

■ひめじ防災ネット登録方法

himeji@bosai.net に空メールを送信

登録料は無料（ウェブ接続料・メール受信料は別途かかります。）

姫路市では、携帯電話などのメール機能を利用して、あらかじめ登録した方に気象警報や地震情報、緊急情報などをメール配信していますので、参考としてください。

16 保険制度

本学では、学生が通学中や教育研究活動中に不慮の事故に遭遇した場合、または他人に怪我をさせたり、他人の財物を損壊した場合の救済のため「学生教育研究災害傷害保険・学研災付帯賠償責任保険」に加入しております。

この保険は、あくまで不幸にして発生した事故に対しての救済措置であり、学生は事故を招来しないように十分留意しなければなりません。

特に通学中の事故は、合理的な経路および方法で学生の住居と大学施設等の間を往復していることが条件となり、大学が禁止している方法（無許可での車両通学）で事故を起こしても救済の対象とはなりません。

万一事故にあった時は、すみやかに担任または教務学生厚生課へ届け出てください。

17 奨学金

貸与型の奨学金については、卒業後に返還の義務があります。借りる場合は、借りる者としての責任が伴うことを自覚して借りる必要があります。家族の方と十分話し合い、奨学金の申し込みを行ってください。

①姫路大学 特別奨学生（授業料減免型）

特に成績が優秀な学生を対象とした減免型の奨学金制度です。（2～4年）

- ・授業料全額免除 各学部1名
- ・授業料半額免除 各学部1～2名

V 学生生活

②姫路大学 学資支援奨学生（授業料減免型）

特に成績が優秀で、経済的理由により修学が困難な学生を対象とした減免型の奨学金制度です。

③姫路大学 応急奨学生（授業料減免型）

人物が他の学生の模範となり得る者で、家計支持者の失職・破産・倒産・病気・死亡等又は火災・風水害等により家計が急変し、修学の継続が著しく困難な学生を対象とした減免型の奨学金制度です。

④日本学生支援機構 貸与奨学金

奨学金は、経済的理由により修学に困難がある優れた学生に対し貸与されます。無利息の第一種奨学金と、利息付きの第二種奨学金があります。

申込時期などの詳細は、教務・学生・厚生課へお問い合わせください。

日本学生支援機構ホーム>奨学金>奨学金制度の種類と概要>貸与奨学金（返済必要）

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/taiyo/index.html>

⑤高等教育の修学支援新制度（授業料・入学金の減免、給付奨学金の支給）

意欲と能力があるが経済的な理由で進学及び修学を断念することがないように、授業料・入学金の減免及び給付奨学金の支給によって支援する国費を財源とした支援制度です。

原則として返還義務はありません。ただし、学業成績などが基準を下回る場合、奨学金の支給の打ち切りや減免の支援を打ち切ることがあります。また、学業成績が著しく不振の場合は奨学金の返還が必要となる場合があります。

申込の時期などの詳細は、教務・学生・厚生課へお問い合わせください。

文部科学省トップ>教育>大学・大学院、専門教育>高等教育の修学支援新制度

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/

日本学生支援機構ホーム>奨学金>奨学金制度の種類と概要>給付奨学金（返済不要）

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/kyufu/index.html>

⑥国の教育ローン

日本政策金融公庫にて「国の教育ローン」を取り扱っています。

学生1人につき上限350万円まで融資されます。

申込方法や申込条件等は下記の日本政策金融公庫HPにてご確認ください。

○日本政策金融公庫HP <https://www.jfc.go.jp/>

○問合せ先：日本政策金融公庫 姫路支店 TEL 0570-062292（ナビダイヤル）

営業時間 9:00～17:00

V 学生生活

⑦学費サポートプラン

株式会社オリエントコーポレーション（以下「オリコ」）と提携して、簡単な手続きで利用可能な『学費サポートプラン』を導入しています。

入学金や授業料などの学納金をオリコが学資負担者に代わって大学に立替払いする制度で、学資負担者はオリコに毎月分割で返済することになります。

【提携ローンの内容】

利 用	保護者
利用用途	入学金・授業料等の学納金
限 度 額	上限500万円
金 利	4.8%
返済方法	通常返済、ステップアップ返済、親子リレー返済
申込方法	インターネット
そ の 他	借入金はオリコから直接大学へ振込まれます

【お問い合わせ・お申込み】

オリコのホームページを参照またはオリコ学費サポートデスクへお問い合わせの上、お申し込みの際には「姫路大学の学生の保護者」であることを伝え、自己責任において契約をお願いいたします。

○オリコ学費サポートデスク

フリーダイヤル 0120-517-325（平日 9:30～17:30）

○オリコ学費サポートプランのホームページ

本学ホームページからお進みください

TOP > 「在学生の方へ」 > 「キャンパスライフ」 > 「学費・奨学金」 > 「教育ローン」

18 自治活動

（1）学生会

学生会は、学内の活動団体として大学から公認された組織であり、学生の自主性を養うための教育の一貫として位置づけられています。全学生から構成される組織で、大学祭やクリスマス会・スポーツ大会などの企画や運営、課外活動を支援する組織です。

（2）課外活動

大学教育は、知的な研究を行うだけでなく、教養豊かな社会人の形成を目指しており、課外活動であるクラブ（サークル）活動はこの成長に大きな役割を担っています。クラブ（サークル）活動の体験により、集団の一員として全体の運営に関与し、責任ある部員として、調和や協同の民主的精神を身につけて、個性豊かな人物が育成されます。学生の課外活動は、クラブ独自の自主的な運営とクラブ員各自の自覚と責任によって行わ

V 学生生活

れるものですが、クラブの関係行事の立案と実施に際しては、日頃の活動を踏まえ、安全対策を十分に行い、事故が起こらないよう万全を期してください。また、学業がおろそかになったり、授業時間中の騒音や学内の器物の破損にも注意してください。

(3) 大学祭

毎年秋期に「のじぎく祭」(姫路大学大学祭)が開催されます。

「のじぎく祭」は、学生会に大学祭実行委員会が組織され、学生自らの手で企画・運営されるもので、日頃情熱を傾けた勉学、学生会活動及び課外活動などにおけるたゆまぬ研究・努力の成果を発表し、教職員・地元の人達との親睦をはかり、さらに学生相互も交流する全学的行事です。

(4) 団体の結成・加入・集会

学生が学内において学生団体を結成しようとする場合には、その目的・組織・規約などを記入した文書に代表責任者が署名し、団体を構成する会員(部員)名簿を添付し、教務・学生・厚生課に提出して承認を受けなければなりません。また、学内の団体が集会を開くとき、または行事を行うときは、1週間前までに教務・学生・厚生課に届け出て許可を得なければなりません。

※施設設備使用手続きについて

課外活動として計画した行事・集会・催物などの諸活動を行うため、学内の施設の使用を希望する場合は、それぞれの「教室・施設等利用願」を提出しなければなりません。

学生が使用できる学内施設は、いずれも個人主催の催物会場としての使用は許可されません。学生会及び大学に届け出のある登録団体及びそれに準ずる団体に対してのみ使用を許可します。

学生団体は、許可申請に際して、「教室・施設等利用願」(教務・学生・厚生課備付)に所定の事項を記載し、主催団体の使用上責任者認印を押印し、使用日の1週間前までに、教務・学生・厚生課へ届け出てください。

施設の利用希望団体は極めて多く、希望どおりの日時に使用することができない場合があります。手続きについての不明な点は、教務・学生・厚生課に事前に相談してください。

19 ボランティア活動

ボランティアという言葉には、「自分の意思で進んで行う」という意味が込められています。学生であっても、授業終了後や夏期休暇などを利用して、身近なところからボランティア活動をすることができます。組織に属さなくても構いません。一人ひとりのやる気と意識が社会を動かすきっかけになります。

しかし、ボランティア活動をするにあたってさまざまな注意点があります。障がい者など当事者との関係の持ち方や守秘義務、ボランティア保険など、以下の事項をしっかり理解した上で活動に参加してください。

V 学生生活

(1) ボランティア活動における注意事項

1. ボランティア活動は、自らの主体性・自発性による活動であることを自覚しつつ、事故などの防止に留意し、活動に取り組む。
2. 活動内容や活動時間など自己判断に基づいて活動を選び、根気よく活動することを心がけ、無理をしない。
3. 活動先とよく話し合い、注意事項を確認する。
4. ボランティア保険に加入する。
5. ボランティア活動に関係する人々とより良い関係を構築するよう努める。
6. 守秘義務、時間厳守、言葉づかい、服装などボランティアとしての役割を自覚して行動する。
7. 誠心誠意を基本に相手の気持ちを考えて活動する。
8. 活動中における悩みや事故などが発生した場合は、一人で抱え込まないで、速やかに活動先へ連絡、報告、相談する。
9. 自分自身の健康管理に十分留意する。
10. 海外ボランティアは、大きな広告や宣伝で、語学のレベルアップや様々なメリットを並べ立てただけの悪質な高額商品で安全性などが確保されていない場合が多く、海外ボランティア斡旋業者には注意する。

(2) ボランティア情報の入手

兵庫県がボランティア活動の全県的支援拠点として、ひょうごボランタリープラザを設置し兵庫県社会福祉協議会が運営しています。各種ボランティア情報などを入手することができます。

■ひょうごボランタリープラザ

ボランティア活動の全県的支援拠点として、兵庫県が設置し、兵庫県社会福祉協議会が運営しています。各種ボランティア情報などを入手することができます。

〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワー 6 階

電話：078-360-8845

ホームページ：<https://www.hyogo-vplaza.jp/>

■姫路市市民活動・ボランティアサポートセンター

姫路市が運営しており、姫路市を中心に活動している市民活動団体の様々な活動内容やイベント等の情報を提供しています。

〒670-0015 姫路市総社本町112番地（姫路市市民会館内）姫路市市民会館 3 階

電話：079-281-2660

ホームページ：<https://himejion.jp/>

V 学生生活

(3) ボランティア保険

ボランティア保険は、ボランティア活動の振興を目的とし、安心してボランティア活動を行うための保険です。ボランティア保険の補償内容は、①ボランティア自身が怪我をした場合の傷害を補償、②ボランティアが第三者の身体や財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合の損害を補償することであり、保険に加入せずに活動に参加し、相手に怪我や損害を負わせてしまった場合には、自己責任になります。「自分だけは大丈夫」と思うのではなく、万が一への備えや安心して活動ができるようにボランティア保険に加入しましょう。

(兵庫県ボランティア・市民活動災害共済)

この共済は、加入されたボランティアの方が自発的な意思に基づき、国内において他人や地域・社会に貢献するなど社会的に意義があるボランティア活動中(往復途上を含む)の万が一の事故に備えるためのものです。掛金は、1名につき500円で加入日から年度末まで適用されます。ボランティア保険加入の申込みにあたっては、下記問合せ先を参照してください。

・姫路市社会福祉協議会

〒670-0955 姫路市安田三丁目1番地 姫路市総合福祉会館内

電話 079-222-4212

ホームページ：<https://www.himeji-wel.or.jp/>

20 海外渡航に関する諸注意

海外への渡航につきましては、危険を伴う場合もありますので、事前に十分に安全対策を講じてください。なお、次の情報源で情報を得たり、注意事項に留意してください。

海外渡航する場合は、渡航2週間前までに「海外渡航届」を教務・学生・厚生課に提出してください。

■海外の情報源

1. 外務省海外安全ホームページ (<https://www.anzen.mofa.go.jp/>)
2. 厚生労働省検疫所FORTHホームページ (<https://www.forth.go.jp/>)
3. 感染症疫学センターホームページ (<https://www.niid.go.jp/niid/ja/>)

■注意事項

1. 外務省発行の「海外安全虎の巻」で事前学習し、安全対策をする
※上記外務省海外安全ホームページにて閲覧可能
2. 海外旅行傷害保険に加入しておく
3. 事前に渡航先の安全性に係る確認を行い、危険情報のレベルに応じて渡航の判断をする
4. 海外渡航について事前に家族の了解を得ておく
5. 渡航先における法令などを順守する
6. 携帯電話などを利用し、緊急連絡先を確保する
7. 「たびレジ」(外務省海外旅行登録)へ登録する

V 学生生活

21 各種証明書の発行

各種証明書等の発行窓口と手数料は次のとおりです。

発行窓口 教務・学生・厚生課

(単位：円)

種 類	手数料	種 類	手数料
成績証明書（和文）	500	修業（見込）証明書（看・保・助）	500
成績証明書（英文）	1,000	在籍証明書＜退学者用＞	500
在学証明書	500	通学証明書＜定期券発行用＞	無料
仮学生証	500	学校学生生徒旅客運賃割引証	無料
学生証（再発行）	1,000	学力に関する証明書（幼・小・養）	1,000
健康診断証明書	500	教員免許状取得見込証明書（保・幼・小・養）	500
卒業（見込）証明書（和文）	500	卒業（見込）証明書（英文）	1,000

[窓口受付時間]

月～金 9:00～16:00

土 9:00～12:00

原則として、2日後（土、日、祝日を除く）に発行します。日数に余裕をもって早めに申し込んでください。

22 その他

(1) キャンパス

- ・教室などは個人の所有物を置く場所ではありません。放置してあるものは処分します。
 - ・構内に設置されたコンセントに電源ケーブルを差し込み、スマートフォンやパソコンの充電は原則禁止します。
- スマートフォンを充電される際は、1号棟2階インフォメーションコーナーもしくは、2号棟4階オープンスペース設置の「スマートフォン充電キャビネット」を利用してください。

(2) 学内入構時間

- ・日曜日、祝祭日は大学内に入ることはできません。また、大学行事その他大学が必要と認めた期間（入学試験、通信課程のスクーリングなど）については入構が制限される場合があります。

(3) 売店・食堂営業時間

売店営業時間	月～金	8:30～17:00
食堂営業時間	月～金	11:30～14:00

※売店および食堂の営業時間について

大学休暇中（春期・夏期・冬期など）は、売店および食堂の営業時間が通常と異なる場合があります。

営業時間については、掲示などにてお知らせします。

V 学生生活

(4) スクールバス

- ・スクールバスの車内では、飲食および携帯電話の通話は禁止します。マナーを守って利用して下さい。

(5) マナー向上

- ・本学では、地域社会との共生、学生の皆さんのキャンパスライフの充実を目指し、マナー向上に努めています。
- ・挨拶、通学マナー、喫煙などについて学生会と連携して、マナー向上に向けた運動を展開しますので、学生の皆さんのご協力をお願いします。

(6) 雨天時の事故を防ぐために

- ・自転車の傘さし運転はやめましょう。視界が悪くなる上、片手運転のため、とっさの危険回避が難しくなります。また、法律で禁止されています。
- ・雨天時は足元に注意して下さい。校舎内は濡れると滑りやすくなります。滑って転ぶと打撲、捻挫、骨折など思わぬ大怪我に結びつく場合があります。自分のためだけでなく、周りへの配慮という意味でも傘袋などを使用し、安全な校舎維持に協力して下さい。

Ⅵ キャリア支援

1 キャリア支援

学生課（就職支援係）では、学生のみなさんが卒業後に社会的・職業的自立ができるよう、4年間の学生生活の中でそれに必要な知識や能力・態度が身につくよう様々なサポートを行います。また、3・4年生に対し積極的な就職活動支援・進学支援を行います。

支援内容としては、キャリア形成や就職・進学に関する相談の受付、資料・参考図書・求人票等の提示を行っています。就職活動を行う3・4年生はもちろん1年生から利用することができます。卒業後の進路の相談やわからないことがあれば気軽に利用してください。

《支援相談時間》

月～金 9：00～17：00（相談受付は16：30まで）

土 9：00～13：00（相談受付は12：30まで）

（※相談時間は変更になる場合があります。）

2 キャリアとは…

キャリアとは一般的に「職歴」「経歴」などを意味しますが、最近では「仕事の面から見た人生そのもの」と広義な解釈をすることが多くなっています。卒業後の人生は、多くの時間を仕事に費やすこととなります。キャリアスタートの準備期間でもある大学生活は非常に重要な意味を持ちます。そのため、卒業後の進路は卒業時点になって選択するのではなく、早い段階で「将来自分は何になりたいのか、何がしたいのか」の目標を設定し、それに向けて計画的に行動していく必要があります。

また、自分を成長させてくれる機会は、勉強、実習、資格取得、留学、クラブ（サークル）活動、ボランティア活動、アルバイトなど大学生活のあらゆるところに存在しています。それらの活動を通して得ることができる人や物との出会い、新たな自分の発見、成功、失敗などの経験は今後の様々な場面で必ず役立っていきます。失敗を恐れず何事にも積極的にチャレンジしましょう。

3 就職活動とは…

就職活動は、「こんな仕事に就きたい」、「こんなことができるようになりたい」など、自分の将来像を現実にするための第一歩です。これから足を踏み入れる社会や自分の目指す職種・業界・業種・職場をしっかり研究し、自分が思い描く将来像とミスマッチがないように活動し、就業先を選定することが望ましいとされています。

就職活動の一般的なイメージは、「大変そう」「厳しそう」というネガティブなイメージが先行しています。しかし、就職活動は、自分が成長できる機会であり、いくつもの新たな発見や出会いができる一生に一度しかできない社会体験です。前向きに取り組み、大いに楽しみましょう。

Ⅵ キャリア支援

《支援相談のルール》

- 利用時間は厳守してください。（予約時間の変更は必ず事前に連絡をする。）
- 利用や相談は原則予約不要ですが、学校行事や業務の都合により、部屋の利用制限や職員の十分な対応ができない場合があります。必要に応じて事前に予約をしていただくことをお勧めします。
- 公共の場として、最低限のルールは守ってください。
（ex.）騒がない、携帯電話は使用しない、飲食はしない、など
- 教職員と話しをするときは敬語を使うよう心掛けてください。
- 連絡先（電話番号、メールアドレスなど）等の変更があった場合には、速やかに学生課（就職支援係）へ届け出てください。

《支援内容》

（１）就職活動に関する指導

就職活動の心得や業界・職種研究指導、エントリーシートや履歴書の記入方法、面接対策（個人・グループ）、グループディスカッション対策などをガイダンスやセミナー、個別指導により支援します。

（２）就職活動に関する情報提供

【就職関連行事】

1号棟1階エントランスと1号棟2階コピー機の横に学外の合同説明会・セミナーの案内や求人情報、学内で実施する就職支援行事の告知などの情報を掲示しています。

【求人情報】

新2号棟1階事務室前で地域別にいつでも閲覧できます。

【過去の採用試験情報】

過去に先輩が受験した医療機関などの採用試験の内容を閲覧することができます。

※就職活動に関する各情報は、掲示板、Melly等を通して適宜配信します。

（３）進路等に関する個別相談

就職、進学（大学院・他大学・専門学校など）等、個別に相談したいことがあれば申し出てください。

（４）病院奨学金に関する相談

1号棟1階エントランスの一覧表でいつでも閲覧できます。

Ⅵ キャリア支援

4 就職活動における注意点

- (1) 就職試験を受験した場合は、速やかに「就職（進学）試験報告書」を提出してください。
次年度以降に就職活動する後輩に有益な情報源となるため、できる限り詳しく記入してください。
- (2) 就職先が決定した場合は速やかに「進路決定届」を提出してください。
- (3) 就職活動で授業を欠席しても、原則として、公欠にはなりません。
- (4) 原則として「専願」を厳守します。
やむを得ず、併願受験をする場合は、応募書類を提出する前に、所属する学部の教員もしくは学生課（就職支援係）に相談してください。
- (5) 内定を辞退する場合は、手続き前に、所属する学部の教員もしくは学生課（就職支援係）に相談してください。ただし、推薦書を添付のうえ受験し内定をもらった場合は、内定を辞退することはできません。
- (6) 内定が出た後、指定日に就職予定先で研修会や説明会等が実施される場合があります。
参加するのが大原則ですが、大学行事と重なった場合は、所属する学部の教員もしくは学生課（就職支援係）に相談してください。
- (7) 勤務地や配属先が希望に沿わない場合があります。
内定先が複数の病院・施設を持つ場合、希望の勤務地に配属されるとは限りません。勤務地・配属先が決まるのは入職直前や入職後になることもあります。また、入職後数年で異動することもあります。そのあたりの事情は、医療機関等により異なりますので、就職活動時に十分確認しておきましょう。

VII 附属図書館

姫路大学附属図書館の利用について

姫路大学附属図書館は、第一に本学の教育・研究活動を支える中心的役割を担う機関として、第二に可能な限り地域に開かれた大学図書館として、多様な要求に応えられるよう資料の収集やサービスの向上に努めています。大学図書館は学生のみなさんが有意義な大学生活を送る上での貴重な情報源であり、自己学習の場です。蔵書、各種サービス、職員を十分に活用してください。

以下に主な利用方法を掲載します。また、図書館に設置している図書館利用案内やホームページも参照してください。

1 開館時間と休館日

(1) 開館時間

- ・月曜から金曜日 9 : 00 ~ 20 : 00
- ・土曜日 9 : 00 ~ 16 : 00

※開館時間の変更や臨時休館を行う場合は、掲示板やホームページでお知らせします。

※夏期休暇、冬期休暇、春期休暇中は開館時間を変更することがあります。

(2) 休館日

- ・日曜日、祝日
- ・創立記念日（11月5日）
- ・夏期休暇（8月10日から9月30日まで）中の土曜日、夏期および年末年始の休業期間
- ・館長が休館を必要と認めた日

2 利用資格

- ・姫路大学および豊岡短期大学の教職員、学生、卒業生
- ・一般利用者
- ・その他館長が許可した者

3 利用にあたって

- ・入館時には、利用資格の証明や貸出手続き等が必要となりますので、常に学生証を携帯してください。（学生証は図書館利用カードを兼ねています。）
- ・大きな手荷物は他の人の迷惑にならないようロッカーへ入れてください。

4 所蔵資料の探し方

(1) 資料の検索

- ・図書館ホームページに掲載している「蔵書検索」(OPAC) から、当館の所蔵資料の検索を行うと、資料の配架場所、請求記号、貸出状況などが分かります。
- ・探している資料の配架場所、請求記号（図書の背ラベルに表示される記号と対応）、書名などをメモして、探してください。

VII 附属図書館

(2) 資料の配列

- ・ 図書は日本十進分類法および日本看護協会看護学図書分類表に基づいて、主題別に分類・配列しています。

(3) その他

- ・ 図書館ホームページからは、OPACだけではなく、当館で契約している各種データベースや電子ジャーナルなどが利用できます。

主なものとして

- ・ 医中誌Web
- ・ 最新看護索引Web
- ・ メディカルオンライン
- ・ CINAHL
- ・ MEDLINE
- ・ 日本教育新聞電子版
- ・ 朝日新聞クロスサーチ
- ・ ジャパンナレッジLib などがあります。

5 マイOPAC (アカウントサービス)

本学学生（通信教育課程学生を含む）、教職員は図書館ホームページの蔵書検索のページからログインできるMyOPACを利用することができます。

- ・ 本学学生にはログイン用アカウントのIDとパスワードを入学時に配布しています。（通信教育課程学生は申込みが必要です。）
- ・ MyOPACからは、貸出状況の確認、資料の予約、継続貸出の手続き（1回まで）、他館所蔵資料の相互利用申込、各種お知らせの確認をすることができます。

6 閲覧と貸出

(1) 閲覧

- ・ 館内に配置している図書、雑誌、新聞等の所蔵資料は、全て自由に手にとって利用することができます。
- ・ ビデオ、DVD等の視聴覚資料は、学生証を持参の上、カウンターで手続きをし、ヘッドホンとリモコンを受け取って、視聴覚ブースで利用してください。なお、視聴覚資料は貸出できません。

(2) 通常貸出

- ・ 学生証と資料を持ってカウンターで手続きをしてください。
- ・ 視聴覚資料、新聞、雑誌の最新号、背表紙に禁帯出シールを貼付してある参考図書等は貸出ができません。
- ・ 貸出冊数と期間

対象利用者	対象資料	冊数	期間
学生	図書、雑誌のバックナンバー	5冊	図書14日間、雑誌7日間

VII 附属図書館

(3) 長期休暇中の延長貸出

- ・夏期、春期休暇の際は、貸出期間を延長します。

(4) 長期貸出

- ・学生が研究（卒業研究、看護研究、特別研究等）、学外実習のため必要があるときは、通常貸出に加えて別途、長期貸出を申し込むことができます。
- ・「長期貸出申請書」を記入し、カウンターへ提出してください。

対象利用者	対象資料	冊数	期間
学生	図書	5冊	30日間

(5) 返却

- ・貸出時に返却期限を記載したしおりをお渡しします。記載された期限までに返却してください。返却期日が臨時休館となった場合は、その翌日が返却期限になります。
- ・返却場所として、図書館カウンターの他に、1号棟1階エントランスまたは図書館入口前のブックポストがあります。

(6) 継続貸出

- ・他に貸出の予約がない場合に限り、1回のみ継続して貸出ができます。
- ・返却期日を過ぎると継続貸出はできません。
- ・MyOPAC、図書館カウンター、メール、Mellyで手続きをすることができます。

(7) 予約

- ・図書や雑誌は予約を申し込むことができます。「予約申込書」に記入して申し込んでください。また、MyOPACからも予約を申し込むことができます。資料の確保が完了次第、MyOPAC、メール、Melly等でお知らせします。
- ・予約資料のカウンター取り置き期間は、お知らせ後1週間です。

(8) 貸出停止のペナルティ

- ・資料を延滞すると、延滞した日数分の貸出停止となります。
- ・図書館より電話や郵便、Melly、メールなどで督促を行います。

7 館内複写サービス

- ・館内所蔵資料に限り、著作権法で認められた範囲内で複写することができます。
- ・「文献複写申込書」に記入し、カウンターに提出してから複写してください。
- ・図書館では著作権法第31条にもとづき、所蔵資料について以下の範囲で複写サービスを提供しています。
 - 1) 利用者の調査研究の用に供するためであること。
 - 2) 公表された著作物の一部分であること（著作物の半分以下）。
 - 3) 定期刊行物に掲載された個々の著作物についてはその全部。但し、発行後相当期間を経たもの（次号が既刊となったもの、または刊行後3か月が経過したもの）に限る。

VII 附属図書館

4) 提供部数は1人につき1部であること。

※館内複写機は当館の所蔵資料以外の複写はできません。所蔵資料以外の複写は1号棟2階の階段付近に設置しているコピー機、または2号棟1階の自動販売機前のコピー機を利用してください。

8 学生購入希望図書

図書館で購入してほしい資料がある場合は、「学生購入希望図書申込書」に記入して申し込んでください。また、MyOPACからも購入希望図書を申し込むことができます。学習や研究に関する資料はもちろんのこと、読んでみたい本など、できるだけ希望に添えるよう対応します。購入の可否は、MyOPAC、メールまたはMellyでお知らせします。

9 レファレンスサービス

図書館では、利用者の皆さんが求めている資料や情報にたどりつけるよう支援しています。資料の探し方や調べ方、文献の所在情報、図書館の利用方法、不明な点や困ったときなどは、遠慮なくカウンターの職員に相談してください。

10 図書館間相互利用

- ・当館に求めている資料が所蔵されていない場合は、図書館間相互利用制度により、他大学等図書館へ文献複写、現物貸借、訪問利用を申し込むことができます。
- ・文献複写と現物貸借の申し込みは、原則として、1回につき10件までです。
- ・文献を取り寄せる費用は、原則として大学が負担します。(一部自己負担になる場合があります。)
- ・手続きには時間がかかります。余裕をもってMyOPACまたはカウンターから申し込んでください。

11 姫路大学・豊岡短期大学図書館間相互貸借制度

本学に在籍している学生は、当館を通じて豊岡短期大学図書館に所蔵されている図書を取り寄せて借りることができます。豊岡短期大学図書館には、絵本などの幼児保育・幼児教育関係の蔵書が豊富に所蔵されており、「蔵書検索」の画面にて検索することができます。

貸出期間、貸出冊数等は豊岡短期大学図書館の館外貸出条件に準じます。

豊岡短期大学図書館より取り寄せた図書の貸出・返却手続きは、姫路大学附属図書館のカウンターで行えます。(他館の図書になりますので、原則ブックポストへの返却は行わないでください。)

- ・豊岡短期大学図書館の図書の取り寄せを希望する場合、下記のいずれかの方法で申し込んでください。

○アカウントサービスMyOPAC「蔵書検索」の画面より、「予約」をクリックし、取寄せを依頼する。(図書館からの連絡方法を指定してください。)

Ⅶ 附属図書館

○図書館に来館し、申込用紙を記入してカウンターに提出する。

豊岡短期大学図書館からの取り寄せ図書の貸出条件

対象利用者	対象資料	冊数	期間
学生	図書	5冊	14日間

12 図書館の行事・活動

図書館では、図書館オリエンテーション等の利用ガイダンス、企画展示、読書推進企画「HimeU × Book × Link (ヒメユー・ブック・リンク)」、ニュースレター「はま風」の発行等さまざまな活動に取り組んでいます。

13 その他

(1) 利用上の注意

- ・館内では大きな声での会話や他の人の迷惑となるような行為は慎んでください。
- ・携帯電話の通話は禁止です。
- ・館内での飲食は、ペットボトル等フタ付の飲料のみ可能です。
- ・図書等の資料は必ず貸出手続きをしてから館外へ持ち出してください。
- ・学生証（図書館利用カード）や貸出中の資料を他人に貸与しないでください。資料を延滞、紛失した場合は、貸出手続きをした学生証（図書館利用カード）の持ち主の責任となります。
- ・書架から取り出した資料は、退館時には元の場所に戻してください。
- ・貴重品は各自で管理してください。

(2) 紛失、汚損、損傷

- ・資料や館内機器等を紛失、汚損、損傷した場合は、直ちに申し出てください。
- ・同一資料または代価により、その損害を賠償しなければなりません。

(3) 利用の停止

図書館を利用するにあたり、規程に違反したり、職員の指示に従わない場合は、一定期間、図書館の利用を禁止することがあります。

学 則 ・ 規 程

Ⅷ 学則・規程

1 姫路大学学則 第1章 総 則

(目的)

第1条 姫路大学（以下「本学」という。）は、教育基本法に則り、専門の学術の理論および応用を深く研究教授し、「人に愛され、信頼され、尊敬される人」を育成することを目的とする。

2 各学部・各学科の目的は次のとおりとする。

(1) 看護学部は、建学の精神に則り、生命を尊重し、人間の尊厳と権利に関する深い洞察力を持ちながら、人々の健康と福祉の向上に貢献する看護の専門家を育成することを目的とする。すなわち、柔軟な視野を持ち、看護の専門的知識と確かな技術を備えた実践家であり、慈愛に満ちた優しい心と信念を持って、人々に寄り添い、また人々と共に行動する専門職業人として育つ環境を整えることが本学部の使命である。

(2) 教育学部は、建学の精神に則り、将来のわが国を担うこども達の育成という崇高な任務を自覚し、広い視野を持ちつつこども達の現実の課題を直視し、一人ひとりを大切に育てようとする強い使命感を持つとともに、こども達の発達支援の専門家として誰からも信頼される教育者を養成することを目的とする。また、その教育、研究を通して、乳幼児期から少年期のこどもの連続的な育ちを支援するための保育・教育のあり方を探究し、実践的なこども学および全体的かつ体系的な保育・教育実践学の推進に努める。

(自己点検および評価)

第2条 本学は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的および社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検および評価を行い、その結果を公表する。

2 前項の点検および評価等に関することは、別に定める。

(教育内容等の改善のための組織的改善)

第3条 本学は、授業の内容および方法の改善を図るための組織的な研修を行うものとする。

2 前項の教育内容等の改善に関することは、別に定める。

(情報公開)

第4条 本学は、教育研究活動等の状況について、積極的な情報公開に努めるものとする。

2 情報公開に関し必要な事項は、別に定める。

(学部、学科の構成および定員)

第5条 本学に、次の学部を置く。

看護学部 教育学部

2 各学部・各学科の学生定員は次の通りとする。

学部名	学科名	入学定員	収容定員
看護学部	看護学科	100名	400名
教育学部	こども未来学科	80名	320名
	(3年次編入定員)	10名	20名

Ⅷ 学則・規程

(修業年限)

第6条 本学の修業年限は、4年とする。

2 在学年数は、8年を超えることはできない。

(通信教育課程)

第7条 本学教育学部こども未来学科に通信教育課程を置く。

2 教育学部こども未来学科通信教育課程の定員は次のとおりとする。

学科名	入学定員	収容定員
こども未来学科	1000名	4000名
大学卒業を目的とするコース	500名	2000名
教員養成コース	200名	800名
保育士養成コース	300名	1200名
(3年次編入定員)		
こども未来学科	300名	600名
大学卒業を目的とするコース	200名	400名
教員養成コース	100名	200名

3 通信教育課程に関する事項は別に定める。

(附属図書館)

第8条 本学に、附属図書館を置く。

2 附属図書館に、図書館長を置き、教授をもって充てる。

3 附属図書館に関し、必要な事項は別に定める。

(健康管理室およびカウンセリング室)

第9条 本学に、健康管理室およびカウンセリング室を置く。

2 健康管理室およびカウンセリング室に関し、必要な事項は別に定める。

(事務局)

第10条 本学に、事務部を置く。

2 事務部に、複数の事務部長を置き、事務職員をもって充てる。

(職員組織)

第11条 本学に、学長、副学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員その他の必要な職員を置く。

(学長)

第12条 学長は、校務を掌り、所属職員を統督する。

(副学長)

第13条 本学に、複数の副学長を置くことができる。

2 副学長は、学長を補佐し、学長の命を受けて校務をつかさどる。

3 学長が欠けたとき、事故あるときおよび学長が辞意を表明したときは、その職務を代行する。

(特任教員)

第14条 本学に、特任教員を置くことができる。

2 特任教員に関し、必要な事項は別に定める。

Ⅷ 学則・規程

第2章 学年・学期・休業日

(学年・学期)

第15条 本学の学年は、4月1日から始まり、翌年3月31日に終わる。

- 2 学年は、これを2期に分け、4月1日から9月30日までを前期とし、10月1日から翌年3月31日までを後期とする。
- 3 学長は、前項の学期を変更することができる。

(休業日)

第16条 休業日は、次の通りとする。

- (1) 日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
 - (2) 本学園の創立記念日(11月5日)
 - (3) 春期休暇 3月1日から3月31日まで
 - (4) 夏期休暇 8月10日から9月30日まで
 - (5) 冬期休暇 12月25日から1月5日まで
- 2 学長は、前項の休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

第3章 教育課程

(教育課程)

第17条 本学の教育課程は、第1条の目的を達成するために必要な授業科目を設け、配当年次等を考慮して編成する。

- 2 前項の授業科目は、共通教育科目、専門支持科目、専門教育科目に分けて、置くことができる。

(授業科目および単位数)

第18条 前条に規定する授業科目および単位数は、別表の通りとする。

(授業方法)

第19条 授業は、講義、演習、実験、実習もしくは実技のいずれかにより、またはこれらの併用により行うものとする。

- 2 学長は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室以外の場所で履修させることができる。なお、これにより修得する単位数は60単位を超えないものとする。

(履修単位)

第20条 学生は、次に定める授業科目の単位を修得しなければならない。

看護学部	共通教育科目	20単位以上(必修11単位 選択9単位以上)
	専門支持科目	28単位以上(必修28単位)
	専門教育科目	78単位以上(必修75単位 選択3単位以上)
	合 計	126単位以上
教育学部	共通教育科目	24単位以上(必修11単位、外国語または情報2単位以上、選択11単位以上)
	専門教育科目	96単位以上(必修11単位、選択必修4単位、選択81単位以上)

Ⅷ 学則・規程

卒業研究	4単位
合 計	124単位以上
教育学部 3 年次編入者	
共通教育科目	8単位以上
専門教育科目	50単位以上
卒業研究	4単位
合 計	62単位以上

(他の大学または短期大学における授業科目の履修等)

第21条 本学が教育上有益と認めるときは、他の大学または短期大学（外国の大学を含む。）との協議に基づき学生に当該大学または短期大学の授業科目を履修させることができる。

- 2 前項の規定により修得した単位は、教授会の議を経て、学長の決定により、本学において修得したものとみなすことができる。

(大学以外の教育施設等における学修)

第22条 本学が教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学または高等専門学校の専攻科における学修、その他文部科学大臣が別に定める学修を本学における授業科目の履修とみなし、教授会の議を経て、学長の決定により、単位を与えることができる。

(入学前の既修得単位等の認定)

第23条 本学が教育上有益と認めるときは、学生が第 1 学年次に入学する前に大学または短期大学において修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を教授会の議を経て、学長の決定により、入学した後の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 本学が教育上有益と認めるときは、学生が第 1 学年次に入学する前に行った前条に規定する学修を本学における授業科目の履修とみなし、教授会の議を経て、学長の決定により、単位を与えることができる。
- 3 第21条から本条第 2 項までの規定により修得したものとみなし、または与えることができる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、合わせて60単位を超えないものとする。

(看護師・保健師・助産師国家試験受験資格)

第24条 本学看護学部看護学科において看護師の国家試験の受験資格を得るには、保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和26年 8 月10日文部・厚生省令第 1 号）第 4 条第 1 項第 3 号の教育の内容に相当するものとして、本学が定める授業科目を履修し、その単位を修得しなければならない。

- 2 本学看護学部看護学科において保健師の国家試験の受験資格を得るには、保健師助産師看護師学校養成所指定規則第 2 条第 3 号の教育の内容に相当するものとして、本学が定める授業科目を履修し、その単位を修得しなければならない。
- 3 本学看護学部看護学科において助産師の国家試験の受験資格を得るには、保健師助産師看護師学校養成所指定規則第 3 条第 3 号の教育内容に相当するものとして、本学が定める授業科目を履修し、その単位を修得しなければならない。

VIII 学則・規程

(教職課程等)

第25条 教員の免許状を得ようとする者は、別に定める教員養成課程の履修等に関する規程に従い、必要な教育科目を履修しなければならない。

2 本学において取得できる教員免許状の種類は次表のとおりとする。

学部名	学科名	免許状の種類
教育学部	こども未来学科	幼稚園教諭一種免許状 小学校教諭一種免許状 養護教諭一種免許状

(保育士)

第26条 教育学部こども未来学科において保育士の資格を取得しようとする者は、別に定める保育士資格履修規程に従い必要な教育科目を履修しなければならない。

第4章 試験・卒業および学位記

(試験)

第27条 履修した授業科目については、試験その他適当な方法により、学業成績を評価する。

2 試験の実施に関する事項のうちこの学則および試験規程に定めのない事項については、教授会の議を経て、学長がこれを定める。

(成績の評価)

第28条 各授業科目の成績は、秀、優、良、可および不可の5種に分け、秀、優、良および可の成績を合格とする。

2 学生は、履修した授業科目については、授業時間の3分の2以上出席しなければ当該科目の試験を受けることができない。

(追・再試験)

第29条 病気その他正当な理由により受験できなかった科目については、別に定める試験規定により、追試験を受けることができる。

2 定期試験および追試験において不合格になった科目については、別に定める試験規程により再試験を受けることができる。

(単位計算)

第30条 授業科目の単位数の計算は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により行う。

(1) 講義および演習については、15時間から30時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習および実技については、30時間から45時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文についてはその作成に必要な学修等を考慮して、単位数を定めることがある。

(履修届)

第31条 授業科目を履修しようとするときは、所定の履修届を提出しなければならない。

Ⅷ 学則・規程

(単位の認定)

第32条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

2 試験は、筆記、口頭試問その他の方法による。

(進級)

第33条 定められた時間内に所定の授業科目の単位を修得した者は進級することができる。

2 進級については別に定める。

(卒業の認定)

第34条 本学に4年以上在学し、所定の授業科目を履修し、看護学部は126単位、教育学部は124単位を修得した者については、教授会の議を経て、学長は卒業を認定する。

2 学生を卒業させる時期は、学期末または学年末とする。

(学士の学位)

第35条 本学を卒業した者には、学士の学位を授与する。

2 前項の規定により授与する学位は、次の通りとする。

看護学部看護学科 学士（看護学）

教育学部こども未来学科 学士（教育学）

第5章 入学、編入学、転学、留学、休学・復学、 退学、除籍、再入学、復籍および転籍

(入学の時期)

第36条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、次条第3号および第4号並びに第41条および第48条の規定により入学した者については、学期の始めとすることができる。

(入学資格)

第37条 本学に入学を志願することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校または中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者またはこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (7) 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、当該者をその後に入学者とする大学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者
- (8) 本学において、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達した者

Ⅷ 学則・規程

(入学選考)

第38条 入学を志願する者は、入学願書を提出し、所定の手続きと同時に所定の入学検定料を納めなければならない。

2 本学は、前項に基づく手続きを完了した者について選考を行う。

(入学手続および入学許可)

第39条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、宣約書およびその他所定の書類を提出するとともに、所定の入学金および授業料等を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(保証人)

第40条 学生は、入学に際し、保証人を設けなければならない。

2 保証人は、学生の父または母とし、その双方を欠くときは、これに準ずる者とする。

3 保証人は、その保証する学生が在学中に遵守すべき事項について責任を負うものとする。

4 保証人は、その住所等に異動があったときは、直ちに届け出なければならない。

5 保証人を変更するときは、速やかに届け出なければならない。

(編入学)

第41条 本学第3学年次において、次のいずれかに該当する場合、入学願書を提出し、所定の手続きと同時に所定の入学検定料を納めた者について選考のうえ、編入学を許可する。ただし看護学部の編入学を志願する者は、短期大学または専修学校において看護師養成課程を卒業した者で、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第7条の看護師の免許を有するものとする。

(1) 大学、短期大学または高等専門学校を卒業した者または卒業見込みの者

(2) 大学に2年以上在学し、当該大学において62単位以上を修得した者または修得見込みの者

(3) 専修学校の専門課程（修業年限が2年以上であること、その他文部科学大臣の定める基準を満たす者に限る。）を修了した者または修了見込みの者

2 前項の場合の他、本学に編入学を志願する者があるときは、選考を行い教授会の議を経て、学長の決定により、相当の年次への編入学を許可する。

3 編入学を許可された者の既に履修した授業科目および単位の取扱い、修業年限については、別に定める。

(転学)

第42条 本学から他の大学に転学しようとする者は、学長の許可を得なければならない。

2 転学に関する取扱いは、別に定める。

(留学)

第43条 本学の学生で外国の大学に留学を志願する者は、あらかじめ学長の許可を受けなければならない。

2 留学に関する規程は、別に定める。

VIII 学則・規程

(休学)

第44条 病気その他やむを得ない理由で3か月以上就学できないときは、学長の許可を得て休学することができる。

2 休学期間は、休学を許可された日から当該学期末または当該年度末までとする。ただし、特別の事情がある場合には、引き続き翌学年度末まで休学を許可することができる。

3 休学期間は通算して4年を超えることができない。

4 休学中の期間は、在学年数に算入しない。

5 休学中は、別に定める授業料を納入しなければならない。

(復学)

第45条 学生は、休学期間中にその理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

(退学)

第46条 病気その他やむを得ない理由により退学しようとする者は、その理由を記し、学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第47条 次の各号のいずれかに該当する者は、除籍とする。

(1) 第44条 第3項に定める休学の期間を超えてなお復学または退学しない者

(2) 病気、学力等その他の理由により、成業の見込みがない者

(3) 学費の納入を怠り、督促を受けても納入しない者

(4) 正当な理由がなく、無届で3か月以上連続して欠席した者

(再入学)

第48条 正当な理由で退学した者または除籍された者が、再入学を願い出たときは、学長は入学を許可することがある。

(復籍)

第49条 学費未納による除籍者については、別に定めるところにより審査の上、復籍を許可することがある。

(転籍)

第50条 本学の学生で転籍を希望する場合、別に定めるところにより許可することがある。

(二重在籍)

第51条 本学の学生は、同時に他の大学に在籍することはできない。

(強制休学)

第52条 校医が健康上の理由により修学が困難と認めた学生に対しては、休学を命ずることがある。

(学生規程)

第53条 学生が遵守しなければならない事項は、本学則に定めるほか、別に定める学生規程による。

Ⅷ 学則・規程

第6章 学費

(学費)

第54条 学費は、この学則に定める他、別に定める学費等納入要項による。

(学費の納入・分納)

第55条 学費は、通学期始め所定の期日までに納入しなければならない。ただし、事情によっては別に定める学費等納入要項により、これを分納することができる。

- 2 学期の途中で退学した者または除籍された者も、当該期分の学費を納入しなければならない。
- 3 停学期間中の授業料は、徴収する。

第7章 賞罰

(表彰)

第56条 学長は、学力優秀または特に推奨すべき行為のあった学生を表彰することがある。

(懲戒)

第57条 学則、学生規程その他諸規則に違反し、本学の秩序を乱し、学生の本分に反する行為のあった者に対しては、学長は懲戒を行う。

- 2 懲戒の内容は、譴責、謹慎、停学または退学処分とする。
- 3 次の各号の一に該当する者には退学を命ずる。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学業を怠り、成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第8章 科目等履修生、研究生、委託生、外国人留学生および特別聴講生

(科目等履修生)

第58条 本学の一または複数の授業科目を履修し、単位の修得を希望する者があるときは、選考を行い教授会の議を経て、学長の決定により、科目等履修生の入学を許可する。

- 2 科目等履修生が、履修した授業科目について、試験を受け合格したときは、所定の単位を与える。

(研究生)

第59条 本学の教授会構成員から直接の指導を受け、一定期間、特定の課題を研究することを志望する者があるときは、選考を行い教授会の議を経て、学長の決定により、研究生の入学を許可する。

(委託生)

第60条 公共団体またはその他の機関から本学の特定授業科目について修学を委託されたときは、選考を行い教授会の議を経て、学長の決定により、委託生の入学を許可する。

- 2 委託生は、履修した授業科目について試験を受けることができる。
- 3 試験に合格したときは、本人の請求によって証明を与えることができる。

VIII 学則・規程

(特別聴講生)

第61条 他の大学または短期大学の学生で本学の授業科目を履修しようとする者があるときは、当該他の大学または短期大学との協議に基づき、教授会の議を経て、学長の決定により入学を許可する。

(学則適用除外)

第62条 科目等履修生、研究生、委託生および特別聴講生には、第34条および第35条は適用しない。

(外国人留学生)

第63条 第37条に規定する入学資格を有する者で、本学に入学を希望する外国人留学生は、選考のうえ、教授会の議を経て、学長が入学を許可することができる。

(学則の準用)

第64条 特別の規定がない限り、この学則の規定は科目等履修生、研究生、委託生、特別聴講生および外国人留学生にも準用する。

(科目等履修生、研究生、委託生、特別聴講生および外国人留学生に関する規程)

第65条 科目等履修生、研究生、委託生、特別聴講生および外国人留学生については、この学則に定めるものの他、別に定める。

第9章 教授会、大学協議会

(教授会)

第66条 学長の諮問機関として、本学各学部に教授会を置く。

(教授会審議事項)

第67条 教授会は、次の事項を審議し、学長が決定を行うに当たり、意見を述べるものとする。また、教育研究に関する事項を審議し、学長等（学長および学部長）から求めがあった場合には、意見を述べることができる。

(1) 入学、休学、退学、転学、再入学、除籍、復籍、卒業および課程の修了等に関する事項

(2) 学生の懲戒と表彰に関する事項

(3) 教授、准教授、講師、助教および助手の審査に関する事項

(4) 学長から要請または諮問された事項

(5) 教育研究に関する事項

ア 教育課程およびその編成に関する事項

イ 学生の試験および評価に関する事項

ウ 学生の厚生および指導に関する事項

エ 教育および研究に関する事項

オ 臨地実習に関する事項

カ 海外との教育、学術または文化の交流に関する事項

キ その他教授会が必要と認める教学に関する事項

VIII 学則・規程

(議事運営)

第68条 教授会の運営については、別に定めるものとする。

(大学協議会)

第69条 学長の諮問機関として、本学に大学協議会を置く。

- 2 大学協議会は、学長、副学長、図書館長、各学部長、通信教育課程長、教務部長、学生部長および関係事務部長をもって構成する。
- 3 大学協議会は、学長が招集し、その議長となる。
- 4 副学長は、学長が欠けたときまたは事故あるときは、その職務を代行する。

(大学協議会審議事項)

第70条 大学協議会は、次の事項を審議し、学長が決定を行うに当たり、意見を述べるものとする。

- (1) 学則その他重要な規則の制定、改廃に関する事項
- (2) 教育課程の編成に関する重要事項
- (3) 通信教育に関する重要事項
- (4) 臨地実習、保育実習、教育実習、介護実習に関する重要事項
- (5) 学生の厚生補導およびその身分に関する事項
- (6) 学長の諮問した事項
- (7) その他大学の運営に関する重要事項

(議事運営)

第71条 大学協議会の運営に関する規程は、別に定めるものとする。

第10章 奨学生

(奨学生)

第72条 学力優秀、品行方正で学生の模範と認められる学生を選考のうえ、奨学生とすることがある。

- 2 奨学生に関する規程は、別に定めるものとする。

第11章 公開講座

(公開講座等)

第73条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座等を開設することができる。

附 則

- 1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この学則の改正は、平成20年4月1日から施行する。
- 3 この学則の改正は、平成21年4月1日から施行し、改正後の第20条については平成21年度入学者から適用する。
- 4 この学則の改正は、平成22年4月1日から施行し、改正後の別表(2)については平成22

VIII 学則・規程

年度入学者から適用する。

- 5 この学則の改正は、平成23年4月1日から施行し、改正後の別表（2）については平成23年度入学者から適用する。
- 6 この学則の改正は、平成23年4月1日から施行し、改正後の第59条については平成23年度入学者から適用する。
- 7 この学則の改正は、平成24年4月1日から施行し、改正後の第20条については平成24年度入学者から適用する。
- 8 この学則の改正は、平成25年4月1日から施行し、改正後の第20条および別表（2）については平成25年度入学者から適用する。
- 9 この学則の改正は、平成26年4月1日から施行し、改正後の第20条および別表（1）と（2）については平成26年度入学者から適用する。
- 10 この学則の改正は、平成27年4月1日から施行し、改正後の別表（2）については平成27年度入学者から適用する。
- 11 この学則の改正は、平成28年4月1日から施行し、改正後の第20条および別表（2）については平成28年度入学者から適用する。
- 12 この学則の改正は、平成29年4月1日から施行し、改正後の第20条および別表（1）については平成29年度入学者から適用する。
- 13 この学則の改正は、平成30年4月1日から施行し、改正後の別表（1）については平成29年度入学者から適用する。
- 14 この学則の改正は、平成31年4月1日から施行し、改正後の別表（1）については平成29年度入学者から適用する。
また、第20条および別表（2）については平成31年度入学者から適用する。
- 15 この学則の改正は、令和2年4月1日から施行し、改正後の別表（1）については令和2年度入学者から適用する。
- 16 この学則の改正は、令和3年4月1日から施行し、改正後の別表（2）については令和3年度入学者から適用する。
- 17 この学則の改正は、令和4年4月1日から施行し、改正後の第20条および別表（1）と（2）については令和4年度入学者から適用する。
- 18 この学則の改正は、令和5年4月1日から施行し、改正後の別表（2）については令和5年度入学者から適用する。
- 19 この学則の改正は、令和6年4月1日から施行し、改正後の別表（2）については令和6年度入学者から適用する。
- 20 この学則の改正は、令和7年4月1日から施行し、改正後の別表（2）については令和7年度入学者から適用する。

別表1 P73～74参照

別表2以降 省略

Ⅷ 学則・規程

学則別表（１）

科 目 区 分		授業科目の名称	配当年次	単位数			1 単位当たりの の時間数	卒業必要単位数
				必修	選択	自由		
共通教育科目	教養	哲学	1		2		15	必修 5 単位 選択 8 単位以上
		心理学	1		2		15	
		教育心理学	1		2		15	
		憲法	1		2		15	
		発達心理学	1	2			15	
		統計学基礎	1	2			15	
		生物学	1		2		15	
		健康科学	1		1		15	
		スポーツ（実技）	1		1		30	
		基礎ゼミ	1	1			30	
		環境問題	1		1		15	
		社会学	1		2		15	
		地域ボランティア	1		1		30	
		地域課題解決プロジェクト	2		1		30	
		インターンシップ	1		1		30	
		小計（15科目）		5	18			
	外国語	英語Ⅰ（Basic）	1	1			30	必修 3 単位 選択 1 単位以上
		英語Ⅱ（Pre-Intermediate）	1	1			30	
		英語Ⅲ（Intermediate）	1	1			30	
		海外研修	1～4		1		30	
		韓国語	1		1		30	
		スペイン語	1		1		30	
		小計（6科目）		3	3			
	情報の理解	情報リテラシー	1	1			15	必修 3 単位
		情報処理技術Ⅰ（基礎）	1	1			30	
		情報処理技術Ⅱ（応用）	1	1			30	
		小計（3科目）		3				
	共通教育科目合計（24科目）			11	21			
専門支持科目	からだの働き	人体の構造と機能Ⅰ（解剖）	1	2			15	必修28単位
		人体の構造と機能Ⅱ（生理）	1	2			15	
		病理病態学	1	2			15	
		生化学	1	2			15	
		小計（4科目）		8				
	疾病の成り立ち	感染免疫学	2	2			15	
		臨床栄養学	2	1			15	
		診断治療学Ⅰ（内科系）	2	2			15	
		診断治療学Ⅱ（外科系）	2	1			15	
		診断治療学Ⅲ（運動器・脳・感覚器）	2	1			15	
		診断治療学Ⅳ（小児）	2	1			15	
		診断治療学Ⅴ（周産期・生殖器）	2	1			15	
		診断治療学Ⅵ（精神）	2	1			15	
		臨床薬理学	2	2			15	
		小計（9科目）		12				
	社会と健康	生命倫理	2	2			15	
		保健医療福祉制度論	2	2			15	
		公衆衛生学	1	2			15	
		疫学保健統計学Ⅰ（基礎）	2	2			15	
		小計（4科目）		8				
	専門支持科目合計（17科目）			28				
専門教育科目	基礎看護学	看護学概論	1	2			15	必修75単位 選択 3 単位以上
		看護理論	1	1			15	
		看護倫理	3	1			15	
		看護コミュニケーション論	1	1			15	
		看護技術Ⅰ（日常生活援助）	1	2			30	
		看護技術Ⅱ（診療の補助）	2	2			30	
		看護技術Ⅲ（看護過程）	2	1			30	
		フィジカルアセスメント	1	1			30	
		基礎看護学実習Ⅰ（初期体験）	1	1			45	
		基礎看護学実習Ⅱ（看護実践）	2	2			45	
		小計（10科目）		14				
	成人看護学	成人看護学概論	2	1			15	
		リハビリテーション論	2	1			15	
		成人看護学援助論Ⅰ（慢性期）	2	2			15	
		成人看護学援助論Ⅱ（急性期）	2	2			15	
		成人看護学援助演習	3	1			30	
		成人看護学実習	3	4			45	
		小計（6科目）		11				
	老年看護学	老年看護学概論	2	1			15	
		老年看護学援助論	3	2			15	
		老年看護学援助演習	3	1			30	
		老年看護学実習	3	2			45	
		小計（4科目）		6				

Ⅷ 学則・規程

科 目 区 分		授業科目の名称	配当年次	単位数			1 単位当たりの時間数	卒業必要単位数
				必修	選択	自由		
専門教育科目	小児看護学	小児看護学概論	2	1			15	必修75単位 選択 3 単位以上
		小児看護学援助論	3	2			15	
		小児看護学援助演習	3	1			30	
		小児看護学実習	3	2			45	
		小計（4 科目）		6				
	母性看護学	母性看護学概論	2	1			15	
		母性看護学援助論	3	2			15	
		母性看護学援助演習	3	1			30	
		母性看護学実習	3	2			45	
		小計（4 科目）		6				
	精神看護学	精神看護学概論	2	1			15	
		精神看護学援助論	3	2			15	
		精神看護学援助演習	3	1			30	
		精神看護学実習	3	2			45	
		小計（4 科目）		6				
	地域・在宅看護論	地域・在宅看護概論	2	1			15	
		地域・在宅看護援助論	3	2			15	
		地域・在宅看護援助演習	3	1			30	
		地域・在宅看護実習	3	2			45	
		小計（4 科目）		6				
	グローバルヘルス	異文化看護論	1	1			15	
		災害看護学概論	2	1			15	
		国際看護活動論	2	1			15	
		グローバルヘルス演習	3	1			30	
		グローバルヘルス実習	3	2			45	
		小計（5 科目）		6				
	看護の統合と実践	キャリア設計	1	1			30	
		看護管理論	3	1			30	
		看護教育論	2		1		15	
		家族看護論	2	1			15	
		緩和ケア論	2		1		15	
		看護研究方法論	3	2			15	
		総合看護Ⅰ（対象別）	4	1			15	
		総合看護Ⅱ（広汎的状况）	4	1			15	
		看護統合実習	4	4			45	
		看護研究Ⅰ（研究テーマと計画）	4	1			30	
		看護研究Ⅱ（論文作成とプレゼンテーション）	4		1		30	
		小計（11科目）		12	3			
	公衆衛生看護学	公衆衛生看護学概論	2	2			15	
		公衆衛生看護活動論Ⅰ（保健行動支援）	2		1		15	
		公衆衛生看護活動論Ⅱ（対象別）	3			1	30	
		公衆衛生看護活動論Ⅲ（技術別）	4			2	30	
		公衆衛生看護管理論	4			1	15	
		疫学保健統計学Ⅱ（応用）	4			2	15	
		保健行政論	3			1	15	
		学校保健論	2		1		15	
		産業保健論	2		1		15	
公衆衛生看護学実習		4			5	45		
小計（10科目）			2	3	12			
助産学	助産学概論	3			1	15		
	ウィメンズヘルスケア論	4			1	15		
	助産診断学	4			1	15		
	母子のフィジカルアセスメント	3			1	15		
	助産診断・技術論Ⅰ（機能と生理）	3			1	15		
	助産診断・技術論Ⅱ（診断と助産ケア）	4			2	15		
	助産診断・技術演習	4			2	30		
	ハイリスクケア論	4			1	15		
	地域母子保健	4			2	15		
	助産管理	4			1	15		
	助産学実習Ⅰ（継続事例）	4			1	45		
	助産学実習Ⅱ（分娩介助）	4			8	45		
	助産学実習Ⅲ（地域母子保健・ハイリスク）	4			2	45		
	小計（13科目）				24			
合計（116科目）			—	114	27	36	必修114単位 選択12単位以上 合計126単位	

Ⅷ 学則・規程

2 姫路大学看護学部履修規程

(趣旨)

第1条 この規程は、姫路大学学則（以下「学則」という。）に基づき、看護学部における履修に関し、必要な事項を定めるものとする。

(授業科目)

第2条 本学部の授業科目は、共通教育科目、専門支持科目および専門教育科目で構成する。

(授業科目および単位数)

第3条 本学部が定める授業科目および単位数は、学則第18条による。

(授業日数)

第4条 毎学年の授業日数は、35週以上とする。

(授業方法)

第5条 授業は、講義、演習、実験、実習もしくは実技のいずれかにより、またはこれらの併用により行うものとする。

- 2 学長は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室以外の場所で履修させることができる。なお、これにより修得する単位数は、60単位を超えないものとする。

(単位算定基準)

第6条 授業科目の単位数の算定は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により行う。

- (1) 講義および演習については、15時間から30時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習および実技については、30時間から45時間の授業をもって1単位とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、卒業論文については、その作成に必要な学修等を考慮して、単位数を定めることがある。

(履修登録)

第7条 学生は、当該年度に履修しようとする授業科目を所定の期日までに履修登録しなければならない。

- 2 所定の履修登録期日以降の履修登録は認めない。ただし、登録遅延について、正当な理由があるものと学部長が認めたときは、履修登録を認めることがある。

(履修登録の制限)

第8条 授業科目の履修登録を行うことのできる単位数は、1年間あたり50単位を上限とする。

- 2 別に定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得したもののについては、第1項に定める上限を超えて授業科目の履修登録を認めることができる。
- 3 姫路大学学費等納入要項第14条2の適用を受けるものは、卒業に必要な単位数を上限として履修登録を行うことができる。

(履修登録の変更)

第9条 履修登録後における履修科目の変更は、各期における所定の期間のみ、認めるものと

Ⅷ 学則・規程

する。

- 2 所定の履修登録変更受付期間以降の変更は、一切認めない。

(単位の認定)

第10条 単位は、授業科目を履修し、学則第27条に定める試験その他適当な方法により認定する。

(成績評価)

第11条 授業科目の成績の評価は、次のとおり秀、優、良、可および不可で評し、秀、優、良、可を合格として所定の単位を与える。

評価	秀	優	良	可	不可
評点	100～90点	89～80点	79～70点	69～60点	59点以下

- 2 追試験の結果の評点は、80点を最高とする。
3 再試験の結果の評点は、60点を最高とする。
4 取得した合格科目の評価は、これを取り消すことはできない。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第12条 学則第21条に定めるところにより、本学が教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学（外国の大学を含む。）との協議に基づき学生に当該大学又は短期大学の授業科目を履修させることができる。

- 2 前項の規定により修得した単位は、教授会の定めるところにより、本学において修得したものとみなすことができる。

(大学以外の教育施設等における学修)

第13条 学則第22条に定めるところにより、本学が教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修、その他文部科学大臣が別に定める学修を本学における授業科目の履修とみなし、教授会の定めるところにより、単位を与えることができる。

- 2 前項に基づき、単位認定された授業科目の成績表示は「認」とする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第14条 学則第23条に定めるところにより、本学が教育上有益と認めるときは、学生が第1学年次に入学する前に、大学又は短期大学において修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を教授会の定めるところにより、入学した後の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 本学が教育上有益と認めるときは、学生が第1学年次に入学する前に行った前条に規定する学修を本学における授業科目の履修とみなし、教授会の定めるところにより単位を与えることができる。
3 前項に基づき、単位認定された授業科目の成績表示は「認」とする。
4 第12条から本条第2項の定めにより修得したものとみなし、又は与えることができる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、合わせて60単位を超えないものとする。

Ⅷ 学則・規程

(看護師・保健師・助産師国家試験受験資格)

第15条 本学部において看護師の国家試験の受験資格を得るには、保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和26年8月10日文科・厚生省令第1号）第4条第1項第3号の教育の内容に相当するものとして、本学が定める授業科目を履修し、その単位を修得しなければならない。

2 本学部において保健師の国家試験の受験資格を得るには、保健師助産師看護師学校養成所指定規則第2条第3号の教育の内容に相当するものとして、本学が定める授業科目を履修し、その単位を修得しなければならない。

3 本学部において助産師の国家試験の受験資格を得るには、保健師助産師看護師学校養成所指定規則第3条第3号の教育内容に相当するものとして、本学が定める授業科目を履修し、その単位を修得しなければならない。

(試験)

第16条 履修した授業科目については、試験を行う。ただし、実習・実技に伴う試験については、学修の成果をもって学業成績を評価する。

2 試験の実施に関する事項は、教授会においてこれを定める。

(進級要件)

第17条 2年次から3年次に進級するために、2年次終了時点において、1年次または2年次に開講される専門支持科目と専門教育科目のすべての必修科目の総単位数である59単位を修得しなければならない。

(卒業見込証明書の発行)

第18条 3年次末における修得単位数と4年次履修登録単位数の合計が卒業要件単位数を満たした者には、卒業見込証明書を発行する。

2 卒業見込証明書は、4年次履修登録終了後に発行する。

(卒業要件)

第19条 卒業に必要な単位数は、学則第20条に定めるとおりとする。

(卒業の認定)

第20条 本学に4年以上在学し、前条に基づき、126単位以上を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

2 学生を卒業させる時期は、学期末又は学年末とする。

(補則)

第21条 この規程の改廃は、大学協議会の承認を必要とする。また、この規程に定めるもののほか履修に関し必要な事項は、教授会の議を経て別に定める。

附 則

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

2 この規程の改正は、平成21年4月1日から施行する。

3 この規程の改正は、平成22年4月1日から施行する。

4 1) この規程の改正は、平成24年4月1日から施行し、平成24年度入学生より適用する。

VIII 学則・規程

2) この規程の施行日前において、既に本学に在籍する学生については、なお従前の例による。

- 5 この規程の改正は、平成26年4月1日から施行する。
- 6 この規程の改正は、平成28年4月1日から施行する。
- 7 この規程の改正は、平成29年4月1日から施行する。
- 8 この規程の改正は、平成30年4月1日から施行し、改正後の第16条については平成29年度入学生より適用する。
- 9 この規程の改正は、平成31年4月1日から施行する。
- 10 この規程の改正は、令和4年4月1日から施行する。
- 11 この規程の改正は、令和5年10月1日から施行する。
- 12 この規程の改正は、令和7年4月1日から施行する。

Ⅷ 学則・規程

3 姫路大学看護学部試験規程

第1章 総 則

第1条 学則第27条および第29条に規定された試験を実施するにあたっては、この規程によるものとする。(共通教育科目試験規程は別に定める。)

第2章 受験資格

第2条 学生は、履修登録した科目についてのみ、受験することができる。

第3条 次の各号の1つに該当する者は、受験資格を有しない。

- (1) 履修登録をしていない者
- (2) 授業料その他の納付金が未納の者
- (3) 出席時間数が、授業時間数の3分の2に満たない者

第3章 試 験

第4条 試験は、「定期試験」、「追試験」および「再試験」に分かれる。

第5条 試験は、原則として筆記試験で行う。ただし、報告書、論文等の審査をもって試験とみなすことがある。なお、実験・実習・実技科目は、その技能により審査することができる。

第6条 定期試験、追試験および再試験を行う時間帯は次のとおりとする。なお、学部長が必要と認めたときは、教務委員長と協議のうえ、時間帯を変更し、試験を実施することができる。

時限	第1時限	第2時限	第3時限	第4時限	第5時限
時間帯	9:30～10:30	11:00～12:00	13:30～14:30	15:00～16:00	16:30～17:30

第1節 定期試験

第7条 定期試験は、学期末ごとに実施することを原則とする。

2 試験は、原則として60分間で行う。

第8条 試験の科目、日時、時間割その他必要事項は、試験実施の1週間前までに公示する。

第9条 受験者は、試験場において指定される座席に着席し、試験中は常に「学生証」を机上の通路側に置かなければならない。

第10条 履修登録した科目は、必ず受験しなければならない。ただし、やむを得ない事由により受験できない場合は、その科目の試験開始時まで、その旨を必ず教務・学生・厚生課へ届出または連絡しなければならない。

第11条 次の各号の1つに該当する者は、試験場に入ることはいできない。

- (1) 受験資格を有しない者
- (2) 学生証を所持しない者
- (3) 定刻より20分以上遅刻した者

Ⅷ 学則・規程

(4) 一旦試験場から退場した者

第12条 答案用紙は、大学から配付されたもののみ使用し、書き損じた場合もそれを提出しなければならない。

第13条 書き終わった答案は、試験監督者の指示する場所に提出し、退場しなければならない。

2 受験者は、白紙でも答案用紙を提出しなければならない。

第14条 受験者は、試験中、次の事項を守らなければならない。

(1) 監督者の指示にしたがうこと。

(2) 不正行為をしないこと。

(3) 私語、覗き込みまたは証拠の残らない疑わしい行為をしないこと。疑わしい行為については、不正行為とみなす。

(4) 本、ノート、携帯電話等の所持品は、各自座席の下に置くこと。

ただし、予め許可したものは、この限りではない。

(5) 試験場において許可なく物品の貸借をしないこと。

第2節 追 試 験

第15条 定期試験が受験できなかった者は、各科目1回に限り追試験を受けることができる。

第16条 追試験を受けることができる者は、次の各号に該当する者とする。

(1) 災害または交通機関の障害

(2) 忌引き

(3) 感染症（学校保健安全法施行規則第19条による）（医療機関発行の診断書又は領収書、診療報酬明細書等（日付・氏名・医療機関名が確認できるもの）を添付）

(4) (3) 以外の疾病、負傷（医療機関発行の診断書又は領収書、診療報酬明細書等（日付・氏名・医療機関名が確認できるもの）を添付）

(5) その他特別な事由による場合

第17条 第7条に定める定期試験を受験できなかった者は、前条の各号の事由に該当する欠席期間が解消されたのち5日以内に、「定期試験欠席届兼追試験受験願」に、その事由を証明する書類を添え、教務・学生・厚生課を経て教授会の承認を得なければならない。

第18条 追試験を受けようとする者は、前条に定める欠席最終日を含めて5日以内に経理・財務課へ追試験受験料を納入しなければならない。

ただし、16条(1)または(3)号（病名が確認できる書類を添付）の事由に該当する場合は、追試験受験料を免除とする。

第19条 追試験の受験料は、別に定める学費等納入要項による。

第20条 第5条以下第15条までの規定は、本節に定める追試験においてもこれを準用する。

第3節 再 試 験

第21条 定期試験（追試験を含む）において不合格になった科目は、各科目1回に限り再試験を受けることができる。

第22条 再試験を受験する者は、成績発表後所定の期間に「再試験受験願」に必要事項を記入

Ⅷ 学則・規程

し、経理・財務課へ再試験受験料を納入しなければならない。

第23条 再試験の受験料は、別に定める学費等納入規程による。

第24条 第5条以下第15条までの規定は、本節に定める再試験においてもこれを準用する。

(第4節 削 除)

第4章 不正行為者の取扱

第25条 別表1に定める不正行為をした者、または試験監督者の注意に反した者は、当該科目の受験を停止する。また、その学期に実施される全ての科目を無効とし、かつ学則第57条の定めるところにより懲戒を行う。

第5章 補 則

第26条 この規程の改廃は、教授会の議を経たうえで、大学協議会の承認を得なければならない。

附 則

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この規程の改正は、平成21年4月1日から施行する。
- 3 この規程の改正は、平成22年4月1日から施行する。
- 4 この規程の改正は、平成25年4月1日から施行する。
- 5 この規程の改正は、平成26年4月1日から施行する。
- 6 この規程の改正は、平成28年4月1日から施行する。
- 7 この規程の改正は、平成31年4月1日から施行する。
- 8 この規程の改正は、令和2年4月1日から施行する。
- 9 この規程の改正は、令和5年4月1日から施行する。
- 10 この規程の改正は、令和7年4月1日から施行する。

(別表1 定期試験等における不正行為の定義)

不正行為内容
1. 計画性の弱い、または偶発的な不正行為 a. 他人の答案の覗き見 b. 問題・答案用紙配布後の話し合い c. 持込可の資料等の貸借 d. 監督者の注意・指示に従わない e. 試験時間中の問題・解答用紙試験室外への持ち出し及び持ち帰り
2. 計画性が強い、または意図的な不正行為 a. 試験でカンニングペーパー使用 b. 試験で机上への書き込み c. 持込不可の試験でテキスト・ノート等の閲覧 d. 持込可の試験で許可されたもの以外の参照・使用 e. 答案用紙の交換（行為の態様により3.受験依頼に該当）

VIII 学則・規程

3. 受験依頼（替玉受験） a. 本人に依頼され他人が受験（本人の学生証使用） b. 答案への偽名記入
4. 定期試験外（授業内試験等）で不正行為を行った場合 a. 定期試験に代替する授業内試験での不正行為 b. 定期試験に代替する論文試験（レポート含む）での剽窃行為（※）
5. その他，上記に準ずる行為及び成績評価や試験実施に支障が生ずる行為

※剽窃（ひょうせつ）…他人の作品・論文・文章などの字句または説を盗みとって、自分のものとして発表すること。

Ⅷ 学則・規程

4 姫路大学転籍に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、姫路大学学則第50条および姫路大学教育学部通信教育課程規程第51条の規定に基づき、転籍に関する事項を定める。

(定義)

第2条 この規程における転籍とは、学部間、同一学科内における課程間での移籍をいう。

(転籍の時期)

第3条 転籍の時期は、4月1日または10月1日とする。

(出願の制限)

第4条 出願は、志願先の学部または課程の学生の収容に余裕があり、志願先の教育に支障のない場合に出願することができる。ただし、看護学部への転籍はできない。

2 転籍をした者は、再度転籍をすることはできない。

(出願資格)

第5条 出願時に本学に在籍し、所定の学費が納入済みである者を対象者とする。

(出願手続等)

第6条 4月1日に転籍を志願する者は、次の書類を、志願先の学部の学部長または通信教育課程長に、転籍を志願する年度の前年度12月末日までに提出しなければならない。また、10月1日に転籍を志願する者は、転籍を志願する年度の6月末日までに提出しなければならない。

(1) 転籍願

(2) 成績証明書

(3) 所属する学部の学部長または通信教育課程の課程長の承諾書

(選考方法)

第7条 転籍の選考は、志願先の学部または通信教育課程により面接を行う。ただし、必要に応じて面接以外の方法を追加することができる。

(転籍許可)

第8条 転籍は、志願先の学部の教授会または通信教育課程の代議員会の議を経て学長が許可する。

2 学長は前項の決定内容を、当該学生、所属する学部および志願先の学部の学部長または通信教育課程長に通知する。

(転籍の受入年次の決定)

第9条 転籍の受入年次については、志願先の学部の教授会または通信教育課程の代議員会の議を経て、学長が決定する。

(既修得単位の取扱)

第10条 転籍を許可された者の転籍前の本学における既修得単位（他大学等で修得した単位で入学時に認定された単位を含む。）については、志願先の学部の教授会または通信教育課程の代議員会の議を経て、その全部または一部の単位を卒業に必要な単位として認定することができる。

VIII 学則・規程

(在学年数)

第11条 転籍を許可された者の在学年数は、転籍前と転籍後の在学期間を通算するものとし、姫路大学学則第6条2項および姫路大学教育学部通信教育課程規程第6条2項に規定する年限を超えることはできない。

(学費等)

第12条 転籍料は、20,000円とする。

2 転籍をした者の学費は、受入年次の在学生に係る金額と同額とする。

(事務担当)

第13条 この規程に係る事務は、教務・学生・厚生課および通信教育事務課が担当する。

附 則

この規程は「姫路大学教育学部通学課程から通信教育課程への転籍について（内規）」を規程に改正したものであり、以下その経緯を示す。

- 1 この内規は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この内規の改正は、平成22年10月1日から施行する。
- 3 この内規の改正は、平成23年4月1日から施行する。
- 4 この内規の改正は、平成28年4月1日から施行する。
- 5 この規程の改正は、平成31年4月1日から施行する。
- 6 この規程の改正は、令和元年9月1日から施行する。
- 7 この規程の改正は、令和4年4月1日から施行する。

IX 規程・内規

1 姫路大学学生規程

第1章 総 則

(規則の遵守)

第1条 学生は、学則に定めるほか、本規程その他大学の諸規則を守らなければならない。

(自治活動)

第2条 学生は、健全な自治活動に努めなければならない。

(学内秩序)

第3条 学生は、学内の秩序を乱してはならない。

(意見の申出)

第4条 大学に対する希望あるいは意見等を申し出る場合は、所属学部長又は教学部長を通じて行わなければならない。

第2章 学生証

(学生証の交付)

第5条 学生は、入学と同時に「学生証」の交付を受けなければならない。

2 学生証は、常に携帯し、本学教職員の請求があったときは、これを呈示しなければならない。

(学生証の返納)

第6条 学生証は、卒業、退学、除籍又はその有効期間を経過したときは、直ちに教務・学生・厚生課に返納しなければならない。

(学生証の再交付)

第7条 学生証を紛失したときは、直ちに教務・学生・厚生課に届け出て再交付を受けなければならない。

第3章 身上及び保証人

(誓約書)

第8条 入学を許可された者は、保証人連署の上、「誓約書」を提出しなければならない。

(入学登録票)

第9条 学生は、入学の際に所定の書類に必要事項を記載の上、教務・学生・厚生課に提出しなければならない。

(身上異動届)

第10条 入学登録票の記載事項に変更が生じたときは、すみやかに教務・学生・厚生課に届け出なければならない。

(1) 戸籍上の異動

(2) 保証人の変更

(3) 保護者の死亡

(4) 本人、保護者及び保証人の現住所の変更

IX 規程・内規

(保証人)

第11条 保証人は2名とし、そのうち第1保証人は、保護者又はこれに代わる者とし、第2保証人は、学校の所在する兵庫県内又は近府県に住所を有する者とする。

- 2 保証人は、独立の生計を営み保証人としての責務を果たすことのできる者でなければならない。

第4章 学費

(学費の納入)

第12条 学費については学則に定めるほか、姫路大学学費等納入要項によるものとする。

第5章 試験

(試験注意事項)

第13条 試験については、学則に定めるほか、姫路大学看護学部試験規程ならびに姫路大学教育学部試験規程によるものとする。

第6章 欠席・休学・退学・除籍・復学及び再入学

(欠席)

第14条 病気、災害その他の理由により1週間以上欠席しようとするときは、所定の「欠席届」に欠席事由を証明する書類を添え、教務・学生・厚生課に提出しなければならない。

(休学)

第15条 病気その他止むを得ない理由により3ヵ月以上就学できないときは、必要に応じその事実を証明する書類を添え、保証人連署の上「休学願」を教務・学生・厚生課へ提出し、その許可を得て休学することができる。

- 2 休学期間は、休学を許可された日から当該学期末又は当該年度末までとする。ただし、引き続き休学を希望する者は、前項の手続きを経て、翌学年度末まで休学することができる。
- 3 休学期間は、通算して4年を超えることができない。
- 4 休学期間は、在学年数に算入しない。
- 5 休学中の学生が、学則第44条に定める休学期間の延長、学則第45条に定める復学手続きを行わなかったときは、当該学期末又は当該年度末をもって除籍として取り扱う。

(休学中の在籍料)

第16条 休学中の在籍料については、姫路大学学費等納入要項によるものとする。

(退学)

第17条 病気その他止むを得ない理由により退学しようとするときは、所定の「退学願」に保証人連署の上、学生証を添えて教務・学生・厚生課へ願い出なければならない。

(除籍)

第18条 学費を所定の納入期日までに納入しなかった者は、学則第47条の(3)の規定により除籍する。

IX 規程・内規

- 2 学費未納により除籍された者の在籍の最終日付は、すでに学費を納入した学期の末日とし、学長の決裁の日付を除籍決定日とする。
- 3 学費未納による除籍処理日及び除籍日は、次のとおりとする。

	(除籍処理日)	(除籍日)
前期学費未納者	7月20日	7月31日
後期学費未納者	1月20日	1月31日

(除籍者復籍)

- 第19条** 学費未納により除籍となった者が復籍を希望するときは、保証人連署の「復籍願」を提出し、許可を受けなければならない。ただし、除籍された年度内に限るものとし、年度を超えた復籍は原則として認めない。
- 2 復籍を許可された者は、所定の復籍料及び滞納した学費を納入しなければならない。
 - 3 所定の期日を過ぎても納入なき場合は除籍とし、以後の復籍は認めない。

(休学者復学)

- 第20条** 休学者が復学しようとするときは、休学期間中の9月1日から9月14日又は3月1日から3月14日までの間に所定の復学願に保証人連署の上、教務・学生・厚生課へ願い出なければならない。

- 2 病気による休学者が復学しようとするときは、「診断書」を添えなければならない。

(再入学)

- 第21条** 所定の手続きを経て退学した者が、再入学を希望するときは、次に定めるところにより審査の上、再入学を認めることがある。

- (1) 所定の再入学願に保証人連署の上、就学できることを証明する書類を添えて、教務・学生・厚生課に願い出なければならない。
- (2) 再入学手続書類の提出期日は、退学となった学年度、翌学年度及び翌々学年度の3月1日から3月14日までとする。
- (3) 再入学を許可された者は、所定の学費及び再入学金を納入しなければならない。
- (4) 退学となった年度内の再入学は、認められない。

(復学・再入学の年次)

- 第22条** 休学者及び退学者の復学又は再入学の年次は、原則として原年次とするが、事情により必ずしもこの限りではない。

(再入学・復学後の学費)

- 第23条** 再入学者及び復学者の学費は、当該年次のものを適用する。

第7章 健康診断

(健康診断)

- 第24条** 学生は、毎年定期の健康診断を受けなければならない。その他、本学が定める臨時の健康診断を受けなければならない。

IX 規程・内規

(診断結果の措置)

第25条 前条の健康診断の結果、休学、出席の停止、その他疾病の予防又は治療に関し、本学の指示に従わなければならない。

第8章 公示・通達

(公示・通達)

第26条 大学が学生に対する公示・通達する場合は、所定の掲示板に掲示する。

第9章 学生生活

(服装)

第27条 服装は、清楚端正で本学の学生としての品位を保つものでなければならない。

(喫煙)

第28条 大学敷地内は禁煙とする。

(車両通学)

第29条 自動車又は原付・自動二輪車による通学は、大学の許可を必要とする。

第10章 団体及び集会

(団体活動)

第30条 本学においては、学生の団体活動は、すべて公認の団体以外は認められない。

- 2 前項の公認の学生団体とは、第31条に規定する手続きを経て結成し大学の承認を得た団体をいう。

(団体の結成)

第31条 学生が団体を結成しようとするときは、顧問及び学生の役員計3名以上を定め、団体の規約及び名簿を作成し、教務・学生・厚生課に提出しなければならない。

- 2 前項の顧問は、本学の教職員とする。

(学外団体への加入)

第32条 学生又は学生の団体が、学外団体に加入し又は学外団体の活動に参加しようとするときは、当該学外団体の規約、会則及び学生名簿を添えて7日前までに教務・学生・厚生課に願い出て大学の承認を受けなければならない。

(団役員・役員の報告)

第33条 第30条の規定により設立された団体は、毎年5月10日現在をもって5月20日までに役員及び名簿を教務・学生・厚生課に届け出なければならない。ただし、当該団体がその所属する学部、学科で組織する場合は、役員名簿だけでよい。届け出のないものは、解散したものとして取り扱う。

- 2 団体の規約、会則その他の届出事項に変更が生じたとき、又は団体を解散したときは、教務・学生・厚生課に届け出て承認を受けなければならない。

IX 規程・内規

(集会)

第34条 学生又は学生の団体が学内又は学外において集会しようとするときは、7日前までに所定の「集会許可願」を教務・学生・厚生課に提出し承認を受けなければならない。

- 2 合同・合宿練習、遊説、講演会、発表会等を行う場合には、前項の手續の他に各行事計画及び予算書を同時に提出しなければならない。また、終了後は、すみやかにその結果を報告しなければならない。
- 3 集団行進、示威・署名運動、募金、世論調査、物品販売、その他の催物を行う場合には、前各項の手續を要する。
- 4 教学部長が必要と認めたときは、本学教職員を出席させる場合がある。

(有料の催物)

第35条 学生又は学生の団体が有料の催物を行うときは、第32条の手續を完了し、行事終了後は遅滞なく収支決算報告書を教務・学生・厚生課に提出し、監査を受けなければならない。

- 2 免税による催物を行うときは、集会願、行事計画及び予算書に免税証明書を添えて教務・学生・厚生課に提出し許可を得た後、免税証明書を所轄税務署に提出し催物終了後、収益金は、大学又は公共福祉団体に寄付しなければならない。

(施設の使用許可)

第36条 学生又は学生の団体が学内の施設を利用して集会を開くときは、あらかじめ第34条の手續を経て、教務・学生・厚生課より使用許可を受けなければならない。使用許可を受けた者は、使用について全責任を負わなければならない。

(学外者の集会)

第37条 学生又は学生の団体が学外者を招く場合又は学外者の主催による場合等学外の者が関係する集会については、7日前までに教務・学生・厚生課に願い出て、承認を受けなければならない。

(団体の解散または活動の禁止)

第38条 学生又はその団体の活動又は行為が、本学の目的に反し、又は本学の秩序を乱す恐れがあると認めたときは、これを禁止又は解散させることがある。

第11章 印刷物等の発行・配付及び掲示

(印刷物等)

第39条 学生又は学生の団体が新聞、雑誌、パンフレット、ビラその他これに類するものを発行、配布又はWebページ等へ掲載するときは、7日前までに当該配布物又は電子ファイル1部を添えて教務・学生・厚生課に届け出て承認を得なければならない。

(掲示及び掲載)

第40条 学生又は学生の団体が掲示をしようとするときは、次の各号により教務・学生・厚生課に届け出て承認を受けなければならない。

- (1) 掲示又は掲載する物には、団体名又は責任者の氏名等を明記すること。
- (2) 掲示物の大きさは、A1サイズまでを原則とする。

IX 規程・内規

- 2 許可された掲示期間を過ぎた掲示物は、責任者において撤去しなければならない。
- 3 掲示は、指示された場所以外にしてはならない。
- 4 前3項に違反した掲示は、関係管理者において撤去する。

(学外掲示)

第41条 学外において本学の名称を用いる掲示については、事前に教務・学生・厚生課に届け出てその指導及び承認を受けなければならない。

第12章 雑則

(損害の弁償)

第42条 大学の施設及び備品等を汚損・撤去及び破壊してはならない。

- 2 前項に違反し損害を及ぼした者には、弁償させるものとする。

(罰則)

第43条 本規程に違反したものは、学則57条によって処分する。

(規程の改廃)

第44条 この規程の改廃は、全学学生委員会の協議を経て両学部教授会の審議のうえ大学協議会の議を経なければならない。

附 則

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この規程の改正は、平成21年4月1日から施行する。
- 3 この規程の改正は、平成22年4月1日から施行する。
- 4 この規程の改正は、令和3年4月1日から施行する。
- 5 この規程の改正は、令和5年10月1日から施行する。

IX 規程・内規

2 姫路大学学生の懲戒等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、学則第57条の規定に基づき、学生の懲戒に関して必要な事項について定めるものとする。

(懲戒の対象)

第2条 懲戒の対象となる行為は、次の各号の行為をいう。

- (1) 犯罪行為等、社会の秩序を乱す行為
- (2) ハラスメント等の人権を侵害する行為
- (3) コンピュータまたはネットワークの不正使用等の情報倫理に反する行為
- (4) 本学の学則及びその他の諸規則に違反する行為
- (5) 試験等における不正行為および論文等の作成における学問的倫理に反する行為
- (6) 本学の秩序を乱し、本学における教職員の業務または教育研究活動を妨げる行為
- (7) 本学の名誉または信用を著しく失墜させる行為
- (8) その他、学生としての本分に反する行為

(懲戒の内容)

第3条 懲戒の内容は、次のとおりとする。

- (1) 譴責 文書または口頭により注意を与え、将来を戒めること。
 - (2) 停学 有期または無期とし、この間の登校を禁止すること。
 - (3) 退学 学生としての身分を失わせること。この場合、再入学は認めない。
- 2 無期の停学とは、期限を付さずに命じる停学をいい、有期の停学とは、6ヵ月以内の期限を付して命じる停学をいう。
- 3 停学の期間は、在学の期間に含め、修業年限に含めないものとする。ただし、3ヵ月を超えない場合には、修業年限に含めることができる。

(厳重注意)

第4条 当該学生が所属する学部の学部長または研究科長（以下「学部長または研究科長」という。）は、前3条に規定する懲戒に相当しない場合でも、教育的措置として行為の問題性を自覚させ反省を促すため、当該学生に口頭または文書により厳重注意を行うことができる。

- 2 学部長または研究科長は、前項に定める厳重注意を行ったときは、すみやかにその旨を学長に報告しなければならない。

(懲戒の量定)

第5条 懲戒処分の量定は、別表に定める懲戒処分基準（以下「基準」という。）に準拠する。

- 2 懲戒処分の量定に当たっては、個々の事案の事情に即し、基準に定める処分を加重軽減することがある。また、基準に掲げられていない非違行為についても、基準に照らして判断し、相当の懲戒処分を行うことがある。
- 3 犯罪行為及びその他の違法行為について、禁固以上の刑に処せられた場合は退学とし、罰金以下の刑に処せられた場合は停学とする。また、確定判決を経ていることなく、学生の認否の状況に応じて、これらに相当するものと判断することが可能な場合には

IX 規程・内規

処分を行うことができる。

(事案の報告)

第6条 学生に懲戒等の対象となる事案の発生または疑いが生じたときは、学部長または研究科長はその内容をすみやかに学長に報告しなければならない。

(自宅謹慎)

第7条 学長は、前条の事案が第3条第1項第2号に定める停学または同第3号に定める退学に該当することが明白であると認められるときには、懲戒処分の決定前に、当該学生に対して自宅謹慎を命じることができる。

2 自宅謹慎の期間は、停学の期間に算入できるものとする。

(事実の調査等)

第8条 学長は、学生に懲戒の対象となり得る行為または疑いが認められる場合は、慎重かつすみやかに当該事案にかかる事実調査を行うため、調査委員会を設置することができる。なお、この調査委員会は、既存の委員会をもって代えることができるものとする。

2 前項に定める調査委員会は、事実関係の調査を進めるにあたり、原則として当該学生にその旨を告知し、口頭または文書による弁明の機会を与えなければならない。

3 前項により弁明の機会を与えられたにもかかわらず、正当な理由がなく当該学生が欠席し、または弁明書を提出しなかった場合は、この権利を放棄したものとみなす。

4 調査委員会は、当該学生及び関係者から事情及び意見を聴取し、必要と認められる場合は、資料の提出を求めることができるほか、必要に応じて委員以外の者の出席を求め意見を聴くことができる。

5 調査委員会は、調査終了後、調査内容等を明記した報告書を作成し、学長に報告しなければならない。

(懲戒処分の決定)

第9条 学長は、前条第5項の報告に基づき、処分を決定する。

2 前条の決定に際し、学長は、学生懲戒委員会を設置し、意見を求めることができる。

3 当該学生が所属する学部の教授会または研究科委員会は、学生の懲戒に関することについて審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(懲戒処分の通知)

第10条 学長は、懲戒処分を決定した場合、当該学生に懲戒処分を通知するものとする。

2 懲戒処分の通知は、処分理由を記載した懲戒処分告知書を当該学生に交付することにより行う。ただし、当該学生の所在が不明などにより交付が不可能な場合には、他の適当な方法により通知する。

3 学長は、懲戒処分を行ったときは、当該学生の保証人にその旨を通知する。

(懲戒の発効)

第11条 懲戒の発効日は、懲戒処分告知書の交付日とする。ただし、やむを得ない場合はこの限りではない。

IX 規程・内規

(懲戒処分の公示)

第12条 学長は、懲戒処分を行った場合は、懲戒の内容及びその事由を告示により学内に公示する場合がある。ただし、当該学生の氏名及び学籍番号は明記しないものとする。

2 公示の期間は2週間とする。

(停学期間の短縮及び解除)

第13条 学長は、当該学生の反省の度合い等を勘案し、教授会または研究科委員会の審議に付した上で、有期停学の期間の短縮または無期停学の解除を決定することができる。ただし、無期停学の解除の時期は、その発効日から起算して6ヵ月未満とすることはできない。

(再審査)

第14条 懲戒処分を受けた者は、事実の誤認、新事実の発見など正当な理由があるときは、その証拠となる資料を添えて、懲戒処分告知書の交付日より10日以内に、文書により学長に再審査を請求することができる。ただし、期間内に再審査を請求することができない正当な理由が認められる場合は、再請求申請期間を延長することができる。

2 学長は、前項の請求があったときは、再審査の可否を判断するため、教授会または研究科委員会の審議に付するものとする。

3 学長は、再審査の必要があると認めたときは、調査委員会に再調査を指示し、再審査を行う。

4 学長は、再審査の必要がないと認めたときは、すみやかにその旨を文書にて当該請求者に通知するものとする。

5 学長は、再審査の結果について、すみやかに文書により当該請求者に通知する。

(学籍の異動)

第15条 懲戒の事実調査の対象となっている学生から、懲戒処分の決定前に退学または休学の申し出があったときは、この申し出を受理しない。

2 休学中の学生が停学処分となったときは、当該学生の停学期間中の休学を認めない。

(懲戒に関する情報の取り扱い)

第16条 懲戒に関する記録は、教務・学生・厚生課において管理する。

(その他)

第17条 この規程に定めるもののほか、学生の懲戒に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

2 この規程は、令和5年10月1日から施行する。

IX 規程・内規

懲戒処分基準

事 由		懲戒処分		
		退学	停学	譴責
犯罪行為等、社会の秩序を乱す行為	殺人、強盗、強姦、誘拐、放火等の凶悪な犯罪行為または犯罪未遂行為	○	○	
	暴力、傷害、窃盗、恐喝、詐欺などの犯罪行為または犯罪未遂行為	○	○	○
	薬物犯罪行為（大麻その他違法薬物、危険ドラッグの使用および不法所持、売買、仲介等）	○	○	○
	わいせつ行為（公然わいせつ、わいせつ物頒布等）またはその他の迷惑行為であって、刑法、軽犯罪法、迷惑防止条例等に抵触する行為、ストーカー行為等	○	○	○
	相手に死亡または高度な後遺症を残す人身事故を起こした場合で、その原因行為が無免許運転、飲酒運転（幫助を含む。）、暴走運転、ひき逃げ等悪質な場合	○		
	無免許運転、飲酒運転（幫助を含む。）、暴走運転、ひき逃げ等の交通法規違反を犯した場合		○	○
	飲酒を強要し、死に至らしめた場合	○	○	
	飲酒を強要し、急性アルコール中毒等の被害を与えた場合	○	○	○
	20歳未満の者の飲酒を強要または黙認した場合		○	○
	20歳未満の者が飲酒を行った場合		○	○
ハラスメント等の人権を侵害する行為	セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメント等のハラスメント行為	○	○	○
コンピュータまたはネットワークの不正使用等の情報倫理に反する行為	コンピュータ、ネットワークを用いた犯罪行為等	○	○	○
本学の学則及びその他の諸規則に違反する行為	本学の学則及びその他の諸規則に違反する行為	○	○	○
試験等における不正行為および論文等の作成における学問的倫理に反する行為	試験において不正行為を行った場合または試験執行を妨げる行為	○	○	○
	発表された研究成果の中に示されたデータの調査結果等の捏造、改ざんおよび盗用	○	○	○
本学の秩序を乱し、本学における教職員の業務または教育研究活動を妨げる行為	本学の教育研究、学修環境または管理運営を著しく妨げる行為	○	○	○
	本学構成員に対する暴力行為、威嚇、拘禁、拘束等	○	○	
	本学が管理する建造物または器物の破壊、汚損、失火等	○	○	○
	本学が管理する建造物への不法侵入または不正使用、不法占拠	○	○	○
本学の名誉または信用を著しく失墜させる行為	違法行為等により本学の信用を著しく失墜させる行為	○	○	○

Ⅸ 規程・内規

3 姫路大学褒賞規程

(趣旨)

第1条 この規程は、姫路大学（以下「本学」という。）学則第56条に基づき、通学課程の学生の褒賞制度に関して必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 在学中、学業および人格ともに優秀で他の模範となった者、課外活動で特に顕著な成果を収めた者、広く社会に貢献を行った者、または本学の名誉を高めたと認められる者等に対して表彰することを目的とする。

(種類)

第3条 褒賞の種類は、次のとおりとする。

- (1) 優秀賞
- (2) 課外活動功労賞
- (3) 奨励賞

(選考基準)

第4条 前条に定める褒賞の選考基準は、次のとおりとする。

- (1) 優秀賞は、在学中の全必修科目の総合平均点の上位者の中から選考し、看護学部・教育学部各1名を選出する。
- (2) 課外活動功労賞は、学生会活動、クラブ活動、大学祭、ボランティア等の課外活動で特に顕著な成果を収めた者や、広く本学や社会に貢献した者の中から選考する。
- (3) 奨励賞は、当該年度の文化活動や社会活動等において顕著な業績を挙げた者や、広く本学の名誉を高めたと認められる者を選考する。

(選考委員会)

第5条 褒賞制度に係る選考をするために「褒賞制度選考委員会」（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、学長、副学長、学部長、教学部長、図書館長、その他学長の指名する者をもって構成し、学長が委員長となる。
- 3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 4 委員長は、優秀賞および課外活動功労賞については卒業判定終了後、奨励賞は、すみやかに委員会を開催し、褒賞に係る審議をしなければならない。
- 5 委員長は、学部長を通じ、各教授会に選考結果を報告する。

(選考方法)

第6条 選考方法は、次のとおりとする。

- (1) 優秀賞は、卒業決定者の中から、原則として学業成績を中心に選考する。
- (2) 課外活動功労賞は、卒業決定者の中から、部・同好会の顧問が、候補者を教学部長を通じて委員会に推薦し、原則として活動内容・成果を中心に選考する。部・同好会以外の団体や個人については、教学部長がとりまとめ委員会に推薦する。

IX 規程・内規

(3) 奨励賞は、学生自身からの推薦または他薦により、別紙奨励賞申請書を作成し、教学部に提出のあった者の中から委員会が選考する。

(表彰)

第7条 優秀賞および課外活動功労賞の表彰は、卒業式において表彰状および楯を授与し執り行う。奨励賞は、その都度、表彰状および楯を授与する。

(取扱所管)

第8条 この規程に関する事務の取扱所管は、教学部とする。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、大学協議会の議を経なければならない。

附 則

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この規程の改正は、平成28年4月1日から施行する。
- 3 この規程の改正は、令和5年10月1日から施行する。

IX 規程・内規

4 姫路大学車両通学許可内規

(趣旨)

第1条 姫路大学（以下「本学」という。）の学生の通学に当たっては、公共交通機関の利用が望ましいが、やむを得ず車両を使用する場合には、その取り扱いについては、この内規の定めるところによる。

(車両)

第2条 この内規における車両とは、自動車、原動機付自転車および自動二輪車をいう。

(車両通学許可申請)

第3条 車両通学を希望する学生は、あらかじめ所定の車両通学許可申請書（別紙様式1）を作成したうえで、指定された期限内に学生課へ申請する。学生課は、車両通学の申請があったときは、全学学生委員会に関係書類を提出し、全学学生委員会は、その内容を精査しまたは実情を学生から聴取したうえで選考し、学生部長が車両通学を許可する。

2 車両通学の申請期間は、原則として在學生は2月中、新入生は4月中とする。ただし、特別な事由により車両通学の必要が生じた場合は、上記申請期間にかかわらず、申請することができる。

3 車両通学許可願を提出する際は、次に掲げるものの写しを併せて提出することとする。

- (1) 運転免許証
- (2) 自動車検査証（原動機付自転車は除く）
- (3) 車庫証明書（原動機付自転車は除く）
- (4) 自動車等損害賠償責任保険証明書

(車両通学許可・審査基準)

第4条 車両通学許可基準は、次の各号のとおりとする。

- (1) 駐車場に限りがあるため、より通学困難な学生に車両通学を許可することとする。
- (2) 車両通学が真にやむを得ないと考えられること。
 - ・自動車通学した場合、公共交通機関を利用するよりも、1時間程度的大幅な通学時間の短縮が見込めること。
 - ・自動車通学を希望する者は、通学距離が直線距離にして5km以上あること。
 - ・自動車通学を希望する者は、公共交通機関を利用して通学した場合、片道1時間半以上要すること。
- (3) 自動車および自動二輪車については、任意自動車保険（対人 無制限）に加入していること。
- (4) 身体的な条件や疾病等、学生部長が特に車両通学の必要性を認めたとき。（ただし、必要に応じ医師の診断書等の提出を要する。）

(車両通学許可条件)

第5条 車両通学許可条件は、以下の通りとする。

- (1) 交通法規を遵守し、安全運転に留意しなければならない。
- (2) 他者を同乗させ通学することは認めない。

IX 規程・内規

- (3) 通学には一般的な乗用車を使用し、整備不良車および改造車等の通学に不適当と思われる車両の使用は認めない。
- (4) 大学構内では、徐行運転を行い安全および騒音の発生に留意しなければならない。
- (5) 大学構内において駐車場施設等に損害を与えた場合は、速やかに学生課へ報告し、原状回復のために要した費用相当を弁済しなければならない。
- (6) 通学途上および大学構内における事故は、速やかに学生課へ報告しなければならない。
- (7) 通学途上および大学構内における事故は、学生本人および保証人の責任においてすべて対処しなければならない。
- (8) 車両または車両のナンバーが変わった場合は、学生課に届け出なければならない。
- (9) 本学が指定する、安全運転に係る講習会を受講しなければならない。

(車両通学許可期間)

第6条 自動車による通学許可期間は、当該年度のみとし、翌年度以降も許可を希望する学生は、新たに申請を行うものとする。次年度以降の自動車通学を保証するものではない。それ以外の車両については、原則として卒業年度末までを許可期間とする。

(車両通学における遅刻・欠席)

第7条 交通事情や事故による授業や定期試験等の遅刻・欠席等は全て自己責任とする。

(駐車場使用条件)

第8条 駐車場使用条件は、以下の通りとする。

- (1) 車両通学の許可を受けた者は、指定された駐車位置に駐車すること。
- (2) 自動車による通学の許可を受けた者は、許可証をフロントガラスのよく見える位置に置くこと。原動機付自転車および自動二輪車については、許可証を車体後部に貼付すること。
- (3) 月曜日から金曜日の使用時間は、午前8時から午後8時50分までとし、土曜日の使用時間は、午前8時から午後5時までとする。
- (4) 原則として、日曜・祝祭日・その他休業期間等、授業のない日は、構内に駐車することはできない。その他、気象警報の発令や大学行事等により大学が指定した日は駐車できないことがある。
- (5) 車両は、泊め置くことはできない。
- (6) 構内に1週間以上放置された車両は、警告をしたうえで、更に1週間以内に移動されない場合は、学生課がこれを整理する。
- (7) 駐車場における車両の盗難および破損等については、大学は一切の責を負わない。
- (8) 車両通学の許可を受けた者は、駐車場を常に清潔に保ち、ゴミや私物の放置をしないこと。
- (9) 車両通学に使用する車両は、駐車場のサイズに見合うものとする。

IX 規程・内規

(車両通学許可の取消)

第9条 学生部長は、次の各号のいずれかに該当するときは、車両通学許可を取り消すことができる。なお、特に悪質または度重なる注意を受けた者に対しては、姫路大学学則第57条による処分を行うことがある。

- (1) 学生本人の申し出により、年度途中に車両通学許可が不要となった者
- (2) 車両通学許可願に虚偽の記載があった者
- (3) 指定駐車場以外の場所に、車両を駐車した者
- (4) 本学の教職員および他の学生に対し迷惑となる運転行為をした者
- (5) 車両通学許可証を不正使用した者
- (6) 重大な事故または繰り返し事故をおこした者
- (7) 本学が指定する、安全運転に係る講習会を受講しなかった者
- (8) その他車両通学許可をするには不相当と認められた者

(車両通学許可証の再交付)

第10条 車両通学許可証を紛失した場合は、学生課に車両通学許可証の再交付を願い出なければならない。

(車両通学許可証の返還)

第11条 次の各号の一に該当する場合は、車両通学許可証を速やかに学生課に返還しなければならない。

- (1) 車両通学の必要がなくなった場合
- (2) 車両通学許可の取り消しを受けた場合
- (3) 車両通学許可期間を満了した場合

(適用範囲)

第12条 この内規は、学生の自宅と本学との間における車両通学について規定するものであって、実習等における車両の使用について規定するものではない。

(改廃手続)

第13条 この内規の改廃は、全学学生委員会の議を経て、大学協議会において決定する。

附 則

- 1 この内規は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この内規の改正は、平成23年4月1日から施行する。

IX 規程・内規

5 姫路大学学費等納入要項

(学費等の定義)

第1条 この要項における学費等とは、入学金、授業料、施設設備費、実験実習費、学生関係諸会費をいう。

(学費等の額)

第2条 学費等の額は、別表(1)による。

(学費等の納期)

第3条 学費等は、毎年前期・後期の2回に分け、次の期日までに納入しなければならない。ただし、当該日が金融機関の休業日にあたる場合は、翌営業日とする。

前期分 4月25日

後期分 10月25日

- 2 新入生は、合格通知書類に記載されている期日までに納入するものとする。
- 3 納入方法は、原則として銀行振込とする。
- 4 高等教育の修学支援制度等、国または地方公共団体の行う事業に係る学費等諸経費納入の取扱については、別に定める。

(学費等の延納)

第4条 前条第1項に定める期日までに学費等の納入ができない者は、毎学期のはじめ 納入期限内に延納の許可を教学部に願い出なければならない。ただし、入学手続き時の学費等については、延納を認めない。

- 2 延納が認められた学費等は、許可された期日までに納入しなければならない。

(学費等の分納)

第5条 第3条第1項に定める期日までに学費等の納入ができない者で、学費等の分納を希望するときは、毎学期のはじめ本学の指定する期間内に分納の許可を教学部に願い出なければならない。

- 2 分納を許可された者は、次の期日までに納入しなければならない。ただし、当該日が金融機関の休業日にあたる場合は、翌営業日とする。また、学生関係諸会費は、分納第1回目に納入するものとする。

項 目	第1回	第2回	第3回
前期分	4月25日	5月25日	6月25日
後期分	10月25日	11月25日	12月20日

- 3 入学時における入学手続き金(第1条に定める学費等)は、一括納入方式と二分割納入方式どちらかを選択し、納入することができるものとする。一括納入方式は第3条に定める通りとし、二分割納入方式は1次、2次の二回に分けて別表(10)による学費を納入するものとする。この場合、1次と2次手続き金の納入と入学必要書類が大学に到着することをもって、入学手続きが完了するものとする。ただし、実施する入試のうち、毎年度本学が定める特定の入試については、適用しないものとする。

Ⅸ 規程・内規

(除籍)

第6条 学費等を所定の期日までに納入しない場合は、学則第47条の(3)により、除籍となる。

(未納者の取扱)

第7条 学費等の未納者は、諸証明書の発行および定期試験の受験資格等を認めないものとする。

(休学中の学費等)

第8条 休学許可を受けた者は、別表(9)による休学中の学費および学生関係諸会費を納入しなければならない。ただし、学期の途中で休学する場合は、その学期の学費等および学生関係諸会費を全額納入しなければならない。

(停学中の学費等)

第9条 停学中の学費等は、全額納入しなければならない。

(除籍復籍者の学費等)

第10条 学費等の滞納による除籍者が、除籍後1か月以内に復籍を願い出て、これを許可された場合は、所定の期日までに復籍料および滞納学費等を納入しなければならない。

(休学復学者の学費等)

第11条 休学者が復学を許可された場合は、当該復学年次の学費等を適用するものとする。

(再入学者の学費等)

第12条 退学者が再入学を許可された場合は、当該再入学年次の学費等を適用するものとする。

2 入学金は、当該年度新入生の半額とするものとする。

(編入学の学費等)

第13条 編入学を許可された場合は、当該編入学年次の学費等を適用する。この場合、入学金は当該新入生の所定額とするものとする。

(留年者の学費等)

第14条 留年した者は、原則として別表(1)に定める当該学年次の学費等を適用するものとする。ただし、次に定める各号の何れにも該当する場合は、授業料を半額として、授業料を除く学費等(学生会年会費、教育後援会費を除く)の納入は要しないものとする。

(1) 卒業に必要な単位が2単位以内の4年次生

(2) 2単位以内のみ履修する学生

(奨学生の授業料)

第15条 奨学生として許可された場合の授業料は、本学「奨学金規程」によるものとする。

(履修料)

第16条 科目等履修生、研究生、委託生、特別聴講生の履修料等は、別表(5)～(8)による。また、手数料は別表(3)による。

(試験料)

第17条 試験料は、別表(2)による。

(各種証明書発行手数料)

第18条 各種証明書発行手数料は、別表(3)による。

IX 規程・内規

(学費等の返還)

第19条 入学手続き時に納入された学費等の返還については、指定期間内に申し出があった場合にかぎり、入学金を除く納入額を返還するものとする。

2 二分割納入方式(第5条第3項)を選択し納入された1次手続き金(入学金)についても前項と同じ取り扱いとするものとする。

(外国人留学生の学費等)

第20条 外国人留学生が入学を許可された場合は、当該編入学年次の学費等を適用するものとする。

2 入学金は、当該新入生の所定額とするものとする。

(助産師受験資格取得希望者の授業料)

第21条 助産師国家試験受験資格の取得希望者(選抜制)は、別表(1)に定める看護学部の学費の他に別表(4)に定める実習履修料を納入するものとする。

2 納入時期については、納入通知の定める期日までに納入するものとする。

(保健師受験資格取得希望者の授業料)

第22条 保健師国家試験受験資格の取得希望者(選抜制)は、別表(1)に定める看護学部の学費の他に別表(4)に定める実習履修料を納入するものとする。

2 納入時期については、納入通知の定める期日までに納入するものとする。

(留学生の学費等)

第23条 外国の大学に留学した場合の留学中の学費については、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成18年12月1日から施行する。
- 2 この規程の改正は、平成20年4月1日から施行する。
- 3 平成20年4月1日付施行の学費等納入規程はこの要項に変更する。
- 4 この要項の改正は、平成23年1月1日から施行する。
- 5 この要項の改正は、平成23年4月1日から施行する。
- 6 この要項の改正は、平成28年4月1日から施行する。
- 7 この要項の改正は、平成29年4月1日から施行する。
- 8 この要項の改正は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第22条及び第23条に関しては、令和2年度入学生から適用するものとする。
- 9 この要項の改正は、令和3年4月1日から施行する。
- 10 この要項の別表(1)の改正は、令和4年度入学生から適用するものとする。
- 11 この要項の改正は、令和7年4月1日から施行する。

Ⅸ 規程・内規

別表（１） 学費等一覧

〈看護学部〉

（単位：円）

学年 学費	1 年		2 年		3 年		4 年	
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
授 業 料	550,000	550,000	550,000	550,000	550,000	550,000	550,000	550,000
入 学 金	200,000	－	－	－	－	－	－	－
施設設備費	140,000	140,000	140,000	140,000	140,000	140,000	140,000	140,000
実験実習費	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000
学生会入会金	5,000	－	－	－	－	－	－	－
学生会年会費	10,000	－	4,000	－	4,000	－	4,000	－
教育後援会費	20,000	－	20,000	－	20,000	－	20,000	－
前 期 計	1,075,000*	－	864,000	－	864,000	－	864,000	－
後 期 計	－	840,000	－	840,000	－	840,000	－	840,000

* 校友会費（終身） 10,000円を入学時に納入

〈教育学部〉

（単位：円）

学年 学費	1 年		2 年		3 年		4 年	
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
授 業 料	450,000	450,000	450,000	450,000	450,000	450,000	450,000	450,000
入 学 金	200,000	－	－	－	－	－	－	－
施設設備費	125,000	125,000	125,000	125,000	125,000	125,000	125,000	125,000
学生会入会金	5,000	－	－	－	－	－	－	－
学生会年会費	10,000	－	4,000	－	4,000	－	4,000	－
教育後援会費	20,000	－	20,000	－	20,000	－	20,000	－
前 期 計	810,000**	－	599,000	－	599,000	－	599,000	－
後 期 計	－	575,000	－	575,000	－	575,000	－	575,000

* 保育実習、教育実習、介護等体験実習、養護実習にかかる費用は別途徴収

** 校友会費（終身） 10,000円を入学時に納入

IX 規程・内規

別表（２） 試験料・検定料

（単位：円）

種 類	単 価
再 試 験	1 科目 2,000
追 試 験	1 科目 2,000
編 入 学 選 考 料	35,000
科目履修生選考料	10,000
検 定 料	10,000～65,000

別表（３） 手数料

（単位：円）

種 類	単 価	種 類	単 価
卒 業（見込）証 明 書	500	健 康 診 断 証 明 書	500
卒業（見込）証明書（英文）	1,000	国家試験受験資格取得（見込）証明書	500
成 績 証 明 書	500	国家試験受験資格取得証明書	500
成 績 証 明 書（英文）	1,000	在 籍 証 明 書	500
在 学 証 明 書	500	復 籍 料	100,000
仮 学 生 証	500	教員免許状取得見込証明書	500
学生証再発行手数料	1,000	学力に関する証明書	1,000

別表（４） 実習履修料

（単位：円）

種 類	納入時期	開講年次	単 価
実 習 履 修 料 ※1	前期	4 年	200,000
実 習 履 修 料 ※2	前期	4 年	60,000

※ 1 助産師国家試験受験資格取得希望者のみ

※ 2 保健師国家試験受験資格取得希望者のみ

Ⅸ 規程・内規

別表（５） 科目等履修生に関する学費

（単位：円）

種 類	単 価
履 修 料	1 単位 20,000
登 録 料（入 学 金）	15,000
科目等履修生選考料	10,000

別表（６） 研究生に関する学費

研究料

（単位：円）

種 類	研 究 料
研究生（本学卒業）	月額 10,000
研究生（他大学卒業）	月額 20,000

試験料

（単位：円）

種 類	研 究 料
研 究 生 選 考 料	10,000（但し、本学卒業生は免除）

別表（７） 委託生に関する学費

（単位：円）

種 類	単 価
履 修 料	1 単位 20,000
登 録 料（入 学 金）	15,000
委 託 生 選 考 料	10,000

別表（８） 特別聴講生に関する学費

（単位：円）

種 類	単 価
履 修 料	1 単位 20,000

Ⅸ 規程・内規

別表（９） 休学中の学費

（単位：円）

休学期間	単 価
6 ヶ月休学	60,000
1 年休学	120,000

別表（10） 入学手続金二分割納入方式

〈看護学部〉

（単位：円）

学費 学年	1 年	
	第 1 次	第 2 次
授 業 料	－	550,000
入 学 金	200,000	－
施 設 設 備 費	－	140,000
実 験 実 習 費	－	150,000
学 生 会 入 会 金	－	5,000
学 生 会 年 会 費	－	10,000
納 入 計	200,000	855,000

〈教育学部〉

（単位：円）

学費 学年	1 年	
	第 1 次	第 2 次
授 業 料	－	450,000
入 学 金	200,000	－
施 設 設 備 費	－	125,000
学 生 会 入 会 金	－	5,000
学 生 会 年 会 費	－	10,000
納 入 計	200,000	590,000

IX 規程・内規

6 姫路大学障害学生支援規程

(目的)

第1条 この規程は、障害者基本法および障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律その他の法令の定めに基づき、姫路大学における障害のある学生を支援するために必要な事項を定めることを目的とする。

(定義及び対象範囲)

第2条 この規程において「障害のある学生」とは、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）、その他の心身の機能の障害があり、障害および社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある学生とする。

2 支援の対象となる障害のある学生とは、本人が支援を受けることを希望し、かつ、本学においてその必要性が認められた学生とする。

(学長の責務)

第3条 学長は、障害のある学生に対し不当な差別的取り扱いをすることにより学生の権利利益を侵害することのないよう、障害のある学生の支援を全学的に推進するための具体的方策を講じなければならない。

(学部長および通信教育課程長の責務)

第4条 学部長および通信教育課程長は、学部内において障害のある学生に対し不当な差別的取り扱いをすることにより学生の権利利益を侵害することのないよう、障害のある学生の支援を推進するための具体的支援の実施および合理的配慮の提供を行わなければならない。

2 「大学等における合理的配慮」とは、「障害のある者が、他の者と平等に『教育を受ける権利』を享有・行使することを確保するために、大学等が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある学生に対し、その状況に応じて、大学等において教育を受ける場合に個別に必要とされるもの」であり、かつ「大学等に対して、体制面、財政面において、均衡を失したまたは、過度の負担を課さないもの」とする。

3 配慮内容については、学生本人と関係教職員との「建設的対話」により支援を計画し、学長が指名した委員で構成する合理的配慮審議委員会で協議の上、学長が決定する。

(支援体制)

第5条 障害のある学生の支援は、通学課程は教務・学生・厚生課、通信教育課程は通信教育事務課を窓口として、各学部・研究科および事務局等の関連する全ての部署が連携して全学的な体制で行う。

(支援の申し出)

第6条 障害のある学生は、入学前、入学後のいずれの時期においても、修学に必要な支援の要請を申し出ることができる。

2 支援の申し出先は、通学課程は教務・学生・厚生課、通信教育課程は通信教育事務課とする。

3 支援の申し出は、本人が申請書類に必要事項を記載し、障害者手帳又はそれに準ずる障害があることを示す診断書等を添付して行うものとする。

IX 規程・内規

- 4 支援の申し出にあたり、学部長および通信教育課程長は、障害のある学生の教育的ニーズと意思について十分な聴き取りを行う。

（合意形成）

第7条 支援は当該学生の合意を得て決定する。学部長および通信教育課程長は、当該学生に対し支援について十分な説明の機会を設け、支援内容に関する共通理解及び合意の形成を図る。

（支援の実施）

第8条 具体的支援は、障害のある学生が所属する学部が実施する。

（秘密保持義務）

第9条 障害のある学生の個人情報は厳密に管理し、第三者に個人情報の提供が必要な場合は、本人の同意を得るものとする。ただし、学生への連携支援を行うために必要と判断した場合は、守秘義務を遵守して個人情報を共有することができるものとする。

附 則

- 1 この規程は、令和2年3月1日から施行する。
- 2 この規程の改正は、令和4年12月1日から施行する。

Ⅸ 規程・内規

7 姫路大学奨学生規程

第1章 奨学生制度の趣旨及び種類

(趣旨)

第1条 姫路大学（以下「本学」という。）の奨学生に関する事項は、学則第72条に基づき、この規程の定めるところによる。

(奨学生の定義)

第2条 この規程でいう奨学生とは、この奨学生規程（以下「本規程」という。）により、一定の基準に基づき、学費減免の適用を受ける者をいう。

(奨学生の種類等)

第3条 奨学生の種類は、次のとおりとする。

(1)「特別奨学生」

(イ) 特別奨学生の種類

④授業料全額免除奨学生・・・看護学部1名、教育学部1名

⑤授業料半額免除奨学生・・・看護学部1～2名、教育学部1～2名

(ロ) 特別奨学生の資格

④特に成績が優秀であること。

⑤本学の他の奨学制度の適用を受けていないこと。

(2)「学資支援奨学生」

(イ) 学資支援奨学生の種類

④入学時に経済的理由により、修学が困難である場合。

⑤在学中に家庭の事情により、修学が困難になった場合。

(ロ) 学資支援奨学生の資格

④特に成績が優秀であること。

⑤本学の他の奨学制度の適用を受けていないこと。

(ハ) 学資支援奨学生の減免額と決定

上記奨学生の減免額は、事情を総合的に勘案して、決定する。

(3)「応急奨学生」

(イ) 応急奨学生の種類

④火災・風水害・地震等により、家計が急変し、経済的に修学が困難になった場合。

⑤家計支持者の失職・破産・倒産・病気・死亡等により、家計が急変し、経済的に修学が困難になった場合。

(ロ) 応急奨学生の資格

④学習・課外活動等への意欲が高く、人物が他の学生の模範となり得ること。

⑤本学の他の奨学制度の適用を受けていないこと。

(4)「看護師養成支援奨学生」

看護学部に入學し、看護師、保健師及び助産師の資格取得を志し、かつ対象入学試験において成績上位の者。奨学生数は適用基準を満たした人数。

IX 規程・内規

(5)「教員養成支援奨学生」

教育学部に入学し、幼稚園教諭、小学校教諭及び養護教諭の資格取得を志し、かつ対象入学試験において成績上位の者。奨学生数は適用基準を満たした人数。

(6)「スポーツ特別奨学生、スポーツ奨学生」

スポーツ特別奨学生、スポーツ奨学生については、別に定める。ただし、他の奨学生制度と重複して適用しない。

(7)「専願入試合格者入学金免除奨学生」

入学選抜試験において専願受験し、当該選抜入試に合格した者。

(8)「入試成績優秀者奨学生」

一般選抜入試A日程において成績上位の者。

(9)「はりま地方奨学生」

播磨地方13市9町に在学又は在住し、一般選抜A日程において成績上位の者から適用する。

(10)「看護学部編入奨学生」

助産師、保健師、養護教諭1種免許又は学士の学位を希望する者であり、看護専門学校又は5年一貫教育専門高校「看護科（看護専攻科含む。）」の卒業生（卒業見込者を含む。）に適用できる。ただし、他の奨学生制度と重複して適用しない。

第2章 選考委員会

（選考委員会）

第4条 奨学生の選考を審議するために、「奨学生選考委員会」（以下「本委員会」という。）を置く。

- 2 本委員会は、看護学部長、教育学部長、学科長及び学長が指名する者をもって構成し、学部長が委員長となる。
- 3 委員長は、本委員会を招集し、その議長となる。
- 4 委員長は、原則として4月までに本委員会を開催し、奨学生を選考するものとする。
- 5 委員長は、奨学生の審議結果を速やかに法人へ報告し、その決裁を得なければならない。
- 6 委員会に関する事務は、それぞれ次の担当課が行うものとする。

（1）入学選抜に係る選考・・・入学・キャリアセンター

（2）前号以外・・・教務・学生・厚生課

第3章 奨学生の判定基準等

（決定方法・範囲）

第5条 奨学生の人数及び金額は、毎年度予算の範囲内において、決定する。

（在学生の特別奨学生判定基準）

第6条 在学生が、特別奨学生の適用を受けようとするときは、次に定める成績判定基準を満たしたうえで、本委員会の判定を受けなければならない。

Ⅸ 規程・内規

	在學生（２・３・４年次生）
①授業料全額免除奨学生	前年の在学年次における必修科目の平均点が３番以内であり、かつ75点未満の科目がないこと。またはGPA2.50以上。
②授業料半額免除奨学生	前年の在学年次における必修科目の平均点が、５番以内であり、かつ70点未満の科目がないこと。またはGPA2.00以上。

（新入生および在学生の学資支援奨学生判定基準）

第7条 新入生及び在學生が、学資支援奨学生の適用を受けようとするときは、以下基準を満たす者の中から家族の収入や修学意欲の高さ等によって本委員会が総合的に判定し、選考する。

	新入生（１年次生）
学資支援奨学生	日本学生支援機構の認定所得基準を準用し、かつ学業継続の意志が強く、学業成績が優れていること。調査書3.8以上の者。
	在學生（２・３・４年次）
	日本学生支援機構の認定所得基準を準用し、かつ学業継続の意志が強く、GPAが2.0以上の者、かつ成績上位1/2以内及び「不可」科目がない者。

（応急奨学生判定基準）

第8条 応急奨学生の選考は、事情を総合的に勘案して、決定する。なお、選考基準は別の内規に定めている。

（看護師養成支援奨学生及び教員養成支援奨学生の継続奨学生判定基準）

第9条 看護師養成支援奨学生及び教員養成支援奨学生の適用を受けようとする場合は、次に定める成績判定基準を満たしたうえで、本委員会の判定を受けなければならない。

	在學生（２・３・４年次）
①授業料半額免除奨学生	年度末時点のGPAが2.0以上の者。その他懲戒処分を受けるなどがあった場合は、免除資格を喪失する。教員養成支援奨学生については教員（小・養・幼）採用試験対策講座に参加し、４年次に教員（小・養・幼）採用試験を受験する意志があること。
②授業料1/4免除奨学生	

（専願入試合格者入学金免除奨学生の判定基準）

第10条 専願入試合格者入学金免除の適用を受けようとする場合は、次に定める入試方式に専願出願し、各学部の合否判定会議において合格と判定されたもの。

看護学部	総合型選抜（A、B、C、D日程）
	公募制選抜（A、B、C日程）
	学校推薦型選抜（A日程）
	一般選抜（A、B、C日程）
	編入学選抜（A、B日程）

IX 規程・内規

教育学部	総合型選抜（A、B、C、D日程）
	公募制選抜（A、B、C日程）
	学校推薦型選抜（A日程）
	一般選抜（A、B、C日程）
	編入学選抜（A、B日程）

（入試成績優秀者奨学生の判定基準）

第11条 入試成績優秀者奨学生は、一般選抜入学試験において成績上位5名の受験生に対し、次に定める授業料を免除することができる。

入試方式	対象人数	授業料免除
一般選抜A	2人	全額免除
	3人	半額免除

2 一般選抜入学試験を除く入学選抜試験の合格者は、授業料免除のために一般選抜入学試験を受験することができる。

3 毎年度末時点のGPAが2.5以上である者に限り、翌年度に継続適用することができる。

（はりま地方奨学生の判定基準）

第12条 はりま地方奨学生は、次に定める播磨地方13市9町にある高等学校に在学又は在住（入学後に居住予定の者を含む。）する受験生を対象とする。

中播磨 姫路市、市川町、福崎町、神河町、太子町

西播磨 相生市、赤穂市、宍粟市、たつの市、上郡町、佐用町

東播磨 加古川市、明石市、高砂市、稲美町、播磨町

北播磨 西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可町

2 「一般選抜入学試験A日程」において成績上位者に対し、次に定める授業料を免除することができる。

入試方式	対象成績	授業料免除
一般選抜A	1位・2位	授業料1/2免除
	3位～11位	授業料1/4免除
	12位～72位	授業料1/6免除

3 一般選抜入学試験を除く入学選抜試験の合格者は、授業料免除のために一般選抜入学試験を受験することができる。

4 奨学生が所属する学部の毎年度末時点の必修科目平均点が、上位25%に該当する者に限り、翌年度に継続適用することができる。

（看護学部編入奨学生の判定基準）

第13条 看護学部編入奨学生は、編入学試験の受験生であり、成績上位者に対し、次に定める授業料を2年間免除することができる。

入試方式	対象人数	授業料免除
編入学選抜	10人	400,000円/年

IX 規程・内規

第4章 奨学生の適用期間・採用・手続

(適用期間)

第14条 奨学生の適用期間は、次のとおりとする。

- (1) 2年次以降の「特別奨学生①」、または、「特別奨学生②」の適用期間は、原則1年間とする。
- (2) 「学資支援奨学金」の適用期間は、原則として1年間とする。
- (3) 「応急奨学生」の期間は、原則として1年間とする。ただし、次年度においても、事情を総合的に判断して、決定することができる。
- (4) 「看護師養成支援奨学生」及び「教員養成支援奨学生」の期間は、原則として1年間とする。ただし、次年度以降は、第9条の判定基準を満たした者で、委員会の議を経て、法人の承認を得た場合に承認されるものとする。(なお、この奨学金は、一度、適用されなくなると再適用を受けることはできない。)
- (5) 「スポーツ特別奨学生、スポーツ奨学生」の適用期間は、原則として1年間とする。次年度以降においては、別に定める姫路大学スポーツ奨学生規程に準ずるものとする。
- (6) 「専願入試合格者入学金免除奨学生」は入学時のみ適用するものとする。
- (7) 「入試成績優秀者奨学生」の期間は、原則として1年間とする。ただし、第11条3項の判定基準を満たした者で、委員会の議を経て、法人の承認を得た場合に通算4年間を上限として、適用期間を延長することができる。
- (8) 「はりま地方奨学生」の期間は、原則として1年間とする。ただし、第12条4項の判定基準を満たした者で、委員会の議を経て、法人の承認を得た場合に通算4年間を上限として、適用期間を延長することができる。
- (9) 「看護学部編入奨学生」の適用期間は、2年間とする。

(奨学生の採用手続)

第15条 奨学生に選考された者は、以下の様式に基づき、採用・決裁手続をしなければならない。

- (1) 「特別奨学生①」、「特別奨学生②」、「応急奨学生」、「学資支援奨学生」、「スポーツ特別奨学生・スポーツ奨学生」、「入試成績優秀者奨学生」、「はりま地方奨学生」及び「看護学部編入奨学生」として選考された場合は、「奨学生採用願（奨様式1号）」及び「誓約書（奨様式2号）」に基づき、教学部長・学長を経て、法人の承認を得なければならない。
- (2) 「応急奨学生」、「看護師養成支援奨学生」、「教員養成支援奨学生」、「スポーツ特別奨学生・スポーツ奨学生」、「入試成績優秀者奨学生」及び「はりま地方奨学生」において、次年度以降も引き続き奨学生を希望する場合は、本委員会の選考を経て、その都度「奨学生継続願（奨様式3号）」に基づき、学部長・学長を経て、法人の承認を得なければならない。
- (3) 「専願入試合格者入学金免除奨学生」として選考された場合は、所定の入学手続きに加え、「誓約書（奨様式2号）」を提出するものとする。

IX 規程・内規

(奨学生の採用・継続の通知)

第16条 奨学生として採用及び継続が認められたときは、学長が本人に対して、その旨を通知するものとする。

第5章 奨学生の取り消し等

(奨学生の資格を取り消される事由)

第17条 本委員会が次の事由により、奨学生資格を取り消した場合、委員長は学長に報告し、法人の承認を得なければならない。

- (1) 在学中の学業成績が、第6条～13条に定める判定基準を満たさないとき
- (2) 学則に定める事由により、退学及び停学処分を受けたとき
- (3) 素行等で著しく問題行動があるとき
- (4) 傷病疾病等のために、成業の見込みがないとき
- (5) 提出書類等に関して、虚偽記載が判明したとき
- (6) 正当な理由がなく、第15条に定める願い出を怠ったとき

(身分変更の届出)

第18条 奨学生は、次の事由が生じたときには、所定の様式に基づき、保証人連署のうえ、直ちに教学部を経て、学長に届出をしなければならない。

- (1) 休学、退学
 - (2) 本人及び保証人等の身分、住所、その他重要事項に変更が生じた場合
- ただし、奨学生が病気、傷病及び死亡した場合は、保証人が届出なければならない。

(返還事由)

第19条 奨学生が、その年度の途中で第17条の事由により、その資格を失ったときは、すでに免除または減額された授業料の一部又は全額を返還させる場合がある。

- 2 返還の金額及び方法については、事情を調査のうえ、決定する。

第6章 その他

(細則)

第20条 この規程の運用について、必要な事項は別に定める。

(所管部署)

第21条 この奨学生に関する事務の所管は、教務・学生・厚生課及び入学・キャリアセンターとする。ただし、入学選抜試験に伴う奨学生に関わる入学時の事務は入学・キャリアセンターとする。

(改廃)

第22条 この規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

Ⅸ 規程・内規

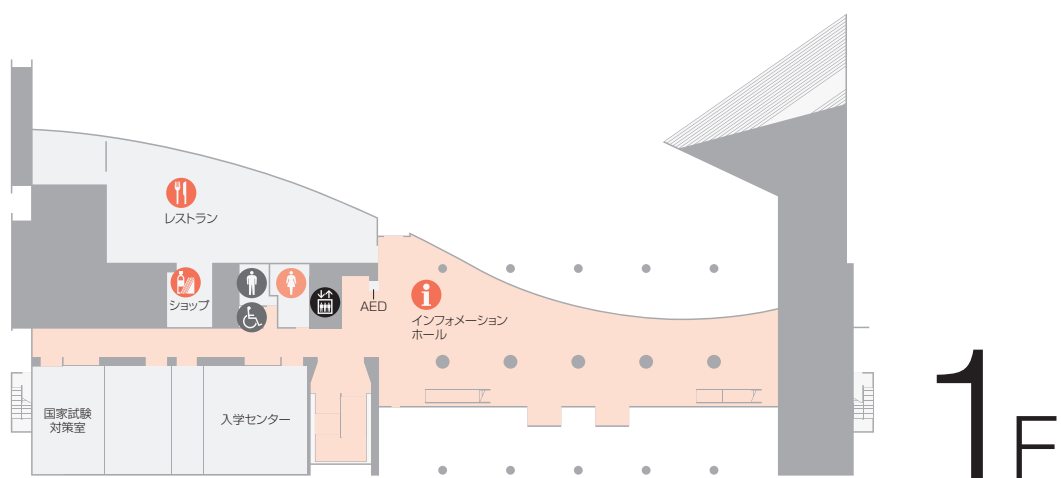
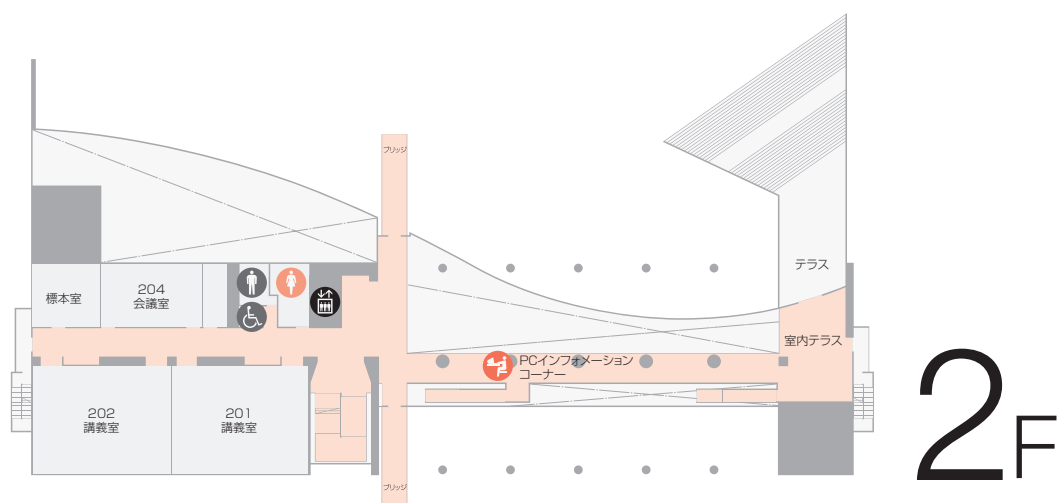
附 則

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この規程の制定に伴い「姫路大学奨学金規程」は廃止する。
- 3 この規程の改正は、令和2年7月1日から施行する。
- 4 この規程の改正は、令和4年6月1日から施行する。なお、令和3年度以前の入学生は、従前の規程を適用する。
- 5 この規程の改正は、令和5年6月1日から施行する。
- 6 この規程の改正は、令和5年10月1日から施行する。
- 7 この規程の改正は、令和6年4月1日から施行する。なお、令和6年度以前の入学生は、従前の規程を適用する。

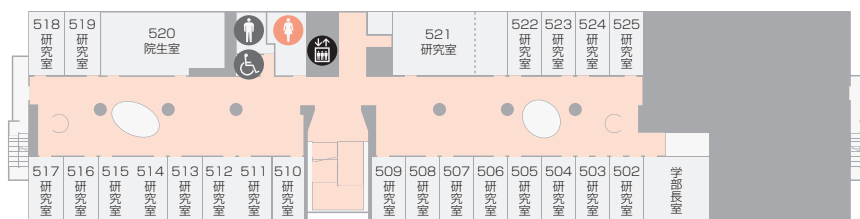
M E M O

X 校舎配置図

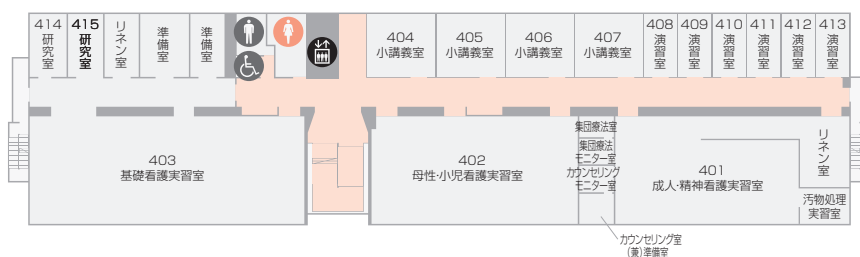
1 1号棟



X 校舎配置図



5_F



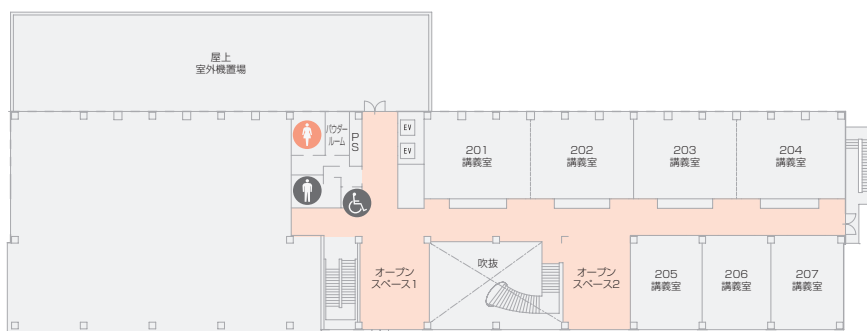
4_F



3_F

X 校舎配置図

2 2号棟



2_F



1_F

X 校舎配置図



4F



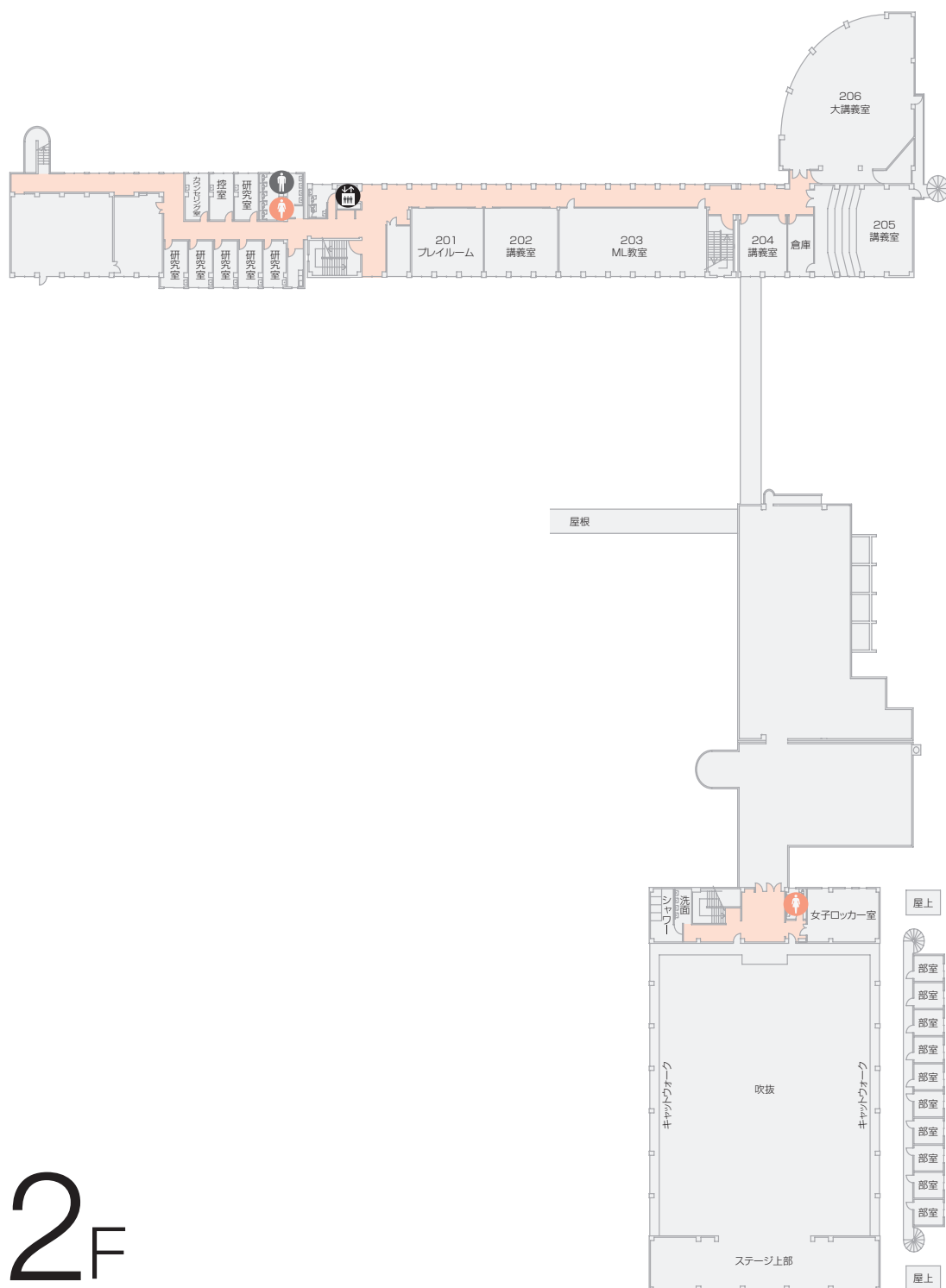
3F

X 校舍配置図

3 旧2号棟

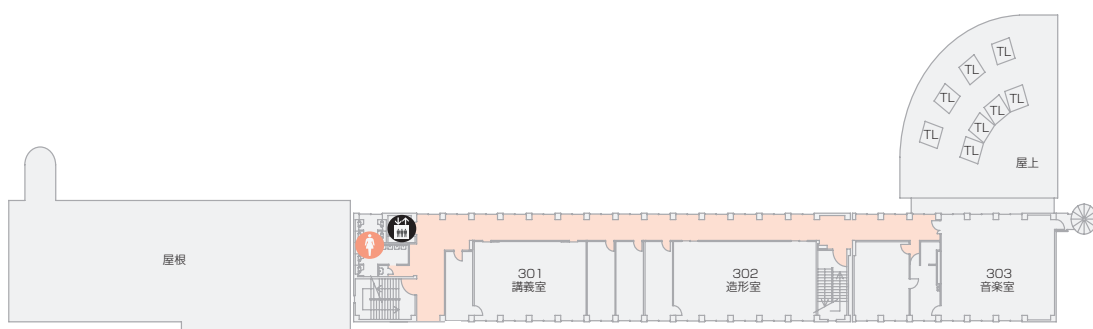
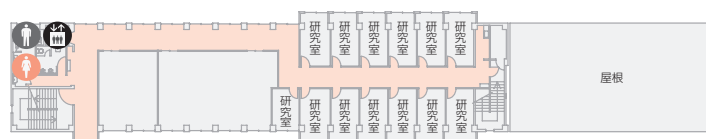


X 校舎配置図

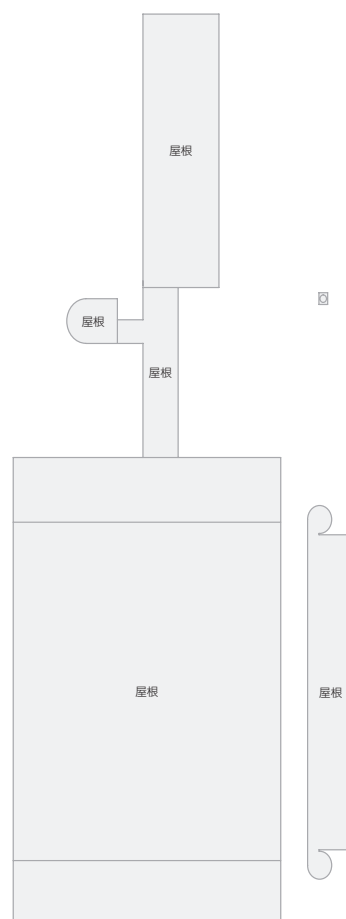


X 校舎配置図

4_F



3_F



XI 校歌

姫路大学 校歌

作詞：川口汐子
作曲：千住 明
編曲：千住 明

INTRO
♩ = 86

A *mf*

Female Chorus

ま な び や - に い く と せ あ お
い ち ぼ う (お) - の う み と は き あ め
の じ ぎ く - の み だ れ さ く し

Male Chorus

ま な び や - に い く と せ あ お
い ち ぼ う (お) - の う み と は き あ め
の じ ぎ く - の み だ れ さ く し

ぐ ひ か さ や ま だ わ れ ら い ま こ こ に つ ど い て
く は り ま な だ わ れ ら が - お も い そ だ つ な り
ろ き よ ら か に や ま じ の - あ き を か ざ る な り

B

きょ う (お) - せ い を こ こ ろ の は た と
き づ く み ら い に た ぐ - い な き
わ れ ら が ち か い は - な - と さ け

cresc.

か か げ つ つ み ち を き - わ め ん
あ い と - し ん ら い き う ま れ た り
き ぼ う (お) の ふ な で に さ ち あ た れ や

cresc.

か か げ つ つ み ち を き - わ め ん
あ い と - し ん ら い き う ま れ た り
き ぼ う (お) の ふ な で に さ ち あ た れ や

f

XI 校歌

1. う(お) 2. う(お) INTER 4 4 D.S.

Coda う(お) 2 2 rit.

姫路大学 校歌

一 学びやに 幾年とせ仰ぐ 日笠山 ひかさやま

われら今 ここに集いて

「共生」を 心の旗と

掲げつつ 道をきわめん

輝け姫路大学 われらが母校

二 一望の 海はきらめく 播磨灘

われらが 理想 おもい 育つなり

築く未来に たぐいなき

愛と 信頼 うまれたり

輝け姫路大学 われらが母校

三 野路菊の 乱れ咲く白 清らかに

山路の秋を 飾るなり

われらが 誓い花と咲け

希望の船出に 幸あれや さち

輝け姫路大学 われらが母校

M E M O

連絡先一覧

教学部 教務・学生・厚生課	079 (247) 7357
入学・キャリアセンター(就職)	079 (247) 7452
図書館	079 (247) 7396
〒671-0101 兵庫県姫路市大塩町2042番2 079(247)7301(代表)	

学籍番号	
氏 名	

姫路大学
学修便覧2025 看護学部
発行日 令和7年4月1日
発 行 教学部 教務・学生・厚生課
〒671-0101
姫路市大塩町2042番2
☎079-247-7357

姫路大学

Himeji University

看護学部 看護学科

SCHOOL OF NURSING

DEPARTMENT OF NURSING